











		課室名		高齢福祉課			
起案日		25年9月20日		決裁日		25年9月30日	
課内		検討者				決裁者	
担当者	起案責任者 高齢福祉課長			健康福祉部長	副市長	市長	
	 Tel1532501						
副主幹兼 総務係長	課長補佐兼 介護認定係長	意見					
		合議者					
						財政課長	
							
		意見				 	
広報のべおかへの掲載	要・ <input checked="" type="radio"/>		ホームページへの掲載		要・ <input checked="" type="radio"/>		

件名：平成25年度社会福祉協議会運営補助金の補助額の変更について

標記の件につきまして、(福)延岡市社会福祉協議会から別紙のとおり、事業計画変更承認申請書が提出されましたので、その内容を適当と認め、補助金額を変更します。

<裏面に続く>

1. 事業名 社会福祉協議会運営補助事業

2. 補助額 予 定 額 85,771,948円

変 更 額 1,197,500円

変更後補助額 86,969,448円

3. 変更内容 運用益事業の追加募集に伴う増額 1,197,500円 (7事業 別紙詳細)

※8/12の基金運用審議会により承認済み

4. 予算科目 社会福祉協議会運営補助事業 (89,987,000円)

民生費：社会福祉費：社会福祉総務費：

民間社会福祉団体助成事業：社会福祉協議会運営補助事業

負担金、補助及び交付金

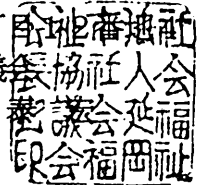
予算残額：4,215,052円

平成25年9月20日

事業計画変更承認申請書

延岡市長 首藤 正治 様

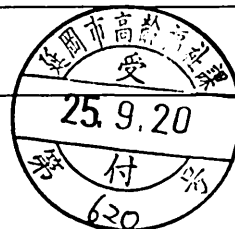
住所 延岡市三ツ瀬町1丁目  
氏名 延岡市社会福祉協議会  
会長 柳田 義典



平成25年4月1日付延高齢第58号で承認されました平成25年度社会福祉協議会運営補助事業について次のとおり変更したいので、ご承認くださるよう申請します。

記

事業の名称	社会福祉協議会運営補助事業	社会福祉協議会運営補助事業
	決定事項	変更事項
総事業費	478,866,000円	480,063,500円
補助金額	85,771,948円	86,969,448円
完了予定	平成26年3月31日	平成26年3月31日
変更の事由、内容	・社会福祉事業基金運用益事業の事業費の追加によるもの	



平成25年度一般会計収支予算書 (抄本)

(収入)

(単位：千円)

科 目			現計予算	補正予算	収入合計	補 正 内 訳
大	中	小				
経常経費			85,772	1,197	86,969	社会福祉事業基金運用益事業の追加事業 (第2回)を実施することによる増額 (1,197千円)
補助金収入						
	市区町村		85,772	1,197	86,969	
		補助金収入	85,772	1,197	86,969	
経 常 収 入 計			85,772	1,197	86,969	

(支出)

(単位：千円)

科 目			現計予算	補正予算	支出合計	補 正 内 訳
大	中	小				
事務費支出	消耗品費		24	23	47	社会福祉事業基金運用益事業の追加事業 (第2回)を実施することによる増額 (1,331千円 内、事務費23千円)
			24	23	47	
			85,748	1,174	86,922	
補助金支出	補助金支出		85,748	1,174	86,922	
		補助金支出	85,748	1,174	86,922	
経 常 支 出 計			85,772	1,197	86,969	

※ 変更部分のみ掲載

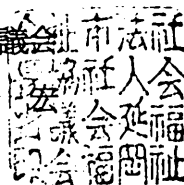
本証は原本と相違ないことを証明する

平成25年9月20日

延岡市三ツ瀬町1丁目12番地4

社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会

会 長 柳 田 泰





平成25年度 延岡市社会福祉事業基金運用益事業 (第2回申請)











(単位:円)

No.	事業名	事業主体	総事業費	基金補助費	自主財源	事業内容	事業費内訳																						
1	「命を支えるネットワーク」 フォーラム開催事業	地域ネットワークさつき会 〔代表:松本 由美子 [REDACTED]〕	200,000	160,000	40,000	延岡市の在宅医療やケア体制、ネットワークの構築に向けたフォーラムを開催する事業。先進地である宮崎市における在宅診療の取り組みや「宮崎キュアネットワーク」の活動について学ぶ。 講師:牛谷義秀 (クリニックうしたに理事長) 榎本雄介(大貫診療所院長)	<table border="0"> <tr><td>報償金費</td><td>60,000</td></tr> <tr><td>旅費交通費</td><td>10,000</td></tr> <tr><td>消耗品費</td><td>37,625(施設内花代、用紙等)</td></tr> <tr><td>印刷製本費</td><td>30,000(チラシポスター)</td></tr> <tr><td>燃料費</td><td>5,000</td></tr> <tr><td>光熱水費</td><td>9,975</td></tr> <tr><td>通信費</td><td>5,000</td></tr> <tr><td>広告費</td><td>20,000(新聞広告等)</td></tr> <tr><td>保険料</td><td>5,600</td></tr> <tr><td>使用料</td><td>16,800(カルチャープラザ)</td></tr> <tr><td>計</td><td>200,000</td></tr> </table>	報償金費	60,000	旅費交通費	10,000	消耗品費	37,625(施設内花代、用紙等)	印刷製本費	30,000(チラシポスター)	燃料費	5,000	光熱水費	9,975	通信費	5,000	広告費	20,000(新聞広告等)	保険料	5,600	使用料	16,800(カルチャープラザ)	計	200,000
報償金費	60,000																												
旅費交通費	10,000																												
消耗品費	37,625(施設内花代、用紙等)																												
印刷製本費	30,000(チラシポスター)																												
燃料費	5,000																												
光熱水費	9,975																												
通信費	5,000																												
広告費	20,000(新聞広告等)																												
保険料	5,600																												
使用料	16,800(カルチャープラザ)																												
計	200,000																												
2	北川地区福祉推進活動拡大 事業	北川地区社会福祉協議会 〔代表:小野 正勝 北川町川内名7250〕	156,025	140,000	16,025	平成24年度に策定した北川地域福祉活動計画を住民全般に周知するために地域福祉推進チームやサロン、高齢者クラブを対象に研修会を行うとともに広報紙等を作成し、地域住民へのPR活動を行うなどのフォローアップ事業。	<table border="0"> <tr><td>消耗品費</td><td>25,000(資料用紙、インク賞状代等)</td></tr> <tr><td>保険料</td><td>15,000</td></tr> <tr><td>使用料</td><td>3,425</td></tr> <tr><td>備品購入費</td><td>112,600(パソコン、デジカメ等)</td></tr> <tr><td>計</td><td>156,025</td></tr> </table>	消耗品費	25,000(資料用紙、インク賞状代等)	保険料	15,000	使用料	3,425	備品購入費	112,600(パソコン、デジカメ等)	計	156,025												
消耗品費	25,000(資料用紙、インク賞状代等)																												
保険料	15,000																												
使用料	3,425																												
備品購入費	112,600(パソコン、デジカメ等)																												
計	156,025																												
3	亀井の丘夢づくり事業	亀井の丘夢づくりの会 〔代表:原田徹雄 [REDACTED]〕	340,000	300,000	40,000	川中地区の亀井の丘一帯の花壇や遊歩道の整備を行い、地域住民の交流の場とし、そこで市民、子ども、高齢者向けに読み聞かせ・紙芝居を行い亀井の丘を歴史と文化の香り豊かな地域にする事業である。また、丘に自生している巨樹や巨木の調査、保存、記録等に取り組む。	<table border="0"> <tr><td>報償金費</td><td>50,000</td></tr> <tr><td>消耗品費</td><td>87,000(ほうき、インク花壇用ブロック等)</td></tr> <tr><td>印刷製本費</td><td>10,000(樹木等写真プリント)</td></tr> <tr><td>燃料費</td><td>3,000</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td>30,000</td></tr> <tr><td>備品購入費</td><td>160,000(刈払機3台、巨木標識版10基)</td></tr> <tr><td>計</td><td>340,000</td></tr> </table>	報償金費	50,000	消耗品費	87,000(ほうき、インク花壇用ブロック等)	印刷製本費	10,000(樹木等写真プリント)	燃料費	3,000	賃借料	30,000	備品購入費	160,000(刈払機3台、巨木標識版10基)	計	340,000								
報償金費	50,000																												
消耗品費	87,000(ほうき、インク花壇用ブロック等)																												
印刷製本費	10,000(樹木等写真プリント)																												
燃料費	3,000																												
賃借料	30,000																												
備品購入費	160,000(刈払機3台、巨木標識版10基)																												
計	340,000																												
4	公園の美化活動を通しての 地区住民交流促進事業	長浜団地ひまわり会 〔代表:田中 昌宏 [REDACTED]〕	66,700	60,000	6,700	地域住民と一緒に公園の花づくりを行い、公園の美化活動に取り組むことにより、一人暮らし高齢者や高齢者世帯、閉じこもりがちな住民へ鉢植えをプレゼントし、見守り声かけ活動を行いながら地域の絆づくりを図っていく事業。	<table border="0"> <tr><td>消耗品費</td><td>51,038(鉢、プランター、用紙インク等)</td></tr> <tr><td>燃料費</td><td>3,885</td></tr> <tr><td>保険料</td><td>3,800</td></tr> <tr><td>備品購入費</td><td>7,977(ハウスキャリー)</td></tr> <tr><td>計</td><td>66,700</td></tr> </table>	消耗品費	51,038(鉢、プランター、用紙インク等)	燃料費	3,885	保険料	3,800	備品購入費	7,977(ハウスキャリー)	計	66,700												
消耗品費	51,038(鉢、プランター、用紙インク等)																												
燃料費	3,885																												
保険料	3,800																												
備品購入費	7,977(ハウスキャリー)																												
計	66,700																												

平成25年度 延岡市社会福祉事業基金運用益事業 (第2回申請)

(単位:円)

No.	事業名	事業主体	総事業費	基金補助費	自主財源	事業内容	事業費内訳
5	地域の食材を使って食育の輪を広げる事業	のびっこ保育園 [代表:後藤 明美 ██████████]	186,000	149,000	37,000	親子・地域住民が地元で収穫した旬の食材を使い、一緒に調理することにより食育の大切さや感謝の心を学ぶとともに、昔ながらの杵と臼を使った餅つきを行うなど、食で繋がる地域づくり活動を続けていく事業。	報償費 10,000 消耗品費 139,700(ポスター紙、絵の具調理材料一式) 広告費 10,500(タ刊ティリー) 使用料 6,000(公民館2日分) 備品購入費 19,800(まな板、カセットコンロ等) <hr/> 計 186,000
6	わらべ唄ふれあい事業	わらべ唄の会 [代表:白羽根 裕子 ██████████]	285,000	105,000	180,000	児童福祉施設・小学校・高齢者施設を訪問し、昔から歌い継がれてきた「わらべ唄」を幼児・小学生・高齢者と一緒にコーラスをしたり購入したハンドベルで演奏することにより高齢者に生きる力や幸を感じてもらえとともに次世代を担う子供たちに「わらべ唄」を伝承していく事業。	報償費 120,000(指導者、伴奏者) 交通費 20,000(訪問先7回) 消耗品 20,525(紙風船、シャボン玉楽譜代、コピー代等) 使用料 20,000(社教センター10回) 備品購入費 104,475(ハンドベル、ハーモニカ等) <hr/> 計 285,000
7	延岡駅前での高齢者の居場所づくりとご長寿健康サポート事業	幸町商店街振興組合 [代表:内田 憲児 幸町2丁目130番地]	293,630	260,000	33,630	高齢化が進み、地域コミュニティが希薄化している延岡駅前エリアにおいて高齢者が利用する宮崎交通バスセンターの近くの空き店舗で、9月から4か月間、フットケアや健康に関する相談を行い高齢者の憩いの場を提供することにより地域コミュニティ形成を図る事業。	報償費 84,000(フットケア5回 整体2回、薬剤師1回) 消耗品費 10,500(ガムテープ、インク) 印刷製本費 52,500(告知ポスター) 光熱水費 10,000(4ヶ月分) 広告費 52,500(タ刊ティリー4回) 賃借料 52,500(空き店舗家賃) 備品購入費 31,630(カフェ備品購入費等) <hr/> 計 293,630
	事務費		23,500	23,500			事務費 (基金事業費の2%)
	合計		1,550,855	1,197,500	353,355		

		課室名		高齢福祉課			
起案日		25年4月2日		決裁日		25年4月2日	
課内		検討者					決裁者
担当者	起案責任者				健康福祉部長	副市長	市長
	 高齢福祉課長 Tel1532501						
副主幹兼 総務係長	課長補佐兼 介護認定係長	意見					
							
		合議者					
							財政課長
							
		意見					
							
広報のべおかへの掲載		否		ホームページへの掲載		否	

件名：平成25年度延岡市社会福祉協議会運営補助事業等の予算執行について

標記の件につきまして、(福)延岡市社会福祉協議会(会長：柳田 泰宏)から「延岡市社会福祉協議会運営補助事業」並びに「延岡市社会福祉センター運営補助事業」に係る補助金の交付申請がありましたので、当該補助金の予算を執行します。

<裏面に続く>

記

1. 予算額

○社会福祉協議会運営補助事業 89,987,000円

民生費：社会福祉費：社会福祉総務費：民間社会福祉団体助成事業：社会福祉協議会  
運営補助事業：負担金、補助及び交付金：市社会福祉協議会運営補助金

○社会福祉センター運営補助事業 7,630,000円

民生費：社会福祉費：社会福祉総務費：民間社会福祉団体助成事業：社会福祉センター  
運営補助事業：負担金、補助及び交付金：市社会福祉センター運営補助金

2. 補助金内訳及び支払計画

別紙のとおり

平成25年4月1日

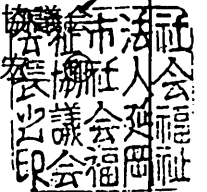
補助金等交付申請書

延岡市長 首藤 正治 様

住 所 延岡市三ツ瀬町1丁目12番地4

社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会

氏 名 会 長 柳 田 泰

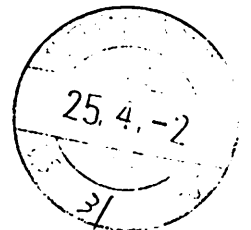


次の事業について補助金等の交付を受けたいので、延岡市補助金等の交付に関する規則の規定により申請いたします。

記

- |                |                              |
|----------------|------------------------------|
| 1 補助金等交付申請額    | 85,771,948円                  |
| 2 事業の名称        | 社会福祉協議会運営補助事業                |
| 3 事業の目的及び内容    | 別紙予算書のとおり                    |
| 4 事業の時期又は完了予定日 | 自 平成25年4月 1日<br>至 平成26年3月31日 |
| 5 事業に要する経費     | 別紙予算書のとおり                    |

備考 事業計画書、資金計画書その他必要な書類を添付すること。



補 助 指 令 書 (案)

住 所 延岡市三ツ瀬町1丁目12番地4  
社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会  
氏 名 会長 柳 田 泰 宏 様

平成25年4月1日付をもって申請のあった社会福祉協議会運営補助事業について、次のとおり補助することを決定したので、通知します。

平成25年4月2日

延岡市長 首 藤 正 治 印

記

1 交付決定額 85,771,948円/

2 条件

- イ この補助金等は当該事業に充当し、他に流用してはならない。
- ロ この補助金等は平成25年度内に交付する。
- ハ この補助金等の使途、その他について適当でないと認めたときは決定を取消し又は補助金等の全部又は一部の返還を命ずることがある。
- ニ 市長において必要と認めるときは関係事項につき報告を命じ、もしくは関係書類の監査をすることがある。

3 指示事項

- イ 平成26年4月20日までに事業報告書並びに収支計算書を提出すること。
- ロ この決定に異議がある場合は平成25年4月15日までに申請の取下げができます。

平成25年4月1日

補助金等交付申請書

延岡市長 首藤 正治 様

住所 延岡市三ツ瀬町1丁目12番地4

社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会

氏名 会長 柳田 泰

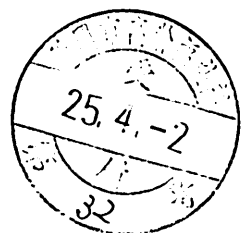


次の事業について補助金等の交付を受けたいので、延岡市補助金等の交付に関する規則の規定により申請いたします。

記

- |                |                              |
|----------------|------------------------------|
| 1 補助金等交付申請額    | 7,630,000円                   |
| 2 事業の名称        | 社会福祉センター運営補助事業               |
| 3 事業の目的及び内容    | 別紙予算書のとおり                    |
| 4 事業の時期又は完了予定日 | 自 平成25年4月 1日<br>至 平成26年3月31日 |
| 5 事業に要する経費     | 別紙予算書のとおり                    |

備考 事業計画書、資金計画書その他必要な書類を添付すること。



補 助 指 令 書 (案)

住 所 延岡市三ツ瀬町1丁目12番地4  
延岡市社会福祉協議会  
氏 名 会長 柳 田 泰 宏 様

平成25年4月1日付をもって申請のあった社会福祉センター運営補助事業について、次のとおり補助することを決定したので、通知します。

平成25年4月2日

延岡市長 首 藤 正 治 印

記

1 交付決定額 7,630,000円 /

2 条件

イ この補助金等は当該事業に充当し、他に流用してはならない。

ロ この補助金等は平成25年度内に交付する。

ハ この補助金等の使途、その他について適当でないと認めたときは決定を取消し又は補助金等の全部又は一部の返還を命ずることがある。

ニ 市長において必要と認めるときは関係事項につき報告を命じ、もしくは関係書類の監査をすることがある。

3 指示事項

イ 平成26年4月20日までに事業報告書並びに収支計算書を提出すること。

ロ この決定に異議がある場合は平成25年4月15日までに申請の取下げができます。



# 補助金内訳

## ○人件費補助

本所一括取り扱い	76,561,348	法人運営及び経営管理事業
----------	------------	--------------

## ○事業内容

3-① 社会福祉大会	583,000	広報活動事業
4-① 関係団体助成事業(運営)	1,200,000	} 連絡調整及び助成事業
4-② 関係団体助成事業(活動)	1,040,000	
5-① ふれあい福祉相談事業	2,364,000	} ふれあいのまちづくり事業
5-② 地区社協支援事業	1,980,000	
6-① ボランティアセンター運営事業	950,000	} ボランティアセンター事業
6-④ ボランティア育成研修事業	200,000	
北浦6-④ ボランティア育成研修事業	100,000	
社会福祉事業基金運用益事業	793,600	1-③: 23,600 / 5-④: 270,000(加) 6-⑤: 500,000(ボランティア)
合計	9,210,600	ボランティアセンター事業 ふれあいのまちづくり事業

## ○福祉センター管理運営

延岡市社会福祉センター	7,630,000	北方支所、北川支所は別途契約 北浦支所はなし
-------------	-----------	---------------------------

# 平成25年度 社会福祉協議会運営補助金明細

	人件費補助	76,561,348	
1 - 2	職員 18人分× 80%	73,473,886	
1 - 2	嘱託 1人分×100%	3,087,462	
	福祉団体等補助金	9,210,600	
3 - 1	延岡市社会福祉大会	545,000	社会福祉 大会
3 - 1	宮崎県社会福祉大会	38,000	
4 - 1	延岡市しょうがい者大輪の会	60,000	関係団体 助成事業 (運営)
4 - 1	宮崎県原爆被爆者の会延岡支部	40,000	
4 - 1	認可外保育所運営補助	880,000	
4 - 1	認可外保育所運営補助(事務費)	60,000	
4 - 1	北方地区身体障害者福祉会	60,000	
4 - 1	離島等介護サービス緊急対応事業	100,000	
4 - 2	恒富幼稚園・恒富小通級指導教室保護者の会	30,000	
4 - 2	手をつなぐ会延岡支部	40,000	
4 - 2	延岡市肢体不自由児父母の会	40,000	
4 - 2	延岡支障害者団体連絡協議会(スポーツ大会参加補助)	40,000	
4 - 2	延岡市聴覚障がい者協会	60,000	関係団体 助成事業 (活動)
4 - 2	延岡市母子寡婦福祉連絡協議会	150,000	
4 - 2	手話サークル「わかあゆ」	30,000	
4 - 2	延岡ひかりの会	30,000	
4 - 2	宮崎県県北地区里親会	20,000	
4 - 2	福祉ふれあいスポーツ祭実行委員会(北方地区福祉運動会)	200,000	
4 - 2	延岡市戦没者遺族会	100,000	
4 - 2	北方地区戦没者遺族会	50,000	
4 - 2	北浦地区戦没者遺族会	100,000	
4 - 2	北川地区戦没者遺族会	100,000	
4 - 2	北方地区中国殉難者奉賛会(慰霊祭)	50,000	
5 - 1	高齢者等福祉相談事業	2,364,000	高齢者福祉相談事業
5 - 2	地区社協活動推進助成	1,980,000	地区社協支援事業
6 - 1	ボランティアセンター活動助成	950,000	ボランティアセンター運営事業
6 - 4	ボランティア育成事業	300,000	ボランティア育成研修事業
	延岡市社会福祉事業基金運用益事業 <small>※別紙明細</small>	793,600	
	合 計	85,771,948	

## 社会福祉センター運営補助金

8	社会福祉センター運営補助金	7,630,000
---	---------------	-----------

補助金 合計 93,401,948

平成25年度 延岡市社会福祉事業基金運用益事業（第1回申請）

（単位：円）

No.	事業名	事業主体	総事業費	基金事業費	自主財源	事業内容	事業費内訳																
1	延岡市災害ボランティア活動事業	延岡市社会福祉協議会 〔三ツ瀬町1丁目12-4〕	603,000	500,000	103,000	災害に強いまちづくりを推進するために、基礎編・実践編の講座を実施する。実践編まで受講された方に受講証を発行し、のぼり旗とベストを配布し、災害時の様々なパイプ役を担う人材を育成する。	<table border="0"> <tr> <td>報償費</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>消耗品費</td> <td>495,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（受講証、幟旗、ベスト等）</td> </tr> <tr> <td>通信費</td> <td>88,000</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>603,000</td> </tr> </table>	報償費	20,000	消耗品費	495,000	（受講証、幟旗、ベスト等）		通信費	88,000	計	603,000						
報償費	20,000																						
消耗品費	495,000																						
（受講証、幟旗、ベスト等）																							
通信費	88,000																						
計	603,000																						
2	ふれあい・いきいきサロン支援事業	延岡市社会福祉協議会 〔三ツ瀬町1丁目12-4〕	300,000	270,000	30,000	地域でのサロン活動を定着させることを目的とし、住民と高齢者が交流を持てる場を作ることで、虚弱高齢者や1人暮らし高齢者の閉じこもりを防止する。また、仲間づくり、生きがいづくり、地域づくりを目指し、住み慣れた地域での生活を支援する。	<table border="0"> <tr> <td>消耗品費</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">（用紙・インク代等）15,000</td> </tr> <tr> <td>通信費（切手・電話代）</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>図書購入費</td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（レクリエーション関係の本）</td> </tr> <tr> <td>助成金</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">（8サロン活動費）240,000</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>300,000</td> </tr> </table>	消耗品費		（用紙・インク代等）15,000		通信費（切手・電話代）	5,000	図書購入費	40,000	（レクリエーション関係の本）		助成金		（8サロン活動費）240,000		計	300,000
消耗品費																							
（用紙・インク代等）15,000																							
通信費（切手・電話代）	5,000																						
図書購入費	40,000																						
（レクリエーション関係の本）																							
助成金																							
（8サロン活動費）240,000																							
計	300,000																						
	事務費		23,600	23,600			事務費（基金事業費の2%）																
	合計		926,600	793,600	133,000																		

平成25年度 補助金内訳および支払計画

(単位：円)

内 容	補助額	4月支給額	7月支給額	10月支給額	1月支給額
社会福祉協議会運営補助事業	85,771,948	✓ 32,971,018	14,400,254	24,000,423	14,400,253
社会福祉センター運営補助事業	7,630,000	✓ 1,907,500	1,907,500	1,907,500	1,907,500
小 計	93,401,948	34,878,518	16,307,754	25,907,923	16,307,753

(社会福祉協議会運営補助事業の各月支払額算出基礎)

4月……76,561,348円(人件費)÷15.95月(給料等の年間支給月数)×4.95月+9,210,600円(福祉補助金ほか)=32,971,018円

7月……76,561,348円(人件費)÷15.95月(給料等の年間支給月数)×3月=14,400,254円

10月……76,561,348円(人件費)÷15.95月(給料等の年間支給月数)×5月=24,000,423円

1月……85,771,948円(補助額合計)－(32,971,018円+14,400,254円+24,000,423円) =14,400,253円



# 25 支出負担行為変更書 (一般)

伝票番号 0001388 - 001

年度	25	会計	01 一般会計	所属	200500 高齢福祉課			
予算担当	主務係長	予算担当係長	課長	部次長	部長	財政課長	会計管理者	部長
				/	/	/	/	決裁者
合議								

予算区分	0 現年度予算	起票日	25年 9月 30日
款	03 民生費	※決裁日	25年 9月 30日
項	01 社会福祉費	契約方法	5 なし
目	01 社会福祉総務費		
細目	002 民間社会福祉団体助成事業	予算配当額	89,987,000円
細々目	01 社会福祉協議会運営補助事業	負担行為済額	86,969,448円
節	19 負担金、補助及び交付金	配当残額	3,017,552円
細節	51 市社会福祉協議会運営補助金		

金額	¥ 1, 197, 500
----	---------------

変更前額	85,771,948 円	変更後額	86,969,448 円
------	--------------	------	--------------

件名等 摘要 延岡市社会福祉協議会運営補助金  
納品場所

相手方住所・氏名  
住所 延岡市三ツ瀬町1丁目12番地4  
氏名 (福) 延岡市社会福祉協議会

備考 延岡市補助金等の交付に関する規則第12条により概算払いとする。

補助指令書(変更)

住所 延岡市三ツ瀬町1丁目12番地4  
社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会  
氏名 会長 柳田泰宏様

平成25年9月20日付をもって変更承認申請のあった社会福祉協議会運営補助事業について、次のとおり補助することを決定したので、通知します。

平成25年9月30日

延岡市長 首藤正海



記

1 変更後の交付決定額 86,969,448円  
変更前の交付決定額 85,771,948円

2 条件

- イ この補助金等は当該事業に充当し、他に流用してはならない。
- ロ この補助金等は平成25年度内に交付する。
- ハ この補助金等の使途、その他について適当でないと認めるときは決定を取消し又は補助金等の全部又は一部の返還を命ずることがある。
- ニ 市長において必要と認めるときは関係事項につき報告を命じ、もしくは関係書類の監査をすることがある。

3 指示事項

- イ 平成26年4月20日までに事業報告書並びに収支計算書を提出すること。
- ロ この決定に異議がある場合は平成25年10月8日までに申請の取下げができます。

平成25年度 補助金内訳および支払計画 (変更後)

(単位：円)

内 容	補助額	4月支給額	7月支給額	10月支給額	1月支給額
社会福祉協議会運営補助事業	86,969,448	32,971,018	14,400,254	25,197,923	14,400,253
社会福祉センター運営補助事業	7,630,000	1,907,500	1,907,500	1,907,500	1,907,500
小 計	94,599,448	34,878,518	16,307,754	27,105,423	16,307,753

(社会福祉協議会運営補助事業の各月支払額算出基礎)

4月……76,561,348円(人件費)÷15.95月(給料等の年間支給月数)×4.95月+9,210,600円(福祉補助金ほか)=32,971,018円

7月……76,561,348円(人件費)÷15.95月(給料等の年間支給月数)×3月=14,400,254円

10月……76,561,348円(人件費)÷15.95月(給料等の年間支給月数)×5月+1,197,500円(基金運用益事業)=25,197,923円

1月……85,771,948円(補助額合計)－(32,971,018円+14,400,254円+24,000,423円)=14,400,253円

新年度



25 支出負担行為書

(一般) 伺無

伝票番号 0001388 - 000

年度	25	会計	01 一般会計	所属	200500 高齢福祉課			
予算担当	主務係長	予算担当係長	課長	部次長	部長	財政課長	会計管理者	部長
福	藤	藤	藤			*	*	決裁者 佐藤

予算区分	0 現年度予算	起票日	25年 4月 2日
款	03 民生費	※決裁日	25年 4月 2日
項	01 社会福祉費	契約方法	5 なし
目	01 社会福祉総務費		
細目	002 民間社会福祉団体助成事業		
細々目	01 社会福祉協議会運営補助事業	予算配当額	89,987,000円
節	19 負担金、補助及び交付金	負担行為済額	85,771,948円
細節	51 市社会福祉協議会運営補助金	配当残額	4,215,052円

金額 ￥85,771,948

※支出方法 完工払 ・ 前金払 ・ 出来高払 回 ・ 毎月払 ・ その他 (概算払)

件名等 摘要 延岡市社会福祉協議会運営補助金  
納品場所

相手方住所・氏名 住所 延岡市三ツ瀬町1丁目12番地4  
氏名 (福) 延岡市社会福祉協議会

備考 延岡市補助金等の交付に関する規則第12条により概算払いとする。  
別紙の通り交付決定を行います。



補助指令書

住所 延岡市三ツ瀬町1丁目12番地4  
社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会  
氏名 会長 柳田 泰宏 様

平成25年4月1日付をもって申請のあった社会福祉協議会運営補助事業について、次のとおり補助することを決定したので、通知します。

平成25年4月2日

延岡市長 首藤 正 治



記

1 交付決定額 85,771,948円

2 条件

- イ この補助金等は当該事業に充当し、他に流用してはならない。
- ロ この補助金等は平成25年度内に交付する。
- ハ この補助金等の使途、その他について適当でないと認めたときは決定を取消し又は補助金等の全部又は一部の返還を命ずることがある。
- ニ 市長において必要と認めるときは関係事項につき報告を命じ、もしくは関係書類の監査をすることがある。

3 指示事項

- イ 平成26年4月20日までに事業報告書並びに収支計算書を提出すること。
- ロ この決定に異議がある場合は平成25年4月15日までに申請の取下げができます。

# 分割支払内訳書

月/回	支出金額	支払日	月/回	支出金額	支払日
4月/1回	32,971.018 /	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     支払済                      25.4.18                      高齢福祉課                 </div>			
7月/2回	14,900,254 /	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     支払済                      25.7.19                      高齢福祉課                 </div>			
10月/3回	25,197,923 /				
1月/4回					
			計		

平成25年度 補助金内訳および支払計画

(単位：円)

内 容	補助額	4月支給額	7月支給額	10月支給額	1月支給額
社会福祉協議会運営補助事業	85,771,948	32,971,018	14,400,254	24,000,423	14,400,253
社会福祉センター運営補助事業	7,630,000	1,907,500	1,907,500	1,907,500	1,907,500
小 計	93,401,948	34,878,518	16,307,754	25,907,923	16,307,753

(社会福祉協議会運営補助事業の各月支払額算出基礎)

4月……76,561,348円(人件費)÷15.95月(給料等の年間支給月数)×4.95月+9,210,600円(福祉補助金ほか)=32,971,018円

7月……76,561,348円(人件費)÷15.95月(給料等の年間支給月数)×3月=14,400,254円

10月……76,561,348円(人件費)÷15.95月(給料等の年間支給月数)×5月=24,000,423円

1月……85,771,948円(補助額合計)－(32,971,018円+14,400,254円+24,000,423円) =14,400,253円

新年度



25 支出負担行為書

(一般)伺無

伝票番号 0001389 - 000

年度	25	会計	01 一般会計	所属			200500 高齢福祉課		
予算担当	主務係長	予算担当係長	課長	部次長	部長	財政課長	会計管理者	部長	
	福富	三藤	三藤	三藤	合議	*	*	三藤	
予算区分	0	現年度予算				起票日	25年4月2日		
款	03	民生費				※決裁日	25年4月2日		
項	01	社会福祉費				契約方法	5 なし		
目	01	社会福祉総務費							
細目	002	民間社会福祉団体助成事業							
細々目	03	社会福祉センター運営補助事業				予算配当額	7,630,000円		
節	19	負担金、補助及び交付金				負担行為済額	7,630,000円		
細節	51	市社会福祉センター運営補助金				配当残額	0円		
金額						¥7,630,000			
※支出方法 完工払 ・ 前金払 ・ 出来高払 回 ・ 毎月払 ・ その他(概算払)									
件名等	摘要 延岡市社会福祉センター運営補助金								
相手方住所・氏名	住所 延岡市三ツ瀬町1丁目12番地4 氏名 (福) 延岡市社会福祉協議会								
備考	延岡市補助金等の交付に関する規則第12条により概算払いとする。 品物の通し交付決定を行います								

補助指令書

住所 延岡市三ツ瀬町1丁目12番地4  
延岡市社会福祉協議会  
氏名 会長 柳田 泰宏 様

平成25年4月1日付をもって申請のあった社会福祉センター運営補助事業について、次のとおり補助することを決定したので、通知します。

平成25年4月2日

延岡市長 首藤 正 治



記

1 交付決定額 7,630,000円



2 条件












- イ この補助金等は当該事業に充当し、他に流用してはならない。
- ロ この補助金等は平成25年度内に交付する。
- ハ この補助金等の使途、その他について適当でないと認めたときは決定を取消し又は補助金等の全部又は一部の返還を命ずることがある。
- ニ 市長において必要と認めるときは関係事項につき報告を命じ、もしくは関係書類の監査をすることがある。

3 指示事項

- イ 平成26年4月20日までに事業報告書並びに収支計算書を提出すること。
- ロ この決定に異議がある場合は平成25年4月15日までに申請の取下げができます。

# 分割支払内訳書

月/回	支出金額	支払日	月/回	支出金額	支払日
4月/1回	1,907,500 /				
7月/2回	1,907,500 /				
10月/3回	1,907,500 /				
1月/4回	1,907,500				
			計	7,630,000	

		課室名		高齢福祉課			
起案日		H25年4月30日		決裁日		25年5月8日	
課内		検討者				決裁者	
担当者	起案者 責任者			健康福祉部長	副市長	市長	
	高齢福祉課長 						
副主幹兼 総務係長	課長補佐兼介 護認定係長	意見					
							
予算担当		合議者					
							財政課長
							
		意見					 
広報のべおかへの掲載	要・ <input checked="" type="radio"/>			ホームページへの掲載	要・ <input checked="" type="radio"/>		

件名：平成25年度地域福祉推進チーム支援事業補助金の予算執行について

標記の件につきまして、社会福祉法人延岡市社会福祉協議会から別紙の通り補助金の交付申請がありましたので、補助金の予算を執行します。

<裏面に続く>

記

1 事業名 地域福祉推進チーム

※ 地域福祉推進チームは、市内で一人暮らしの方が死亡し2～3日後に発見されるという事が続いたことから、行政（福祉事務所）、延岡市社会福祉協議会、民生委員、区長等の協議によって平成2年に発足したものです。「見守り」「声かけ」を基本的な活動内容とし、平成25年3月31日現在232チーム、3,352人が活動しています。

2 交付予定額 12,350千円

3 予算 12,580千円

款：地域支援事業費 項：介護予防事業費 目：一次予防事業費  
節：補助金

4 添付資料 ①補助金等交付申請書

②平成25年度地域福祉推進チーム活動計画

③平成25年度地域福祉推進チーム支援事業予算書

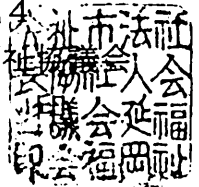


平成25年4月19日

補助金等交付申請書

延岡市長 首藤正治様

住所：延岡市三ツ瀬1丁目12番地4  
氏名：社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会  
会長 柳田泰宏



次の事業について補助金等の交付を受けたいので、延岡市補助金等の交付に関する規則の規定により申請いたします。

記

- |                |                              |
|----------------|------------------------------|
| 1 補助金等交付申請額    | 12,350,000円                  |
| 2 事業の名称        | 地域福祉推進チーム支援事業                |
| 3 事業の目的及び内容    | 寝たきりや一人暮らしの高齢者世帯への声かけ・見守り活動等 |
| 4 事業の時期又は完了予定日 | 平成25年4月1日～<br>平成26年3月31日     |
| 5 事業に要する経費     | 12,350,000円                  |

## 平成25年度地域福祉推進チーム支援事業予算書

### 1. 収 入

(単位 : 円)

科 目	前年度決算額	本年度予算額	説 明
市補助金収入	11,790,385	12,350,000	242チーム
		/	
合 計	11,790,385	12,350,000	

### 2. 支 出

科 目	前年度決算額	本年度予算額	説 明
活動助成金	10,825,200	11,184,000	242チーム
保 険 料	887,880	1,016,000	ボランティア保険料
賃 借 料	10,960	15,000	文化センター使用料
講師謝金	0	30,000	代表者会講師謝金
通信運搬費	42,345	53,000	切手、メール便
消耗品費	24,000	50,000	コピー用紙・インク代
雑 費	0	2,000	代表者会講師お茶代等
合 計	11,790,385	12,350,000	/

## 平成25年度 地域福祉推進チーム 活動計画

	活動内容	備考
4月	○高齢者世帯や不安世帯等の「見守り」「声かけ」支援等	
5月	○代表者会 ○高齢者世帯や不安世帯等の「見守り」「声かけ」支援等	
6月	○高齢者世帯や不安世帯等の「見守り」「声かけ」支援等	
7月	○高齢者世帯や不安世帯等の「見守り」「声かけ」支援等	
8月	○高齢者世帯や不安世帯等の「見守り」「声かけ」支援等	
9月	○高齢者世帯や不安世帯等の「見守り」「声かけ」支援等	
10月	○高齢者世帯や不安世帯等の「見守り」「声かけ」支援等	
11月	○高齢者世帯や不安世帯等の「見守り」「声かけ」支援等	
12月	○高齢者世帯や不安世帯等の「見守り」「声かけ」支援等	
1月	○高齢者世帯や不安世帯等の「見守り」「声かけ」支援等	
2月	○高齢者世帯や不安世帯等の「見守り」「声かけ」支援等	
3月	○高齢者世帯や不安世帯等の「見守り」「声かけ」支援等	

補 助 指 令 書

住 所 延岡市三ツ瀬町1丁目12番地4  
社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会  
氏 名 会 長 柳田 泰宏 様

平成25年4月19日付をもって申請のあった地域福祉推進チーム支援事業について、次のおり補助することを決定したので、通知します。

平成25年5月 8日

延岡市長 首 藤 正 治 印

記

- 1 交付決定額 12,350,000円
- 2 条件
  - ア この補助金等は当該事業に充当し、他に流用してはならない。
  - イ この補助金等は平成25年度内に交付する。
  - ウ この補助金等の使途、その他について適当でないと認めるときは決定を取消し又は補助金等の全部又は一部の返還を命ずることがある。
  - エ 市長において必要と認めるときは関係事項につき報告を命じ、もしくは関係書類の監査をすることがある。
- 3 指示事項
  - ア 平成26年4月20日までに事業報告書並びに収支計算書を提出すること。
  - イ この決定に異議がある場合は平成25年5月20日までに申請の取下げができます。

新年度



# 25 支出負担行為書

(一般) 伺無

伝票番号 0004357 - 000

年度	25	会計	09 介護保険特別会計			所属	200500 高齢福祉課			
予算担当	主務係長	予算担当係長	課長	部次長	部長	財政課長	会計管理者	決裁者	部長	
				/	/	*	*			
予算区分	0 現年度予算					起票日	25年5月8日			
款	03 地域支援事業費					※決裁日	25年5月9日			
項	01 介護予防事業費					契約方法	5 なし			
目	01 一次予防事業費									
細目	002 地域介護予防活動支援事業									
細々目	06 地域福祉推進子一ム支援事業					予算配当額	12,580,000円			
節	19 負担金、補助及び交付金					負担行為済額	12,350,000円			
細節	51 地域福祉推進子一ム支援補助金					配当残額	230,000円			

金額	¥12,350,000
----	-------------

※支出方法 完工払 ・ 前金払 ・ 出来高払 回 ・ 毎月払 ・ その他 (概算払)

件名等 摘要 地域福祉推進子一ム支援事業補助金  
納品場所

相手方住所・氏名  
債権者コード 0000000341  
住所 延岡市三ツ瀬町1丁目12番地4  
氏名 (福) 延岡市社会福祉協議会

備考 延岡市補助金等の交付に関する規則第12条により概算払いとする。  
別紙の通り交付決定を行います。

書齋刊出員出文

000 - 735000

册四(銀一)

新刊計第 00200

會報刊出員出文

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

1 3 5 7 9

1 3 5 7 9

1 3 5 7 9

補 助 指 令 書

住 所 延岡市三ツ瀬町1丁目12番地4  
社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会  
氏 名 会 長 柳田 泰宏 様

平成25年4月19日付をもって申請のあった地域福祉推進チーム支援事業について、次のおり補助することを決定したので、通知します。

平成25年5月 8日

延岡市長 首 藤 正 治



記











1 交付決定額 12,350,000円

2 条件

- ア この補助金等は当該事業に充当し、他に流用してはならない。
- イ この補助金等は平成25年度内に交付する。
- ウ この補助金等の使途、その他について適当でないと認めたときは決定を取消し又は補助金等の全部又は一部の返還を命ずることがある。
- エ 市長において必要と認めるときは関係事項につき報告を命じ、もしくは関係書類の監査をすることがある。

3 指示事項

- ア 平成26年4月20日までに事業報告書並びに収支計算書を提出すること。
- イ この決定に異議がある場合は平成25年5月20日までに申請の取下げができます。

		課室名		高齢福祉課		
起案日		H25年3月27日		決裁日		25年3月27日
課内		検討者				決裁者
担当者	起案責任者					健康福祉部長
	高齢福祉課長  Tel.532505					
予算担当	主幹兼課長 	意見				
		合議者				
				経営政策課長	契約管理課長	財政課長
						
		意見				
広報のべおかへの掲載	要・ <input checked="" type="radio"/> 否	ホームページへの掲載		要・ <input checked="" type="radio"/> 否		

件名：平成25年度延岡市恒富地区高齢者コミュニティセンターの管理運営に関する年度協定について

標記の件につきまして、下記のとおり年度協定の準備を行います。

記

1 指定管理者 社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会

2 年度指定期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日

(基本協定の期間：平成21年4月1日～平成26年3月31日) 裏面に続く



3 平成25年度指定管理料 3,933,000円/

4 予算費目 03) 民生費 01) 社会福祉費 004) 生きがい対策事業

16) 恒富地区高齢者コミュニティセンター管理事業

13) 委託料 33) 指定管理料 /

## 延岡市恒富地区高齢者コミュニティセンター 年度協定書 (案)

延岡市（以下「委任者」という。）と社会福祉法人延岡市社会福祉協議会（以下「受任者」という。）とは、延岡市恒富地区高齢者コミュニティセンター（以下「センター」という。）の管理運営について締結した延岡市恒富地区高齢者コミュニティセンター基本協定（以下「基本協定」という。）に基づき、当該事業年度における協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

### （年度協定の目的）

第1条 年度協定は、センターの管理運営業務（以下「管理運営業務」という。）の各年度の業務内容及び管理運営業務の実施に伴い支払われる対価（以下「指定管理料」という。）を定める事を目的とする。

### （平成25年度の管理運営業務）

第2条 受任者は、委任者と受任者との間で平成21年4月1日に締結した基本協定に基づきセンターの管理運営を行うものとする。

### （年度協定の期間）

第3条 この年度協定の期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

### （指定管理料の支払）

第4条 委任者は、受任者に管理運営業務に係る指定管理料として、金3,933,000円（消費税非課税）を支払うものとする。ただし、年度協定期間終了後、収支精算額が指定管理料を下回った場合は、その精算額をもって指定管理料とする。

2 前項の指定管理料は、4月、7月、10月、1月の4回に分けて、受任者の請求に基づき支払うものとする。

3 受任者は、委任者に対し、請求書を4月、7月、10月、1月のそれぞれ10日までに提出し、委任者は、受任者に対し、請求書を受領した日の属する月の25日までに指定管理料を支払うものとする。

### （疑義等の決定）

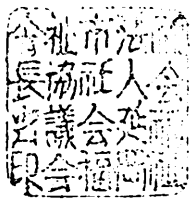
第5条 この年度協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの年度協定に定めのない事項については、委任者及び受任者が協議の上定めるものとする。

この年度協定の締結を証するため、本書を2通作成し、委任者及び受任者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年4月1日

委任者 延岡市東本小路2番地1  
延岡市  
延岡市長 首藤正治

受任者 延岡市三ツ瀬町1丁目12番地4  
社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会  
会長 柳田泰宏



延岡市恒富地区高齢者コミュニティセンター 基本協定書



延岡市（以下「甲」という。）と社会福祉法人延岡市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、延岡市恒富地区高齢者コミュニティセンター（以下「センター」という。）の管理運営について以下のとおり基本協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 協定は、甲乙が相互に協力し、センターの管理運営を円滑に実施するために必要な基本事項を定める事を目的とする。

（管理の基準）

第2条 乙は協定、当該事業年度における事項について別に定めた協定（以下「年度協定」という。）、延岡市高齢者コミュニティセンター条例（平成12年条例第48号。）並びに関係法令等のほか、延岡市恒富地区高齢者コミュニティセンター指定管理者募集要項、延岡市恒富地区高齢者コミュニティセンター指定管理者仕様書及び甲の指示に従い、業務を実施しなければならない。

（協定期間）

第3条 協定による協定期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとする。

（個人情報の保護等）

第4条 乙は、個人情報の取扱いに際しては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 前項の個人情報の保護については、協定終了後も遵守するものとする。

（事業報告書の作成及び提出）

第5条 乙は、毎年度終了後20日以内に収支決算書及び事業実績報告書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

3 乙は、事業の実施に当たり、事故が生じたときは、乙の責に帰すべき理由によると否とを問わず、遅滞なく甲にその状況を報告しなければならない。

（業務実施状況の調査）

第6条 甲は、必要があると認めるときは、乙による業務実施状況を確認することを目的として、センターに随時に立ち入り、業務実施状況の調査をおこない、又は乙に参考となるべき報告もしくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、前項の業務実施状況の調査を拒み、妨げ、又は報告もしくは資料の提出を怠ってはならない。

3 甲は、第1項による調査の結果、乙による業務実施が、第2条に定める管理の基準を満たしていない場合は、乙に対して業務の改善を勧告するものとする。

4 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(指定の取消し等)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

(1) 本協定に違反したとき。

(2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。

(3) 前2号の他、乙がセンターの指定管理者として業務を継続することが適当でないと思われるとき。

2 乙が、この協定を協定期間内に解除しようとするときは、その3箇月前までに甲の承認を得なければならない。

3 甲は、第1項に定める場合のほか、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。

(損害賠償)

第8条 乙は、この協定に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(危険負担)

第9条 この協定履行の際、甲の責に帰することができない事由によって生じた損害は、乙の負担とする。ただし、特別な事由がある場合は、甲乙協議の上決定する。

2 この協定履行の際、乙が第三者に与えた損害は、乙の負担とする。

3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他の賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(目的外使用の禁止)

第10条 乙は、センターをこの協定の目的以外に使用してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第11条 乙は、第3条に定める協定期間が満了したとき、又は第7条及び地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

(一括委任又は一括下請けの禁止)

第12条 乙は、協定に定める施設の管理に係る業務を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(権利譲渡の禁止)

第13条 乙は、この協定及び年度協定を締結したことにより生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、もしくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(指定管理料の変更)

第14条 協定期間内に租税、物価、賃金等の変動により、指定管理料の変更が必要となったと認められるとき、甲又は乙は指定管理料の変更を求めることができる。

(指定管理業務の引継ぎ)

第15条 乙は、第3条に定める協定期間が満了したとき、又は第7条及び地方自治法第244条の2第11項規定により指定を取り消されたときは、センターの運営が遅滞なく円滑に実施されるよう、後任の指定管理者等に対して業務の引継ぎを実施しなければならない。なお、引継ぎ方法・日時等については、別途協議することとする。

(協議)

第16条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

(当該事業年度における協定)

第17条 この協定の発効により、当該事業年度における事項については、別に年度協定を締結する。

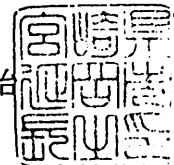
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年4月1日 /

甲 延岡市東本小路2番地1

延岡市

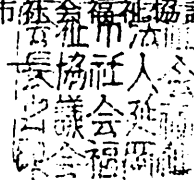
延岡市長 首藤 正 治



乙 延岡市三ツ瀬町1丁目12番地4

社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会

会長 坂本 純







# 25 支出負担行為書










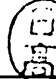



(委託) 伺無

伝票番号 0000257 - 000

年度	25	会計	01 一般会計			所属	200500 高齢福祉課				
予算担当	主務係長	予算担当係長	課長	部次長	部長	契約管理課長	財政課長	会計管理者	決裁者	課長	
					*	*		*	*		
受託課	設計担当	事務担当	主務係長	予算担当係長	課長	合議					
予算区分	0 現年度予算					起票日	25年 4月 1日				
款	03 民生費					※決裁日	25年 8月 1日				
項	01 社会福祉費					契約方法	5 なし				
目	04 老人福祉費										
細目	004 生きがい対策事業										
細々目	16 恒富地区高齢者コミュニティセンター管理事業					予算配当額	3,933,000円				
節	13 委託料					負担行為済額	3,933,000円				
細節	33 指定管理料					配当残額	0円				
金額						¥ 3,933,000					
※支出方法	完工払 ・ 前金払 ・ 出来高払 回 ・ 毎月払 ・ その他 (四半期)										
件名等	摘要 恒富地区高齢者コミュニティセンター管理料 委託場所 延岡市恒富町1丁目										
相手方住所・氏名	債権者コード 0000000341 住所 延岡市三ツ瀬町1丁目12番地4 氏名 (福) 延岡市社会福祉協議会										
備考	----- ----- ----- ----- -----										

# 分割支払内訳書

月／回	支出金額	支払日	月／回	支出金額	支払日
4月／1回	983,250 /				
7月／2回	983,250 /				
10月／3回	983,250 /				
1月／4回	983,250				
			計	3,933,000	

		課室名		高齢福祉課			
起案日		H25年3月27日		決裁日		25年3月29日	
課内		検討者				決裁者	
担当者	起案責任者					主幹兼課長補佐	課長
	 Tel 532685						
予算担当		意見					
							
		合議者					
					経営政策課長	契約管理課長	財政課長
							
		意見					
					 	 	
広報のべおかへの掲載	<input checked="" type="checkbox"/> 否		ホームページへの掲載		<input checked="" type="checkbox"/> 否		

件名：平成25年度北方健康福祉センターの管理運営に関する年度協定について

標記の件につきまして、下記のとおり年度協定の準備を行います。

記

1 指定管理者 社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会

2 年度指定期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日

(基本協定の期間：平成23年4月1日～平成28年3月31日)

(裏面に続く)



3 平成25年度指定管理料 2,145,000円

4 予算費目 03) 民生費 01) 社会福祉費 004) 生きがい対策事業  
21) 北方健康福祉センター管理事業  
13) 委託料 33) 指定管理料

## 延岡市北方健康福祉センター 年度協定書 (案)

延岡市（以下「委任者」という。）と社会福祉法人延岡市社会福祉協議会（以下「受任者」という。）とは、延岡市北方健康福祉センター（以下「センター」という。）の管理運営について締結した延岡市北方健康福祉センター基本協定（以下「基本協定」という。）に基づき、当該事業年度における協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

### (年度協定の目的)

第1条 年度協定は、センターの管理運営業務（以下「管理運営業務」という。）の各年度の業務内容及び管理運営業務の実施に伴い支払われる対価（以下「指定管理料」という。）を定める事を目的とする。

### (平成25年度の管理運営業務)

第2条 受任者は、委任者と受任者との間で平成23年4月1日に締結した基本協定に基づきセンターの管理運営を行うものとする。

### (年度協定の期間)

第3条 この年度協定の期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

### (指定管理料の支払)

第4条 委任者は、受任者に管理運営業務に係る指定管理料として、金2,145,000円（消費税非課税）を支払うものとする。

2 前項の指定管理料は、4月、7月、10月、1月の4回に分けて、受任者の請求に基づき支払うものとする。

3 受任者は、委任者に対し、請求書を4月、7月、10月、1月のそれぞれ10日までに提出し、委任者は、受任者に対し、請求書を受理した日の属する月の25日までに指定管理料を支払うものとする。

### (疑義等の決定)

第5条 この年度協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの年度協定に定めのない事項については、委任者及び受任者が協議の上定めるものとする。

この年度協定の締結を証するため、本書を2通作成し、委任者及び受任者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年4月1日

委任者 延岡市東本小路2番地1  
延岡市  
延岡市長 首藤正治

受任者 延岡市三ツ瀬町1丁目12番地4  
社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会  
会長 柳田泰宏

## 延岡市北方健康福祉センター 基本協定書

延岡市（以下「委任者」という。）と社会福祉法人延岡市社会福祉協議会（以下「受任者」という。）とは、延岡市北方健康福祉センター（以下「センター」という。）の管理運営について以下のとおり基本協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 協定は、委任者受任者が相互に協力し、センターの管理運営を円滑に実施するために必要な基本事項を定める事を目的とする。

（管理の基準）

第2条 受任者は協定、当該事業年度における事項について別に定めた協定（以下「年度協定」という。）、延岡市北方健康福祉センター条例（平成18年条例第39号。）並びに関係法令等のほか、延岡市北方健康福祉センターの管理運営に関する要項、延岡市北方健康福祉センター指定管理者仕様書及び委任者の指示に従い、業務を実施しなければならない。

（協定期間）

第3条 協定による協定期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までとする。

（個人情報の保護等）

第4条 受任者は、個人情報の取扱いに際しては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 前項の個人情報の保護については、協定終了後も遵守するものとする。

（事業報告書の作成及び提出）

第5条 受任者は、毎年度終了後20日以内に収支決算書及び事業実績報告書を委任者に提出しなければならない。

2 受任者は、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、委任者が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

3 受任者は、事業の実施に当たり、事故が生じたときは、受任者の責に帰すべき理由によると否とを問わず、遅滞なく委任者にその状況を報告しなければならない。

（業務実施状況の調査）

第6条 委任者は、必要があると認めるときは、受任者による業務実施状況を確認することを目的として、センターに随時に立ち入り、業務実施状況の調査をおこない、又は受任者に参考となるべき報告もしくは資料の提出を求めることができる。

2 受任者は、前項の業務実施状況の調査を拒み、妨げ、又は報告もしくは資料の提出を怠ってはならない。

3 委任者は、第1項による調査の結果、受任者による業務実施が、第2条に定める管理の基準を満たしていない場合には、受任者に対して業務の改善を勧告するものとする。

4 受任者は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(指定の取消し等)

第7条 委任者は、受任者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

(1) 本協定に違反したとき。

(2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。

(3) 前2号の他、受任者がセンターの指定管理者として業務を継続することが適当でないと認められるとき。

2 受任者が、この協定を協定期間内に解除しようとするときは、その3箇月前までに委任者の承認を得なければならない。

3 委任者は、第1項に定める場合のほか、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、委任者は、廃止しようとする日の30日前までに受任者に通知しなければならない。

(損害賠償)

第8条 受任者は、この協定に定める義務を履行しないために委任者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(危険負担)

第9条 この協定履行の際、委任者の責に帰することができない事由によって生じた損害は、受任者の負担とする。ただし、特別な事由がある場合は、委任者受任者協議の上決定する。

2 この協定履行の際、受任者が第三者に与えた損害は、受任者の負担とする。

3 委任者は、受任者の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、受任者に対して、賠償した金額及びその他の賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(目的外使用の禁止)

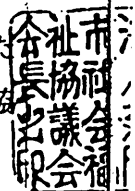
第10条 受任者は、センターをこの協定の目的以外に使用してはならない。ただし、あらかじめ委任者の承認を得たときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第11条 受任者は、第3条に定める協定期間が満了したとき、又は第7条及び地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、委任者の承認を得たときは、この限りでない。

(一括委任又は一括下請けの禁止)

第12条 受任者は、協定に定める施設の管理に係る業務を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。



(権利譲渡の禁止)

第 13 条 受任者は、この協定及び年度協定を締結したことにより生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、もしくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(指定管理業務の引継ぎ)

第 14 条 受任者は、第 3 条に定める協定期間が満了したとき、又は第 7 条及び地方自治法第 244 条の 2 第 11 項規定により指定を取り消されたときは、センターの運営が遅滞なく円滑に実施されるよう、後任の指定管理者等に対して業務の引継ぎを実施しなければならない。なお、引継ぎ方法・日時等については、別途協議することとする。

(物品販売等の取扱い)

第 15 条 物品販売等に係る経費は、受任者の負担とする。

2 物品販売等による収入は、受任者の収入とする。

(協議)

第 16 条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、委任者受任者協議の上定めるものとする。

(当該事業年度における協定)

第 17 条 この協定の発効により、当該事業年度における事項については、別に年度協定を締結する。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、委任者受任者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 23 年 4 月 1 日

委任者 延岡市東本小路 2 番地 1

延岡市

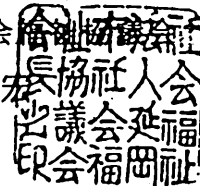
延岡市長 首 藤 正















受任者 延岡市三ツ瀬町 1 丁目 12 番地 4

社会福祉法人 延岡市社会

会長 柳 田 泰



		課室名		高齢福祉課			
起案日		H25年3月27日		決裁日		25年3月29日	
課内		検討者				決裁者	
担当者	起案者 責任者					主幹兼 課長補佐	課長
	 Tel: 322505						
予算担当		意見					
		合議者					
					経営政策 課長	契約管理 課長	財政課長
							
		意見			 	 	
広報のべおかへの掲載		●	否	ホームページへの掲載		●	否

件名：平成25年度北川老人福祉館の管理運営に関する年度協定について

標記の件につきまして、下記のとおり年度協定の準備を行います。

記

1 指定管理者 社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会

2 年度指定期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日

(基本協定の期間：平成23年4月1日～平成28年3月31日)

(裏面に続く)



民國三十三年八月二十日

董事長 王雲五 (0.4) 總經理 俞大維 (0.1) 副總經理 吳大猷 (0.1)

主任 吳大猷 (1.0) 副主任 吳大猷 (1.0)

主任 吳大猷 (1.0) 副主任 吳大猷 (1.0)

	514200	計	
--	--------	---	--



## 延岡市北川老人福祉館 年度協定書 (案)

延岡市（以下「委任者」という。）と社会福祉法人延岡市社会福祉協議会（以下「受任者」という。）とは、延岡市北川老人福祉館（以下「福祉館」という。）の管理運営について締結した延岡市北川老人福祉館基本協定（以下「基本協定」という。）に基づき、当該事業年度における協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

### （年度協定の目的）

第1条 年度協定は、福祉館の管理運営業務（以下「管理運営業務」という。）の各年度の業務内容及び管理運営業務の実施に伴い支払われる対価（以下「指定管理料」という。）を定める事を目的とする。

### （平成25年度の管理運営業務）

第2条 受任者は、委任者と受任者との間で平成23年4月1日に締結した基本協定に基づき福祉館の管理運営を行うものとする。

### （年度協定の期間）

第3条 この年度協定の期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

### （指定管理料の支払）

第4条 委任者は、受任者に管理運営業務に係る指定管理料として、金912,000円（消費税込）を支払うものとする。

2 前項の指定管理料は、4月、7月、10月、1月の4回に分けて、受任者の請求に基づき支払うものとする。

3 受任者は、委任者に対し、請求書を4月、7月、10月、1月のそれぞれ10日までに提出し、委任者は、受任者に対し、請求書を受領した日の属する月の25日までに指定管理料を支払うものとする。

### （疑義等の決定）

第5条 この年度協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの年度協定に定めのない事項については、委任者及び受任者が協議の上定めるものとする。

この年度協定の締結を証するため、本書を2通作成し、委任者及び受任者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年4月1日

委任者 延岡市東本小路2番地1  
延岡市  
延岡市長 首藤正治

受任者 延岡市三ツ瀬町1丁目12番地4  
社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会  
会長 柳田泰宏

## 延岡市北川老人福祉館 基本協定書

延岡市（以下「委任者」という。）と社会福祉法人延岡市社会福祉協議会（以下「受任者」という。）とは、延岡市北川老人福祉館（以下「福祉館」という。）の管理運営について以下のとおり基本協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 協定は、委任者受任者が相互に協力し、福祉館の管理運営を円滑に実施するために必要な基本事項を定める事を目的とする。

（管理の基準）

第2条 受任者は協定、当該事業年度における事項について別に定めた協定（以下「年度協定」という。）、延岡市北川老人福祉館条例（平成18年条例第39号。）並びに関係法令等のほか、延岡市北川老人福祉館の管理運営に関する要項、延岡市北川老人福祉館指定管理者仕様書及び委任者の指示に従い、業務を実施しなければならない。

（協定期間）

第3条 協定による協定期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までとする。

（個人情報の保護等）

第4条 受任者は、個人情報の取扱いに際しては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 前項の個人情報の保護については、協定終了後も遵守するものとする。

（事業報告書の作成及び提出）

第5条 受任者は、毎年度終了後20日以内に収支決算書及び事業実績報告書を委任者に提出しなければならない。

2 受任者は、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、委任者が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

3 受任者は、事業の実施に当たり、事故が生じたときは、受任者の責に帰すべき理由によると否とを問わず、遅滞なく委任者にその状況を報告しなければならない。

（業務実施状況の調査）

第6条 委任者は、必要があると認めるときは、受任者による業務実施状況を確認することを目的として、福祉館に随時に立ち入り、業務実施状況の調査をおこない、又は受任者に参考となるべき報告もしくは資料の提出を求めることができる。

2 受任者は、前項の業務実施状況の調査を拒み、妨げ、又は報告もしくは資料の提出を怠ってはならない。

3 委任者は、第1項による調査の結果、受任者による業務実施が、第2条に定める管理の基準を満たしていない場合には、受任者に対して業務の改善を勧告するものとする。

4 受任者は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければ

ならない。

(指定の取消し等)

第7条 委任者は、受任者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

(1) 本協定に違反したとき。

(2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。

(3) 前2号の他、受任者が福祉館の指定管理者として業務を継続することが適当でないと認められるとき。

2 受任者が、この協定を協定期間内に解除しようとするときは、その3箇月前までに委任者の承認を得なければならない。

3 委任者は、第1項に定める場合のほか、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、委任者は、廃止しようとする日の30日前までに受任者に通知しなければならない。

(損害賠償)

第8条 受任者は、この協定に定める義務を履行しないために委任者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(危険負担)

第9条 この協定履行の際、委任者の責に帰することができない事由によって生じた損害は、受任者の負担とする。ただし、特別な事由がある場合は、委任者受任者協議の上決定する。

2 この協定履行の際、受任者が第三者に与えた損害は、受任者の負担とする。

3 委任者は、受任者の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、受任者に対して、賠償した金額及びその他の賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(目的外使用の禁止)

第10条 受任者は、福祉館をこの協定の目的以外に使用してはならない。ただし、あらかじめ委任者の承認を得たときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第11条 受任者は、第3条に定める協定期間が満了したとき、又は第7条及び地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、委任者の承認を得たときは、この限りでない。

(一括委任又は一括下請けの禁止)

第12条 受任者は、協定に定める施設の管理に係る業務を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(権利譲渡の禁止)

第13条 受任者は、この協定及び年度協定を締結したことにより生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、もしくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(指定管理業務の引継ぎ)

第14条 受任者は、第3条に定める協定期間が満了したとき、又は第7条及び地方自治法第244条の2第11項規定により指定を取り消されたときは、福祉館の運営が遅滞なく円滑に実施されるよう、後任の指定管理者等に対して業務の引継ぎを実施しなければならない。なお、引継ぎ方法・日時等については、別途協議することとする。

(物品販売等の取扱い)

第15条 物品販売等に係る経費は、受任者の負担とする。

2 物品販売等による収入は、受任者の収入とする。

(協議)

第16条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、委任者受任者協議の上定めるものとする。

(当該事業年度における協定)

第17条 この協定の発効により、当該事業年度における事項については、別に年度協定を締結する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、委任者受任者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年4月1日

委任者 延岡市東本小路2番地1

延岡市

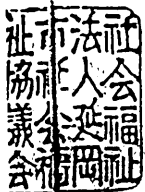
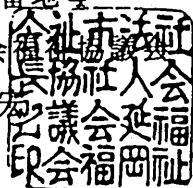
延岡市長 首藤正治



受任者 延岡市三ツ瀬町1丁目12番地4

社会福祉法人 延岡市社会

会長 柳田泰



新年度



25 支出負担行為書

(委託) 伺無

伝票番号 0000258 - 000

年度	25	会計	01 一般会計			所属	200500 高齢福祉課				
予算担当	主務係長	予算担当係長	課長	部次長	部長	契約管理課長	財政課長	会計管理者	決裁者	課長	
				*	*		*	*			
受託課	設計担当	事務担当	主務係長	予算担当係長	課長						
予算区分	0 現年度予算					起票日	25年4月1日				
款	03 民生費					※決裁日	25年4月1日				
項	01 社会福祉費					契約方法	5 なし				
目	04 老人福祉費										
細目	004 生きがい対策事業										
細々目	23 北川老人福祉館管理事業					予算配当額	912,000円				
節	13 委託料					負担行為済額	912,000円				
細節	33 指定管理料					配当残額	0円				

金額 ￥912,000

※支出方法 完工払 ・ 前金払 ・ 出来高払 回 ・ 毎月払 ・ その他(回半期)

件名等 摘要 北川老人福祉館管理料  
委託場所 延岡市北川町大字川内名

相手方住所・氏名 住所 延岡市三ツ瀬町1丁目12番地4  
氏名 (福) 延岡市社会福祉協議会

備考

# 分割支払内訳書

月/回	支出金額	支払日	月/回	支出金額	支払日
4月/1回	228,000	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     支払済                      25.4.25                      高齢福祉課                 </div>			
7月/2回	228,000	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     支払済                      25.7.23                      高齢福祉課                 </div>			
10月/3回	228,000				
1月/4回	228,000				
			計	912,000	

新年度

25 予算執行伺書

( 委託 )

年度	25	会計	09 介護保険特別会計	所属	200500 高齢福祉課					
担当者	予算担当	主務係長	庶務係長	課長補佐	課長	部次長	部長	副市長	決裁者	部長
						*	*	*		
					合議		契約管理課長	財政課長		
予算区分	0 現年度予算	起票日	25年3月25日	決裁日	25年3月29日	契約方法	随契	契約担当課	高齢福祉課	
予算配当額	6,500,000		予定金額	6,250,000		工事財源 国・県・地・単				
款	03 地域支援事業費			項	01 介護予防事業費					
目	01 一次予防事業費			細目	002 地域介護予防活動支援事業					
細々目	01 地域住民グループ支援事業			節	13 委託料					
細節	51 地域住民グループ支援委託料									
予算配当額			予定金額			工事財源 国・県・地・単				
款				項						
目				細目						
細々目				節						
細節										
予算配当額			予定金額			工事財源 国・県・地・単				
款				項						
目				細目						
細々目				節						
細節										
予定金額		¥6,250,000								
支出方法	完工払. 前金払. 出来高払 回. 毎月払 <u>その他</u> (概算払)									
件名及び内訳	執行期間 契約締結の日から ..... 日間または 平成26年3月31日 まで									
	摘要 No. .... 地域住民グループ支援委託									
	履行(工事場所) 延岡市									
※備考	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とする。									
	・延岡市契約規則第21条第3項により見積書を徴さない。									

平成 25 年度 専 業 計 画 書 (兼事務事業評価書)

□ 投資的経費

☑ 施策的経費

前年当初P-3 月補正予算P-

①事業名 地域住民グループ支援事業

健康福祉部	高齢福祉課
地域介護予防活動支援事業	03-01-01-002-01

枠外

様式2

実施予定事業一覽

No. 33

(単位:千円)

②長期総合計画における位置付け	③全体概要(目的と概要を記載すること。)
基本目標 第3部 共に支え合う安全・安心の地域づくり	家に閉じこもりがちな高齢者の生きがいづくりを支援するために、地区社会福祉協議会や地域福祉推進チームの協力によりサロン活動を実施する。
施策名 地域住民による支え合いの仕組みづくり	
④実施主体 延岡市	
⑤計画期間 平成 12 年度 ~ 毎 年度	
⑥事業区分 その他 ⑦新経費 継続	
⑧会計名 特別 ⑨位置等	
⑩関連計画・関連事業・関係法令等	
介護保険法地域支援事業実施要綱 延岡市地域住民グループ支援事業実施要綱	

⑪予算科目	予算見積書記載ページ								
款 地域支援事業	25年度事業費	工事請負費	用地費	補償費	66	委託料	補助金	備品購入費	事務費
項 介護予防事業費	当初								
目 一次予防事業費	決定	6,500				6,500			
		6,500				6,500			
⑫事業費	総事業費	開始~平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度以降		
	39,000	6,150	6,250	6,500	6,600	6,700	6,800		
⑬国庫支出金	14,625	2,307	2,344	2,437	2,475	2,512	2,550		
⑭地方交付金									
⑮国庫等交付金	19,502	3,075	3,125	2,18	3,251	3,300	3,351	3,400	
⑯地域支援事業費	4,873	768	781	26	812	825	837	850	
区分	国庫補助金(名称)	対象額	補助率	補助額	(計画内容・積算基礎)	(計画内容・積算基礎)	(計画内容・積算基礎)		
国	介護予防事業	6,500	25 / 100	1,625					
県	介護予防事業	6,500	12.5 / 100	812					
その他	名称	介護保険料50%(1号被保険者21%・支払基金29%)	金額	3,251	進捗率	%	進捗率	%	

⑭25年度の事業内容(具体的な事業内容と積算根拠等を記入。必要に応じて図面、見積書を添付) ※※※ 補助先・委託先は必ず記入すること ※※※

【事業内容】	家に閉じこもりがちな高齢者の生きがいづくりを支援するために、地区社会福祉協議会や地域福祉推進チームの協力により、世話人等を中心として健康講話、趣味活動やレクリエーションなどのサロン活動を実施する。
【積算根拠】	延岡市 89サロン×50,000円=4,450千円 北方町 15サロン×50,000円=750千円 北浦町 18サロン×50,000円= 900千円 北川町 8サロン×50,000円=400千円 計 130サロン 6,500千円
委託先	延岡市社会福祉協議会
⑮26-27年度新規事業は開始年度の事業内容を記載する	
⑯過年度実績	平成19年度 108サロン 32,937人 5,400千円 平成20年度 114サロン 37,992人 5,674千円 平成21年度 112サロン 37,996人 5,600千円 平成22年度 113サロン 35,164人 5,650千円 平成23年度 120サロン 27,581人 5,750千円
⑰雇用見込み数	直接雇用 人 間接雇用 1人 計 1人
⑱法の拘束性	(事業の実施が法令に明確に定められているか) 3. 法令上、定められているが、実施するかどうかは自治体の判断に委ねられる。
※24年度補正がある場合の当初予算額 (千円)	

⑩目標達成状況……行政が行った活動の結果、どれだけ成果があがったのかを数字で示すものです。

活動指標	グループ数			成果指標	延参加者		
区分	H23年度	H24年度	H25年度(計画)	区分	H23年度	H24年度	H25年度(計画)
目標	123	125	130	目標	37,000	37,500	39,000
実績	120			実績	27,581		
目標達成率(%)	97.6			目標達成率(%)	74.5		

⑪必要性……市民の社会的なニーズや、民間による代替ができないかどうかについての項目です。

高齢者の増加している現状にあって、その介護は社会の大きい問題である。当事業は介護予防を図るものであり、必要性は高いものである。

⑫緊急性、有効性、効率性

高齢化が増加するなかで、介護予防は非常に重要な課題であり、緊急性は高い。住み慣れた地域で高齢者が暮らせる地域づくりや地区名での繋がりを促進している。1サロンあたりの年間活動費が50,000円であり、一回当たりの活動費は4,000円程度である。主にボランティア活動で行っており、最小限の経費で活動している。

⑬環境保全性……環境保全や環境負荷についての項目です。

環境に与える影響	その他(該当なし等)
ISOでの進行管理	環境保全の対象となる事業ではない。
課題と対策	

⑭この事業を所管する課長の評価(事務事業の1次評価)

評価	5:拡充	理由
		介護予防は介護保険の重要な柱の一つであり、地域のつながりと生きがいづくりを促進する本事業の重要性は高い。

⑮この事業を所管する部長の評価(事務事業の2次評価)

評価	5:拡充	理由
		介護予防は介護保険の重要な柱の一つであり、地域のつながりと生きがいづくりを促進する本事業の重要性は高い。

⑯事務事業の最終評価(※記入不要)

評価	5:拡充	理由
		介護予防は介護保険の重要な柱の一つであり、地域のつながりと生きがいづくりを促進する本事業の重要性は高く、拡大を図る。



## 延岡市地域住民グループ支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 延岡市地域住民グループ支援事業は、一人暮らしの高齢者等を対象に、仲間づくりなどを行い、寝たきり高齢者のいない健やかで活力ある地域づくりを進めるグループの活動を支援する事を目的とする。

### (対象グループ)

第2条 この要綱に基づく支援を受けることが出来るグループは、介護予防を目的として一人暮らしの高齢者等を対象に、地域のふれあい活動をおこなっており、延岡市長が適当と認めたグループとする。

### (支援を受けるための活動内容)

第3条 この要綱に基づく支援を受けることが出来るグループの活動内容はこの

とおりとし、活動回数は原則として、月1回以上とする。

- (1) 趣味活動（やきもの、水彩画、パッチワーク、手芸、押し花絵等）
- (2) 学習活動（健康教室、料理教室、陶芸教室、介護教室、各種発表会等）
- (3) 野外活動
- (4) スポーツ、レクリエーション
- (5) ボランティア活動
- (6) 世代間交流
- (7) その他の事業（地区の祭りへの参加など）

### (活動場所)

第4条 公民館、集会所、民家、寺社等近隣の集まりやすい場所とする。

### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は平成13年1月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は平成15年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

## 随意契約理由書

見積に付する 事項	地域住民グループ支援事業
履行場所	富美山西区公民館ほか124カ所
予定価格	6,250,000円
地方自治法 施行令第167条 の2第1項中の 該当する号	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
随意契約に 付する理由	当事業は、家に閉じこもりがちな高齢者がサロン活動に参加することにより、生きがいや社会性を持つことで介護予防を図り、ボランティア活動・地域内の世代間交流活動も活発になり、寝たきり高齢者のいない健やかな活力のある生活を営むことができるよう在宅生活を支援することを目的としている。目的に合致するサービス提供が可能な法人が延岡市社会福祉協議会1者のみのため。

### ◇見積書を徴する相手方の数・根拠法令等

見積書を徴する 相手方の数	見積書を徴しない
根拠法令	延岡市契約規則第21条第3項
見積書を徴する相手方の数が1者のときは、その理由と相手方の氏名・住所等	
担当者氏名	健康福祉部 高齢福祉課 高齢者支援係 志田 尚之 内線番号532505

平成25年3月25日

随意契約理由書作成者

健康福祉部 高齢福祉課長 佐藤 和郎



## 地域住民グループ支援事業委託契約書 (果)

延岡市（以下「委託者」という。）と社会福祉法人延岡市社会福祉協議会（以下「受託者」という。）とは地域住民グループ支援事業の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 委託者は、延岡市地域住民グループ支援事業実施要綱（以下「要綱」という）に基づく業務（以下「委託業務」という）を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

（委託業務の実施）

第3条 受託者は要綱に定める活動を行う地域住民グループを支援し、育成しなければならない。

（委託料）

第4条 委託業務の委託料（消費税非課税）は1地域住民グループにつき年額50,000円とする。ただし、特別な事情がなく活動しなかった月のある地域住民グループの委託料は、活動月に対して月額4,000円を乗じて得た額とする。

2 委託期間満了後、収支精算額が前項の規定により計算した額を下回った場合は、その精算額をもって委託料とする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、延岡市契約規則第27条第1項第6号により免除する。

（委託料の支払）

第6条 受託者は、委託者に対し、当該年度の事業計画書及び請求書（以下「事業計画書等」という。）を4月30日までに提出しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による事業計画書等を受理したときは内容を審査し、適当と認めるときは請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

（事業実績報告書等の提出）

第7条 受託者は、その年度の事業実績報告書、収支決算書及び精算書を、委託期間満了後20日以内に委託者に提出しなければならない。

（委託業務の処理方法）

第8条 受託者は、委託業務を要綱及び委託者の指示に従って処理しなければならない。

（再委託の禁止）

第9条 受託者は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

（権利の譲渡等の禁止）

第10条 受託者は、この契約から生ずる権利を第三者に譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

（実地調査）

第11条 委託者は必要があると認めるときは、委託業務の実施状況その他の事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(契約の解除)

第12条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受託者がその責めに帰する理由により、この契約に違反したとき。
- (2) 受託者が委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (4) 受託者（法人である場合には、その役員等）が延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団関係者であると認められるとき。

2 受託者は、前項第4号の規定により契約を解除された場合においては、第4条第1項本文の規定により計算した委託料の額の10分の1に相当する額を違約金として、委託者に対しその指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の違約金は、委託者による損害賠償請求を妨げないものとする。

4 委託者は、第1項の規定による契約の解除によって生じた受託者の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(秘密の保持)

第13条 受託者は、委託業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(損害賠償)

第14条 受託者は、この契約に定める義務を履行しないために、委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(協議)

第15条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、委託者、受託者協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するために、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

委託者 延岡市東本小路2番地1  
延岡市  
延岡市長 首藤正治

受託者 延岡市三ツ瀬町1丁目12番地4  
社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会  
会長 柳田泰宏

新年度



25 支出負担行為書

(委託) 伺無

伝票番号 0002544 - 000

年度	25	会計	09 介護保険特別会計			所属	200500 高齢福祉課			
予算担当	主務係長	予算担当係長	課長	部次長	部長	契約管理課長	財政課長	会計管理者	課長	
				*	*		*	*		
受託課	設計担当	事務担当	主務係長	予算担当係長	課長					
予算区分	0 現年度予算					起票日	25年4月1日			
款	03 地域支援事業費					※決裁日	25年6月1日			
項	01 介護予防事業費					契約方法	3 随契			
目	01 一次予防事業費									
細目	002 地域介護予防活動支援事業									
細々目	01 地域住民グループ支援(ふれあいサロン)事業					予算配当額	6,500,000円			
節	13 委託料					負担行為済額	6,250,000円			
細節	51 地域住民グループ支援委託料					配当残額	250,000円			

金額

¥6,250,000

※支出方法 完工払 ・ 前金払 ・ 出来高払 回 ・ 毎月払 ・ その他 (概算払)

件名等 摘要 地域住民グループ支援委託

委託場所 延岡市

相手方住所・氏名  
 債権者コード 0000000341  
 住所 延岡市三ツ瀬町1丁目12番地4  
 氏名 (福) 延岡市社会福祉協議会

備考



平成25年度 地域住民グループ支援事業 収支予算書

1. 歳入

(単位:円)

項目	金額	備考
市委託料	6,250,000	50,000円 × 125サロン = 6,250,000円
合計	6,250,000	

2. 歳出

(単位:円)

項目	金額	主な支出の内容
諸謝金	20,000	研修会講師謝金(2回)
消耗品費	51,000	用紙代:21,000円 インク代:25,000円 封筒代他5,000円
通信運搬費	49,000	代表者会案内文送付及び電話代
賃借料	20,000	研修会会場使用料(2回)
雑費	390,000	サロン損害保険料13円 × 20人 × 12ヶ月 × 125サロン = 390,000円
賃金	720,000	6,000円 × 20日 × 6ヶ月 = 720,000円
助成金	5,000,000	40,000円 × 125サロン
合計	6,250,000	

25

予算執行伺書

( 委託 )

年度	25	会計	09	介護保険特別会計			所属	200500	高齢福祉課	
担当者	予算担当	主務係長	庶務係長	課長補佐	課長	部次長	部長	副市長	決裁者	部長
						*	*	*		
					合議		契約管理課長	財政課長		
予算区分	0 現年度予算	起票日	25年3月25日	決裁日	25年3月29日	契約方法	随契	契約担当課	高齢福祉課	
予算配当額	3,701,000		予定金額	3,701,000		工事財源 国・県・地・単				
款	03 地域支援事業費			項	01 介護予防事業費					
目	01 一次予防事業費			細目	002 地域介護予防活動支援事業					
細々目	04 生きがいと健康づくり推進事業			節	13 委託料					
細節	52 生きがいと健康づくり推進委託料									
予算配当額			予定金額			工事財源 国・県・地・単				
款				項						
目				細目						
細々目				節						
細節										
予算配当額			予定金額			工事財源 国・県・地・単				
款				項						
目				細目						
細々目				節						
細節										
予定金額		¥3,701,000								
支出方法	完工払. 前金払. 出来高払 回. 毎月払. <u>その他</u> ( 四半期払 )									
件名及び内訳	執行期間	契約締結の日から ..... 日間または 平成26年3月31日 まで								
	摘要	No. .... 生きがいと健康づくり推進委託								
	履行(工事場所)	延岡市								
備考	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とする。									
	・延岡市契約規則第21条第3項により見積書を徴さない。									

平成 25 年度 事業計画書 (兼事務事業評価書)

様式2

□ 投資的経費

☑ 施策的経費

前年当初P-5 月補正予算P-

健康福祉部	高齢福祉課
地域介護予防活動支援事業	03-01-01-002-04

実施予定事業一覧
No. 35

① 事業名 **生きがいと健康づくり推進事業**

枠外

(単位:千円)

② 長期総合計画における位置付け	④ 全体概要 (目的と概要を記載すること。)
基本目標 第3部 共に支え合う安全・安心の地域づくり	高齢者が生きがいのある生活を営めるよう、趣味・娯楽、レクリエーションなどの余暇価値の促進を図る。
施策名 生きがいづくりの推進	
実施主体 延岡市	
計画期間 平成 12 年度 ~ 毎年度	
事業区分 その他 ⑨新・継続	
会計名 特別 ⑩位置等	
⑧ 関連計画: 関連事業、根拠法令等	介護保険法 生きがいと健康づくり推進事業運営要項 ポナー受賞表彰要項

⑤ 予算科目	予算見積書記載ページ	工事請負費	用地費	補償費	委託料	補助金	報償費	旅費	雑費	使用料及び賃借料
地域支援事業費	25年度事業費				66	66	66	66		
介護予防事業費	当初	4,447			4,241		131	70	5	
	決定	4,447			4,241		131	70	5	
事業費	総事業費	開始~平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度以降			
		26,053	4,144	4,121	4,447	4,447	4,447	4,447		
財源	国・県支出金	9,764	1,554	1,545	1,667	1,666	1,666	1,666		
財源	国・県支出金	13,029	2,072	2,061	2,224	2,224	2,224	2,224		2,224
財源	地域支援事業費	3,260	518	515	556	557	557	557		557
区分	国際補助制度(名称)	対象額	補助率	補助額	(計画内容・積算基礎)	(計画内容・積算基礎)	(計画内容・積算基礎)			
国	介護予防事業	4,447	25 / 100	1,111						
県	介護予防事業	4,447	12.5 / 100	556						
	起債	対象額	充当率	充当額						
			%							
			%							
その他	名称	介護保険料50%(1号被保険者21%・支払基金29%)	金額	2,224	進捗率	%	進捗率	%		

⑥ 目標達成状況……行政が行った活動の結果、どれだけ成果があがったのかを数字で示すものです。

活動指標	延参加者数	成果指標	区分	H23年度	H24年度	H25年度(計画)	
区分	H23年度	H24年度	H25年度(計画)	区分	H23年度	H24年度	H25年度(計画)
目標	8,000	8,000	8,000	目標	-	-	-
実績	6,127			実績	-	-	-
目標達成率(%)	76.6			目標達成率(%)	-	-	-

⑦ 必要性……市民の社会的なニーズや、民間による代替ができないかどうかについての項目です。

高齢化が進むなかで、高齢者の生きがいづくりや健康づくりのきっかけを提供することの事業の必要性は高い。

⑧ 緊急性、有効性、効率性

高齢者の生きがいと健康づくりの促進のために重要な役割を果たしている。高齢者コミュニティセンターを拠点として、高齢者が生きがいのある生活を送ることができるような多彩な講座を開講し、趣味・娯楽・レクリエーション等の余暇活動を促進し、高齢者の生きがいと健康づくりや介護予防などに大きな成果をあげている。

⑨ 環境保全性……環境保全や環境負荷についての項目です。

環境に与える影響 その他(該当なし等)  
ISOでの通行管理 環境保全の対象となる事業ではない。  
課題と対策

○ この事業を所管する課長の評価 (事務事業の1次評価)

評価	6:現状維持	理由	高齢者の生きがいある生活のためにも事業の継続は必要である。現状維持が適当と考える。
----	--------	----	-------------------------------------------

○ この事業を所管する部長の評価 (事務事業の2次評価)

評価	6:現状維持	理由	高齢者の生きがいある生活のためにも事業の継続は必要である。現状維持が適当と考える。
----	--------	----	-------------------------------------------

○ 事務事業の最終評価(※記入不要)

評価	6:現状維持	理由	
----	--------	----	--

⑩ 25年度の事業内容 (具体的な事業内容と積算根拠等を記入。必要に応じて図面、見積書を添付)。 ※※※ 補助先・委託先は必ず記入すること。 ※※※

【事業内容】  
高齢者が生きがいのある生活を営めるように、趣味・娯楽・レクリエーションなどの余暇活動の促進を図る

【積算基礎】

実施主体	事業区分	事業名	種別	部室	事業費	事業費内訳
市	ハートフル健康事業	ポナー受賞	報償費	賞金	100,000	受賞者への賞金
			雑費	消耗品費	20,000	報償、紙等
			使用料及び賃借料	自動車等上料	5,000	受賞者タクシー代
			報償費	報償金	10,000	感謝金(8,300円×3回) 飯室
			報償費	賞金	4,000	高齢者への贈り
			報償費	賞金	4,000	感謝団体への贈り
市	生き生きスポーツ教室	市長杯ソフトボール大会	報償費	賞金	4,000	優勝者への贈り
			報償費	賞金	4,000	優勝者への贈り
			報償費	賞金	4,000	優勝者への贈り
			報償費	賞金	4,000	優勝者への贈り
			報償費	賞金	4,000	優勝者への贈り
			報償費	賞金	4,000	優勝者への贈り
市	楽しみ創作活動	陶芸用高圧管理 (陶房)	報償費	報償金	50,000	陶芸用高圧管理 (陶房) の高圧管理料
			報償費	報償金	10,000	
			報償費	報償金	10,000	
			報償費	報償金	10,000	
			報償費	報償金	10,000	
			報償費	報償金	10,000	
市	楽しみ創作活動	体験学習事業 (陶房教室、陶芸教室等)	報償費	報償金	10,000	感謝金(4,000円×4回×1会場) 飯室東と飯室中地区合同
			報償費	報償金	10,000	感謝金(4,000円×1回×2会場) 2,000円×8回×4名、3,000円×7回×3名)
			報償費	消耗品費	15,000	教室開館にかかる消耗品費
			報償費	印刷製本費	4,000	陶芸教室印刷代(14,000円×12月)
			報償費	印刷製本費	4,000	写真複製プリント代
			報償費	通信運賃	19,000	ハガキ・切手
市	楽しみ創作活動	陶芸用高圧管理 (陶房)	報償費	報償金	10,000	遠隔地域に派遣する講師謝金(4,000円×20回)
			報償費	報償金	10,000	
			報償費	報償金	10,000	
			報償費	報償金	10,000	
			報償費	報償金	10,000	
			報償費	報償金	10,000	
市	楽しみ創作活動	人件費	報償費	賞金	3,440,000	社内の受付合計事務(8,000×20×12月)
			報償費	賞金	3,440,000	
			報償費	賞金	3,440,000	
			報償費	賞金	3,440,000	
			報償費	賞金	3,440,000	
			報償費	賞金	3,440,000	
市	楽しみ創作活動	市民福祉セミナー	委託料	委託料	540,000	市民福祉セミナー開催委託料
			委託料	委託料	540,000	
			委託料	委託料	540,000	
			委託料	委託料	540,000	
			委託料	委託料	540,000	
			委託料	委託料	540,000	

(平成26・27年度新規事業は開始年度の事業内容を記載する) 進捗率 %

⑪ 通年度実績

平成19年度	4,608千円	14,232人
平成20年度	4,748千円	12,905人
平成21年度	4,547千円	13,528人
平成22年度	3,704千円	8,867人
平成23年度	3,786千円	6,127人

※24年度補正がある場合の当初予算額 (千円)

直接雇用	人
間接雇用	3人
計	3人

⑫ 法の拘束性 (事業の実施が法令に明確に定められているか)  
4. 法令上、定めがない。



## 随意契約理由書

見積に付する 事項	生きがいと健康づくり推進事業
履行場所	恒富地区高齢者コミュニティセンター
予定価格	3,701,000円
地方自治法 施行令第167条 の2第1項中の 該当する号	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
随意契約に 付する理由	当事業は、高齢者が家庭や地域社会などで、生涯を健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、多彩な講座を受講し、趣味・娯楽・レクリエーション等で余暇活動の促進を図り、明るい活力ある長寿社会の実現に向けて、社会活動ができることを目的としている。目的に合致するサービス提供が可能な法人が延岡市社会福祉協議会1者のみのため。

### ◇見積書を徴する相手方の数・根拠法令等

見積書を徴する 相手方の数	見積書を徴しない
根拠法令	延岡市契約規則第21条第3項
見積書を徴する相 手方の数が1者の ときは、その理由と 相手方の氏名・住 所等	
担当者氏名	健康福祉部 高齢福祉課 総務係 志田 尚之 内線番号 532505

平成25年3月25日

随意契約理由書作成者

健康福祉部 高齢福祉課長 佐藤 和郎



## 生きがいと健康づくり推進事業委託契約書 (案)

延岡市（以下「委託者」という。）と社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会（以下「受託者」という。）とは、生きがいと健康づくり推進事業の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 委託者は、延岡市生きがいと健康づくり推進事業運営要綱（以下「要綱」という。）に定める事業の一部（以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

（委託業務の処理方法）

第3条 受託者は、委託業務を要綱、別記及び委託者の指示に従い処理しなければならない。

（委託料）

第4条 委託業務の委託料は、3,701,000円（消費税非課税）とする。ただし、委託期間満了後、収支精算額が当該額を下回った場合は、その精算額をもって委託料とする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、延岡市契約規則第27条第1項第6号により免除する。

（委託料の支払）

第6条 受託者は、委託者に対し、四半期における事業計画書及び請求書（以下「事業計画書等」という。）を当該四半期の初月（4月、7月、10月、1月）の10日までに提出しなければならない。

2 委託者は、事業計画書等を受領したときは、内容を審査し、適当と認めるときは請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

（定例報告）

第7条 受託者は、委託者に対し、毎月10日までに事業実施状況報告書により、前月分の委託業務の実施状況に関する報告をしなければならない。

（収支決算書等の提出）

第8条 受託者は、委託期間満了後20日以内に収支決算書及び精算書を委託者に提出しなければならない。

（再委託の禁止）

第9条 受託者は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

（権利の譲渡禁止）

第10条 受託者は、この契約から生ずる権利を第三者に譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

（実地調査）

第11条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況その他の事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（契約の解除）

第12条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受託者がその責めに帰する理由により、この契約に違反したとき。
- (2) 受託者が委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (4) 受託者（法人である場合には、その役員等）が延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）

第2条第3号に規定する暴力団関係者であると認められるとき。

- 2 受託者は、前項第4号の規定により契約を解除された場合においては、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として、委託者に対しその指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の違約金は、委託者による損害賠償の請求を妨げないものとする。
- 4 委託者は、第1項の規定による契約の解除によって生じた受託者の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(秘密の保持)

第13条 受託者は、委託業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(負担金等の徴収)

第14条 受託者は、利用者から原材料費等の実費及び発注者の定める負担金を徴収しなければならない。

(協議)

第15条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、委託者、受託者協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するために、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

委託者 延岡市東本小路2番地1  
延岡市  
延岡市長 首藤正治

受託者 延岡市三ツ瀬町1丁目12番地4  
社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会  
会長 柳田泰宏

別記

(生涯学習事業)

事業名	実施方法
福祉講座	開催数は8回程度とする。

(楽しみ創作活動)

事業名	実施方法
体験学習	15講座(1講座につき90分×6回)程度を開催する。 各講座の定員は15人程度とする。 ただし、料理教室、陶芸教室については、1講座につき120分×6回程度とする。
講師派遣事業	遠隔地区等に講師を20回程度派遣し、各種講座を開催する。

※ 事業は、上記の開催回数を目処として実施すること。



25 支出負担行為書

(委託) 何無

伝票番号 0000276 - 000

年度	25	会計	09 介護保険特別会計			所属	200500 高齢福祉課			
予算担当	主務係長	予算担当係長	課長	部次長	部長	契約管理課長	財政課長	会計管理者	課長	決裁者
	(福高)	(工藤)	(工藤)	*	*	(高)	*	*	(友清)	
受託課	設計担当	事務担当	主務係長	予算担当係長	課長	合議				
						(深田)	(熊原)			
予算区分	0	現年度予算				起票日	25年4月1日			
款	03	地域支援事業費				※決裁日	25年9月1日			
項	01	介護予防事業費				契約方法	3 随契			
目	01	一次予防事業費								
細目	002	地域介護予防活動支援事業								
細々目	04	生きがいと健康づくり推進事業				予算配当額	4,241,000円			
節	13	委託料				負担行為済額	3,701,000円			
細節	52	生きがいと健康づくり推進委託料				配当残額	540,000円			
金額						¥3,701,000				
※支出方法 完工払 ・ 前金払 ・ 出来高払 回 ・ 毎月払 ・ その他(四半期)										
件名等	摘要 生きがいと健康づくり推進委託 委託場所 延岡市									
相手方住所・氏名	債権者コード 0000000341 住所 延岡市三ツ瀬町1丁目12番地4 氏名 (福) 延岡市社会福祉協議会									
備考	----- ----- ----- -----									

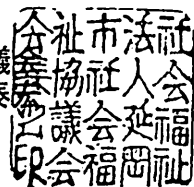
# 分割支払内訳書

月/回	支出金額	支払日	月/回	支出金額	支払日
4月/1回	925,250	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     支払済                      25.4.26                      高齢福祉課                 </div>			
7月/2回	925,250	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     支払済                      25.7.26                      高齢福祉課                 </div>			
10月/3回	925,250				
1月/4回					
			計		

平成 25年 4月 8日

延岡市長 首藤 正治 様

社会福祉法人  
延岡市社会福祉協議会  
会 長 柳田 泰



平成25年度 生きがいと健康づくり事業収支予算書

(収入)

項 目	金 額	内 訳
委託料	3,701,000	生きがいと健康づくり委託料
合 計	3,701,000	

(支出)

項 目	金 額	内 訳
人件費	2,730,000	事務員賃金1,440,000円 指導員賃金 1,104,840円 法定福利費 175,000円 福利厚生費 10,000円 柳田 泰 印
損害保険料	4,000	指導員総合保障プラン加入
諸謝金	594,000	体験学習講師謝金、補助員謝金
旅費交通費	30,000	講師派遣旅費交通費
燃料費	168,000	窯灯油代14,000円×12ヶ月
消耗品費	152,000	事務用品(コピー機トナー、用紙代他)
通信運搬費	19,000	ハガキ、切手代
印刷製本費	4,000	写真現像代
合 計	3,701,000	

25

# 予算執行伺書

( 委託 )

年度	25	会計	09 介護保険特別会計			所属	200500 高齢福祉課			
担当者	予算担当	主務係長	庶務係長	課長補佐	課長	部次長	部長	副市長	決裁者	課長
						*	*	*		
					合議	契約管理課長	財政課長			
予算区分	0 現年度予算	起票日	25年3月25日	決裁日	25年3月27日	契約方法	随契	契約担当課	高齢福祉課	
予算配当額	855,000		予定金額	855,000		工事財源 国・県・地・単				
款	03 地域支援事業費			項	02 包括的支援事業・任意事業費					
目	02 任意事業費			細目	002 家族介護支援事業					
細々目	02 認知症高齢者見守り事業			節	13 委託料					
細節	51. 認知症サポーター等養成委託料									
予算配当額			予定金額			工事財源 国・県・地・単				
款				項						
目				細目						
細々目				節						
細節										
予算配当額			予定金額			工事財源 国・県・地・単				
款				項						
目				細目						
細々目				節						
細節										
予定金額	¥855,000									
支出方法	完工払. 前金払. 出来高払 回. 毎月払. <u>その他</u> ( 概算払 )									
件名及び内訳	執行期間	契約締結の日から ..... 日間または 平成26年3月31日 まで								
	摘要	No. .... 認知症サポーター等養成委託								
	履行(工事場所)	延岡市								
備考	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とする。									
	・延岡市契約規則第21条第3項により見積書を徴さない。									





## 認知症高齢者見守り事業実施要綱

### (目的)

第1条 認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人やその家族を支援する認知症サポーター等を養成し、関係機関・組織・団体等と協力しながら、認知症の人やその家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 事業の実施主体は、延岡市とする。ただし、その実施については、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託するものとする。

### (定義)

第3条 認知症サポーター100万人キャラバンにおける「キャラバン・メイト養成研修」を受講し、全国キャラバン・メイト連絡協議会に登録された者をキャラバン・メイトと称する。

2 認知症サポーター100万人キャラバンにおける「認知症サポーター養成講座」を受講した者を「認知症サポーター」と称する。

### (キャラバン・メイト養成研修事業)

第4条 認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」の企画・立案及び実施を行う「キャラバン・メイト」を養成するため、キャラバン・メイト養成研修を実施する。

2 キャラバン・メイト養成研修の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者で、「認知症サポーター養成講座」を原則としてボランティアの立場で行える者とする。

(1) 認知症介護指導者養成研修の修了者

(2) 認知症介護実践リーダー研修（認知症実務者研修専門課程）の修了者

(3) 介護相談員

(4) 社団法人認知症の人と家族の会 会員

(5) 認知症に関する基本的な知識や介護経験等があり、上記に準ずると延岡市が認めた者

3 キャラバン・メイト養成研修は、全国キャラバン・メイト連絡協議会の定

めるカリキュラムに基づき、実施されるものとする。

- 4 キャラバン・メイト養成研修を受講した者は、認知症を応援する者の印として「オレンジリング」の配布を受け、「キャラバン・メイト」として「全国キャラバン・メイト連絡協議会」に登録されるものとする。
- 5 登録者の情報は、認知症サポーター養成講座の実施を目的として、延岡市において管理するものとする。
- 6 キャラバン・メイトのフォローアップ研修を開催し、スキルアップを図る。

#### (認知症サポーター養成講座事業)

第4条の2 地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成するため、認知症サポーター養成講座を実施する。

- 2 認知症サポーター養成講座の対象者は、地域住民、職域、学校、広域の団体・企業等の従事者などとし、対象の拡充のために、啓発活動に努める。
- 3 認知症サポーター養成講座は、全国キャラバン・メイト連絡協議会の基本カリキュラムにそった内容に基づき、キャラバン・メイトを講師として実施するものとする。
- 4 認知症サポーター養成講座修了者には、キャラバン・メイトを通じ、サポーターの証となる「オレンジリング」を交付するものとする。
- 5 キャラバン・メイトは、認知症サポーター養成講座終了後、サポーター養成数を把握し、延岡市に報告するものとする。

#### (費用の負担)

第5条 キャラバン・メイト養成研修及び認知症サポーター養成講座の参加費用については、原則として無料とする。

#### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成21年1月19日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

## 認知症高齢者見守り事業委託契約書 (採)

延岡市（以下「委託者」という。）と社会福祉法人延岡市社会福祉協議会（以下「受託者」という。）とは、認知症高齢者見守り事業の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 委託者は、認知症高齢者見守り事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく業務（以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託者は、委託業務の委託料として、年額855,000円（消費税非課税）を支払うものとする。ただし、委託期間満了後、収支精算額が当該年額を下回った場合は、その精算額をもって委託料とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、延岡市契約規則第27条第1項第6号により免除する。

（委託料の支払）

第5条 受託者は、委託者に対し、事業計画書及び請求書（以下「事業計画書等」という）を4月10日までに提出しなければならない。

2 委託者は、事業計画書等の内容を審査し、適当と認めたときは、事業計画書等を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

（事業実績報告書及び収支精算書の提出）

第6条 受託者は、委託者に対し、委託期間満了後10日以内に、事業実績報告書及び精算書を提出しなければならない。

（委託業務の処理方法）

第7条 受託者は、委託業務を要綱及び委託者の指示に従って処理しなければならない。

（再委託の禁止）

第8条 受託者は、委託業務を第三者に再委託してはならない。

（権利譲渡の禁止）

第9条 受託者は、この契約から生ずる権利を第三者に譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

（実地調査）

第10条 委託者は必要があると認めるときは、委託業務の実施状況その他の事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（事故及び損害の責任）

第11条 業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、委託者に故意又は重過失のない限り、受託者がその負担と責任において処理に当たるものとする。

（事故報告）

第12条 前条の事態が生じたときは、受託者は速やかに委託者に報告しなければならない。

（契約の解除）

第13条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受託者がその責めに帰する理由により、この契約に違反したとき。
  - (2) 受託者が委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
  - (3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
  - (4) 受託者（法人である場合には、その役員等）が延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団関係者であると認められるとき。
- 2 受託者は、前項第4号の規定により契約を解除された場合においては、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として、委託者に対しその指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の違約金は、委託者による損害賠償請求を妨げないものとする。
- 4 委託者は、第1項の規定による契約の解除によって生じた受託者の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（秘密の保持）

第14条 受託者は、委託業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（協議）

第15条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、委託者及び受託者が協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するために、本書2通を作成し、委託者受託者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

委託者 延岡市東本小路2番地1  
延岡市  
延岡市長 首藤正治

受託者 延岡市三ツ瀬町1丁目12番地4  
社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会  
会長 柳田泰宏

## 随意契約理由書

見積に付する 事項	認知症高齢者見守り事業
履行場所	市内公民館等
予定価格	855,000円
地方自治法 施行令第167条 の2第1項中の 該当する号	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
随意契約に 付する理由	<p>当事業は、認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人やその家族を支援する認知症サポーターを養成し、関係機関・組織・団体等と協力しながら「認知症になっても安心して暮らせる町づくり」の実現のための事業である。</p> <p>行政との連携を持ちながら、関係機関へのはたらきかけ、協力・連携体制づくり、ネットワーク化の推進等の事務局機能を担うことのできる法人が1ヶ所のみのため。</p>

### ◇見積書を徴する相手方の数・根拠法令等

見積書を徴する 相手方の数	見積書を徴しない
根拠法令	延岡市契約規則第21条第3項
見積書を徴する相手方の数が1者のときは、その理由と相手方の氏名・住所等	
担当者氏名	健康福祉部 高齢福祉課 高齢者支援係 山崎 真梨子 内線番号2560

平成25年3月25日

随意契約理由書作成者

健康福祉部 高齢福祉課長 佐藤 和郎





25 支出負担行為書

(委託) 伺無

伝票番号 0000277 - 000

年度	25	会計	09 介護保険特別会計			所属	200500 高齢福祉課				
予算担当	主務係長	予算担当係長	課長	部次長	部長	契約管理課長	財政課長	会計管理者	課長	決裁者	
	(福)	(児)	(藤)	(友)	*	*	(高)	*	*	(友)	
受託課	設計担当	事務担当	主務係長	予算担当係長	課長	合議	(深)	(熊)			
予算区分	0 現年度予算					起票日	25年4月1日				
款	03 地域支援事業費					※決裁日	25年4月1日				
項目	02 包括的支援事業・任意事業費					契約方法	3 随契				
目	02 任意事業費										
細目	002 家族介護支援事業					予算配当額	855,000円				
細々目	02 認知症高齢者見守り事業					負担行為済額	855,000円				
節	13 委託料					配当残額	0円				
細節	51 認知症サポ一タ一等養成委託料										

金額 ￥855,000

※支出方法 完工払 ・ 前金払 ・ 出来高払 回 ・ 毎月払 ・ その他 (概算払)

件名等 摘要 認知症サポ一タ一等養成委託  
委託場所 延岡市

相手方住所・氏名 債権者コード 0000000341  
住所 延岡市三ツ瀬町1丁目12番地4  
氏名 (福) 延岡市社会福祉協議会

備考



25 / 予算執行伺書

( 委託 )

年度	25	会計	09	介護保険特別会計			所属	200500	高齢福祉課	
担当者	予算担当	主務係長	庶務係長	課長補佐	課長	部次長	部長	副市長	決裁者	課長
						*	*	*		
					合議	契約管理課長		財政課長		
予算区分	0	現年度予算	起票日	25年3月25日	決裁日	25年3月29日	契約方法	随契	契約担当課	高齢福祉課
予算配当額	312,000		予定金額	312,000		工事財源 国・県・地・単				
款	03 地域支援事業費				項	02 包括的支援事業・任意事業費				
目	02 任意事業費				細目	002 家族介護支援事業				
細々目	04 家族介護者交流事業				節	13 委託料				
細節	51 家族介護者交流委託料									
予算配当額			予定金額			工事財源 国・県・地・単				
款					項					
目					細目					
細々目					節					
細節										
予算配当額			予定金額			工事財源 国・県・地・単				
款					項					
目					細目					
細々目					節					
細節										
			予定金額	¥312,000						
支出方法	完工払、前金払、出来高払 回、毎月払、 <u>その他</u> (概算払)									
件名及び内訳	執行期間	契約締結の日から ..... 日間または 平成26年3月31日 まで								
	摘要	No. .... 家族介護者交流委託								
	履行(工事場所)	延岡市								
※備考	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とする。									
	・延岡市契約規則第21条第3項により見積書を徴さない。									





## 延岡市家族介護者交流事業実施要綱

### (目的)

第1条 家族介護者交流事業（以下「事業」という。）は、高齢者を介護している家族に対して、介護から一時的に開放し、交流会、研修会、施設見学等を実施することにより、身体的・精神的な負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の維持及び向上を図ることを目的とする。

### (対象者)

第2条 事業の対象者は、本市に住所又は居所を有し、概ね65歳以上の高齢者を現に介護している家族とする。

### (事業内容)

第3条 事業内容は次に掲げるものとする。

- (1)相互の意見及び情報交換会の開催
- (2)調査等による広報誌等の発行
- (3)相互間のネットワークの形成

### (利用回数)

第4条 宿泊に伴う事業に参加できる回数は、年1回の利用を限度とする。

### (費用の負担)

第5条 利用者は、教材等に要する実費相当額を負担しなければならない。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

## 随意契約理由書

見積に付する 事 項	家族介護者交流事業
履 行 場 所	延岡市社会福祉協議会
予 定 価 格	312,000円
地 方 自 治 法 施行令第167条 の2第1項中の 該 当 する号	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
随 意 契 約 に 付 する 理 由	当事業は、在宅で高齢者を介護している家族に対して、介護から一時的に開放し、日帰り研修、施設見学を実施することにより、介護者相互の交流を図るとともに、身体的・精神的な負担の軽減を図り、意見交換等で得られた情報を広報紙にして未参加者にも配布し、ネットワークを構築することを目的としている。目的に合致するサービス提供が可能な法人が延岡市社会福祉協議会1者のみのため。

### ◇見積書を徴する相手方の数・根拠法令等

見積書を徴する 相手方の数	見積書を徴しない
根 拠 法 令	延岡市契約規則第21条第3項
見積書を徴する相 手方の数が1者の ときは、その理由と 相手方の氏名・住 所等	
担 当 者 氏 名	健康福祉部 高齢福祉課 総務係 志田 尚之 内線番号532505

平成25年3月25日

随意契約理由書作成者

健康福祉部 高齢福祉課長 佐藤 和郎



## 家族介護者交流事業委託契約書 (案)

延岡市（以下「委託者」という。）と社会福祉法人延岡市社会福祉協議会（以下「受託者」という。）とは、家族介護者交流事業（以下「事業」という。）の委託について、次のとおり契約を締結する。

### （目的）

第1条 委託者は、延岡市家族介護者交流事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく業務（以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。

### （委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

### （委託料）

第3条 委託業務の委託料は、年額312,000円（消費税非課税）とする。ただし、委託期間満了後、収支精算額が当該年額を下回った場合はその精算額をもって委託料とする。

### （委託料の支払）

第4条 受託者は、委託者に対し、事業計画書及び収支予算書並びに請求書（以下「事業計画書等」という。）を4月30日までに提出しなければならない。

2 委託者は、事業計画書等を受領したときは内容を審査し、適当と認めるときは、事業計画書等を受領した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

### （契約保証金）

第5条 契約保証金は、延岡市契約規則第27条第1項第6号により免除する。

### （事業実績報告書等の提出）

第6条 受託者は、委託業務終了後、速やかに事業実績報告書、収支決算書及び精算書を委託者に提出しなければならない。

### （委託業務の処理方法）

第7条 受託者は、委託業務を要綱及び委託者の指示に従って処理しなければならない。

### （再委託の禁止）

第8条 受託者は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

### （権利の譲渡禁止）

第9条 受託者は、この契約から生ずる権利を第三者に譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

### （実地調査）

第10条 委託者は必要があると認めるときは、委託業務の実施状況その他の事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

### （契約の解除）

第11条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受託者がその責めに帰する理由により、この契約に違反したとき。

- (2) 受託者が委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (4) 受託者（法人である場合には、その役員等）が延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団関係者であると認められるとき。
- 2 受託者は、前項第4号の規定により契約を解除された場合においては、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として、委託者に対しその指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の違約金は、委託者による損害賠償の請求を妨げないものとする。
- 4 委託者は、第1項の規定による契約の解除によって生じた受託者の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（事故等の報告）

第12条 受託者は、委託業務の実施により事故等が発生したときは、ただちにその内容を委託者に報告しなければならない。

（損害賠償）

- 第13条 受託者は、この契約に定める義務を履行しないために、委託者に損害を与えたときは、その損害相当額を賠償しなければならない。
- 2 受託者は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 受託者は、前項の規定による損害賠償に備え、それにより受託者に生ずる損害をてん補するために必要な保険に加入しなければならない。

（秘密の保持）

第14条 受託者は、委託業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（費用の徴収）

第15条 受託者は、委託者の指示に従い、利用者から教材等に要する実費相当額を徴収することができる。

（協議）

第16条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、委託者、受託者協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するために、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

委託者 延岡市東本小路2番地1  
延岡市  
延岡市長 首藤正治

受託者 延岡市三ツ瀬町1丁目12番地4  
社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会  
会長 柳田泰宏

新年度



25 支出負担行為書

(委託) 何無

伝票番号 0000278 - 000

年度	25	会計	09 介護保険特別会計			所属	200500 高齢福祉課				
予算担当	主務係長	予算担当係長	課長	部次長	部長	契約管理課長	財政課長	会計管理者	課長	決裁者	
					*	*		*	*		
受託課	設計担当	事務担当	主務係長	予算担当係長	課長	合議					
予算区分	0 現年度予算					起票日	25年4月1日				
款	03 地域支援事業費					※決裁日	25年4月1日				
項目	02 包括的支援事業・任意事業費					契約方法	3 随契				
目	02 任意事業費										
細目	002 家族介護支援事業										
細々目	04 家族介護者交流事業					予算配当額	312,000円				
節	13 委託料					負担行為済額	312,000円				
細節	51 家族介護者交流委託料					配当残額	0円				

金額 ￥312,000

※支出方法 完工払 ・ 前金払 ・ 出来高払 回 ・ 毎月払 ・ その他(概算払)

件名等 摘要 家族介護者交流委託  
委託場所 延岡市

相手方住所・氏名  
債権者コード 0000000341  
住所 延岡市三ツ瀬町1丁目12番地4  
氏名 (福) 延岡市社会福祉協議会

備考

## 平成25年度家族介護者交流事業収支予算書













### 1 収入

(単位：千円)

科 目	金 額	説 明
委託料	312	延岡市委託金 312,000円
負担金	35	参加者負担金 500円×35名×2回=35,000円
	347	

### 2 支出

科 目	金 額	説 明
諸謝金	40	講師謝金 5,000円×4名×2回=40,000円
消耗品費	45	用紙代 5,000円 プリンタラベル 4,500円 封筒代 3,000円 他消耗品費 32,500円
通信運搬費	40	メール便 80円×250通×2回=40,000円
手数料	2	振込手数料 630円×2回分=1,260円
損害保険料	2	行事保険 28円×35名×2回 =1,960円
賃借料	70	マイクロバス使用 60,000円 会場使用料 5,000×2回=10,000円
租税公課	2	委託契約書用収入印紙代 200円 平成23年度分消費税 1,500円
雑費	86	つどい利用料 1,000円×35名×2回=70,000円 他雑費 16,000円
経理区分繰入金	60	事務負担金@6,000円×10日=60,000円
合 計	347	

		課室名		高齢福祉課				
起案日		25年 8月 / 日		決裁日		25年 8月 / 日		
課内		検討者				決裁者		
担当者	起案責任者					健康福祉部長	副市長	
	 高齢福祉課長 Tel532501							
高齢者援係長	課長補佐兼介護認定係長	意見						
		合議者						
予算担当						契約管理課長	財政課長	
								
		意見						
								
広報のべおかへの掲載	要 ・ <input checked="" type="radio"/> 否		ホームページへの掲載		要 ・ <input checked="" type="radio"/> 否			

件名：平成25年度「生きがいデイサービス事業」に係る委託契約の締結について

標記の件につきまして、別紙の通り契約を締結します。

記

1. 契約の相手方 住所：延岡市夏田町418番地1

氏名：(福)桜ヶ丘福祉会

理事長 甲斐 一生

外22法人

<裏面に続く>

2. 契約期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日

3. 委託料 利用1回当たり 2,700円

4. 予算 民生費 社会福祉費 老人福祉費 生きがい対策事業  
生きがいデイサービス事業 委託料  
予算額 10,563,000円



## 随意契約理由書

見積に付する 事 項	生きがいデイサービス事業
履 行 場 所	通所介護事業者
予 定 価 格	10,563,000円
地方自治法 施行令第167条 の2第1項中の 該 当 する号	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
随 意 契 約 に 付 する 理 由	<p>当事業は、介護保険非該当者で介護予防が必要な高齢者や被虐待高齢者に対し、機能向上プログラムや健康観察を実施し、自立した生活の確立と自己実現の支援を行うことを目的としている。</p> <p>目的に合致するサービス提供が可能な事業者がこれら団体のみであったため。</p>

### ◇見積書を徴する相手方の数・根拠法令等

見積書を徴する 相手方の数	見積書を徴しない
根 拠 法 令	延岡市契約規則第21条第3項
見積書を徴する相 手方の数が1者の ときは、その理由と 相手方の氏名・住 所等	
担 当 者 氏 名	健康福祉部 高齢福祉課 高齢者支援係 甲斐 恵美子 内線番号532507

平成25年 4月 1日

随意契約理由書作成者

健康福祉部 高齢福祉課長 友清 明俊



## 生きがいデイサービス事業委託契約書

延岡市（以下「委託者」という。）と社会福祉法人桜ヶ丘福祉会（以下「受託者」という。）とは、生きがいデイサービス事業の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 委託者は、延岡市生きがいデイサービス事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定める業務（利用決定に関する業務を除く。以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

（委託業務の実施）

第3条 受託者は、在宅高齢者生活支援サービス登録を受けた者に対して、さくらんぼデイサービスセンターにおいて委託業務を実施しなければならない。

（委託料）

第4条 委託業務の委託料（消費税非課税）は、1回の利用につき2,700円とする。

2 前項の規定にかかわらず、委託業務の処理に実際に要した費用が同項の規定により計算した額を下回った場合は、当該実際に要した費用をもって委託料とする。

（委託料の支払）

第5条 受託者は委託者に対し、毎月10日までに前月分の委託業務に係る請求書および事業実績報告書（以下「請求書等」という。）を提出しなければならない。

2 委託者は、請求書等を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは、請求書等を受理した日から30日以内に委託料をその指定する口座に振り込むものとする。

（委託業務の処理方法）

第6条 受託者は、委託業務を要綱及び委託者の指示に従って処理しなければならない。

（契約保証金）

第7条 契約保証金は、延岡市契約規則第27条第1項第6号により免除する。

（再委託の禁止）

第8条 受託者は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときはこの限りでない。

（権利の譲渡の禁止）

第9条 受託者は、この契約から生ずる権利を第三者に譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときはこの限りではない。

（実地調査）

第10条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の用途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（契約の解除）

第11条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受託者がその責めに帰する理由により、この契約に違反したとき。

(2) 受託者が委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 受託者（法人である場合には、その役員等）が延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団関係者であると認められるとき。

2 受託者は、前項第4号の規定により契約を解除された場合においては、契約期間における解除日までの委託料を日割計算した額に解除日後の委託期間の残日数を乗じて得た額の2分の1に相当する額を違約金として、委託者に対しその指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の違約金は、委託者による損害賠償の請求を妨げないものとする。

4 委託者は、第1項の規定による契約の解除によって生じた受託者の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（秘密の保持）

第12条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（利用料の徴収）

第13条 受託者は、利用者から施設利用料として260円、原材料相当の実費額として、給食費400円、入浴料300円、送迎料として40円を徴収しなければならない。（消費税非課税）

（損害賠償）

第14条 受託者は、この契約に定める義務を履行しないために、委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 受託者は、前項の規定による損害賠償に備え、それにより受託者に生ずる損害をてん補するために必要な保険に加入しなければならない。

（協議）

第15条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、委託者、受託者協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するために、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

委託者 延岡市東本小路2番地1  
延岡市  
延岡市長 首藤正治

受託者 延岡市夏田町418番地1  
社会福祉法人 桜ヶ丘福祉会  
理事長 甲斐一生

## 生きがいデイサービス事業委託契約書

延岡市（以下「委託者」という。）と社会福祉法人康生会（以下「受託者」という。）とは、生きがいデイサービス事業の委託について、次のとおり契約を締結する。

### （目的）

第1条 委託者は、延岡市生きがいデイサービス事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定める業務（利用決定に関する業務を除く。以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。

### （委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

### （委託業務の実施）

第3条 受託者は、在宅高齢者生活支援サービス登録を受けた者に対して、敬寿園デイサービスセンター及び水明荘デイサービスセンターの2か所において委託業務を実施しなければならない。

### （委託料）

第4条 委託業務の委託料（消費税非課税）は、1回の利用につき2,700円とする。

2 前項の規定にかかわらず、委託業務の処理に実際に要した費用が同項の規定により計算した額を下回った場合は、当該実際に要した費用をもって委託料とする。

### （委託料の支払）

第5条 受託者は委託者に対し、毎月10日までに前月分の委託業務に係る請求書および事業実績報告書（以下「請求書等」という。）を提出しなければならない。

2 委託者は、請求書等を受理したときは、内容を審査し、適当と認めたときは、請求書等を受理した日から30日以内に委託料をその指定する口座に振り込むものとする。

### （委託業務の処理方法）

第6条 受託者は、委託業務を要綱及び委託者の指示に従って処理しなければならない。

### （契約保証金）

第7条 契約保証金は、延岡市契約規則第27条第1項第6号により免除する。

### （再委託の禁止）

第8条 受託者は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときはこの限りでない。

### （権利の譲渡の禁止）

第9条 受託者は、この契約から生ずる権利を第三者に譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときはこの限りではない。

### （実地調査）

第10条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の用途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

### （契約の解除）

第11条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受託者がその責めに帰する理由により、この契約に違反したとき。

(2) 受託者が委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。

- (3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (4) 受託者（法人である場合には、その役員等）が延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団関係者であると認められるとき。
- 2 受託者は、前項第4号の規定により契約を解除された場合においては、契約期間における解除日までの委託料を日割計算した額に解除日後の委託期間の残日数を乗じて得た額の2分の1に相当する額を違約金として、委託者に対しその指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の違約金は、委託者による損害賠償の請求を妨げないものとする。
- 4 委託者は、第1項の規定による契約の解除によって生じた受託者の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（秘密の保持）

第12条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（利用料の徴収）

第13条 受託者は、利用者から施設利用料として260円、原材料相当の実費額として、給食費400円、入浴料300円、送迎料として40円を徴収しなければならない。（消費税非課税）

（損害賠償）

第14条 受託者は、この契約に定める義務を履行しないために、委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 受託者は、前項の規定による損害賠償に備え、それにより受託者に生ずる損害をてん補するために必要な保険に加入しなければならない。

（協議）

第15条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、委託者、受託者協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するために、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

委託者 延岡市東本小路2番地1  
延岡市  
延岡市長 首藤正治

受託者 延岡市昭和町3丁目9番地3  
社会福祉法人 康生会  
理事長 赤須 巖

## 生きがいデイサービス事業委託契約書

延岡市（以下「委託者」という。）と社会福祉法人みのり会（以下「受託者」という。）とは、生きがいデイサービス事業の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 委託者は、延岡市生きがいデイサービス事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定める業務（利用決定に関する業務を除く。以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

（委託業務の実施）

第3条 受託者は、在宅高齢者生活支援サービス登録を受けた者に対して、みのり圏デイサービスセンターにおいて委託業務を実施しなければならない。

（委託料）

第4条 委託業務の委託料（消費税非課税）は、1回の利用につき2,700円とする。

2 前項の規定にかかわらず、委託業務の処理に実際に要した費用が同項の規定により計算した額を下回った場合は、当該実際に要した費用をもって委託料とする。

（委託料の支払）

第5条 受託者は委託者に対し、毎月10日までに前月分の委託業務に係る請求書および事業実績報告書（以下「請求書等」という。）を提出しなければならない。

2 委託者は、請求書等を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは、請求書等を受理した日から30日以内に委託料をその指定する口座に振り込むものとする。

（委託業務の処理方法）

第6条 受託者は、委託業務を要綱及び委託者の指示に従って処理しなければならない。

（契約保証金）

第7条 契約保証金は、延岡市契約規則第27条第1項第6号により免除する。

（再委託の禁止）

第8条 受託者は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときはこの限りでない。

（権利の譲渡の禁止）

第9条 受託者は、この契約から生ずる権利を第三者に譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときはこの限りではない。

（実地調査）

第10条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の用途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（契約の解除）

第11条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受託者がその責めに帰する理由により、この契約に違反したとき。

(2) 受託者が委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 受託者（法人である場合には、その役員等）が延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団関係者であると認められるとき。

2 受託者は、前項第4号の規定により契約を解除された場合においては、契約期間における解除日までの委託料を日割計算した額に解除日後の委託期間の残日数を乗じて得た額の2分の1に相当する額を違約金として、委託者に対しその指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の違約金は、委託者による損害賠償の請求を妨げないものとする。

4 委託者は、第1項の規定による契約の解除によって生じた受託者の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（秘密の保持）

第12条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（利用料の徴収）

第13条 受託者は、利用者から施設利用料として260円、原材料相当の実費額として、給食費400円、入浴料300円、送迎料として40円を徴収しなければならない。（消費税非課税）

（損害賠償）

第14条 受託者は、この契約に定める義務を履行しないために、委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 受託者は、前項の規定による損害賠償に備え、それにより受託者に生ずる損害をてん補するために必要な保険に加入しなければならない。

（協議）

第15条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、委託者、受託者協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するために、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

委託者 延岡市東本小路2番地1  
延岡市  
延岡市長 首藤正治

受託者 延岡市岡元町630番地1  
社会福祉法人 みのり会  
理事長 甲斐英孝

## 生きがいデイサービス事業委託契約書

延岡市（以下「委託者」という。）と社会福祉法人ふれあい福祉会（以下「受託者」という。）とは、生きがいデイサービス事業の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 委託者は、延岡市生きがいデイサービス事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定める業務（利用決定に関する業務を除く。以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

（委託業務の実施）

第3条 受託者は、在宅高齢者生活支援サービス登録を受けた者に対して、ふれあいの里デイサービスセンターにおいて委託業務を実施しなければならない。

（委託料）

第4条 委託業務の委託料（消費税非課税）は、1回の利用につき2,700円とする。

2 前項の規定にかかわらず、委託業務の処理に実際に要した費用が同項の規定により計算した額を下回った場合は、当該実際に要した費用をもって委託料とする。

（委託料の支払）

第5条 受託者は委託者に対し、毎月10日までに前月分の委託業務に係る請求書および事業実績報告書（以下「請求書等」という。）を提出しなければならない。

2 委託者は、請求書等を受理したときは、内容を審査し、適当と認めたときは、請求書等を受理した日から30日以内に委託料をその指定する口座に振り込むものとする。

（委託業務の処理方法）

第6条 受託者は、委託業務を要綱及び委託者の指示に従って処理しなければならない。

（契約保証金）

第7条 契約保証金は、延岡市契約規則第27条第1項第6号により免除する。

（再委託の禁止）

第8条 受託者は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときはこの限りでない。

（権利の譲渡の禁止）

第9条 受託者は、この契約から生ずる権利を第三者に譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときはこの限りではない。

（実地調査）

第10条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の用途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（契約の解除）

第11条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受託者がその責めに帰する理由により、この契約に違反したとき。

(2) 受託者が委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。



(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 受託者（法人である場合には、その役員等）が延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団関係者であると認められるとき。

2 受託者は、前項第4号の規定により契約を解除された場合においては、契約期間における解除日までの委託料を日割計算した額に解除日後の委託期間の残日数を乗じて得た額の2分の1に相当する額を違約金として、委託者に対しその指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の違約金は、委託者による損害賠償の請求を妨げないものとする。

4 委託者は、第1項の規定による契約の解除によって生じた受託者の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（秘密の保持）

第12条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（利用料の徴収）

第13条 受託者は、利用者から施設利用料として260円、原材料相当の実費額として、給食費400円、入浴料300円、送迎料として40円を徴収しなければならない。（消費税非課税）

（損害賠償）

第14条 受託者は、この契約に定める義務を履行しないために、委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 受託者は、前項の規定による損害賠償に備え、それにより受託者に生ずる損害をてん補するために必要な保険に加入しなければならない。

（協議）

第15条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、委託者、受託者協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するために、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

委託者 延岡市東本小路2番地1  
延岡市  
延岡市長 首藤 正治

受託者 延岡市沖田町2240番地1  
社会福祉法人 ふれあい福祉会  
理事長 柳田 高志

## 生きがいデイサービス事業委託契約書

延岡市（以下「委託者」という。）と社会福祉法人三ツ葉会（以下「受託者」という。）とは、生きがいデイサービス事業の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 委託者は、延岡市生きがいデイサービス事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定める業務（利用決定に関する業務を除く。以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

（委託業務の実施）

第3条 受託者は、在宅高齢者生活支援サービス登録を受けた者に対して、東海デイサービスセンターにおいて委託業務を実施しなければならない。

（委託料）

第4条 委託業務の委託料（消費税非課税）は、1回の利用につき2,700円とする。

2 前項の規定にかかわらず、委託業務の処理に実際に要した費用が同項の規定により計算した額を下回った場合は、当該実際に要した費用をもって委託料とする。

（委託料の支払）

第5条 受託者は委託者に対し、毎月10日までに前月分の委託業務に係る請求書および事業実績報告書（以下「請求書等」という。）を提出しなければならない。

2 委託者は、請求書等を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは、請求書等を受理した日から30日以内に委託料をその指定する口座に振り込むものとする。

（委託業務の処理方法）

第6条 受託者は、委託業務を要綱及び委託者の指示に従って処理しなければならない。

（契約保証金）

第7条 契約保証金は、延岡市契約規則第27条第1項第6号により免除する。

（再委託の禁止）

第8条 受託者は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときはこの限りでない。

（権利の譲渡の禁止）

第9条 受託者は、この契約から生ずる権利を第三者に譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときはこの限りではない。

（実地調査）

第10条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の用途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（契約の解除）

第11条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受託者がその責めに帰する理由により、この契約に違反したとき。

(2) 受託者が委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 受託者（法人である場合には、その役員等）が延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団関係者であると認められるとき。

2 受託者は、前項第4号の規定により契約を解除された場合においては、契約期間における解除日までの委託料を日割計算した額に解除日後の委託期間の残日数を乗じて得た額の2分の1に相当する額を違約金として、委託者に対しその指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の違約金は、委託者による損害賠償の請求を妨げないものとする。

4 委託者は、第1項の規定による契約の解除によって生じた受託者の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（秘密の保持）

第12条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（利用料の徴収）

第13条 受託者は、利用者から施設利用料として260円、原材料相当の実費額として、給食費400円、入浴料300円、送迎料として40円を徴収しなければならない。（消費税非課税）

（損害賠償）

第14条 受託者は、この契約に定める義務を履行しないために、委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 受託者は、前項の規定による損害賠償に備え、それにより受託者に生ずる損害をてん補するために必要な保険に加入しなければならない。

（協議）

第15条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、委託者、受託者協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するために、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

委託者 延岡市東本小路2番地1  
延岡市  
延岡市長 首藤 正 治

受託者 延岡市無鹿町1丁目2031番地4  
社会福祉法人 三ツ葉会  
理事長 大崎 茂

## 生きがいデイサービス事業委託契約書

延岡市（以下「委託者」という。）と社会福祉法人千寿会（以下「受託者」という。）とは、生きがいデイサービス事業の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 委託者は、延岡市生きがいデイサービス事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定める業務（利用決定に関する業務を除く。以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

（委託業務の実施）

第3条 受託者は、在宅高齢者生活支援サービス登録を受けた者に対して、北浦町デイサービスセンター及び島浦デイサービスセンターの2か所において委託業務を実施しなければならない。

（委託料）

第4条 委託業務の委託料（消費税非課税）は、1回の利用につき2,700円とする。

2 前項の規定にかかわらず、委託業務の処理に実際に要した費用が同項の規定により計算した額を下回った場合は、当該実際に要した費用をもって委託料とする。

（委託料の支払）

第5条 受託者は委託者に対し、毎月10日までに前月分の委託業務に係る請求書および事業実績報告書（以下「請求書等」という。）を提出しなければならない。

2 委託者は、請求書等を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは、請求書等を受理した日から30日以内に委託料をその指定する口座に振り込むものとする。

（委託業務の処理方法）

第6条 受託者は、委託業務を要綱及び委託者の指示に従って処理しなければならない。

（契約保証金）

第7条 契約保証金は、延岡市契約規則第27条第1項第6号により免除する。

（再委託の禁止）

第8条 受託者は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときはこの限りでない。

（権利の譲渡の禁止）

第9条 受託者は、この契約から生ずる権利を第三者に譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときはこの限りではない。

（実地調査）

第10条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（契約の解除）

第11条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受託者がその責めに帰する理由により、この契約に違反したとき。

(2) 受託者が委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 受託者（法人である場合には、その役員等）が延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団関係者であると認められるとき。

2 受託者は、前項第4号の規定により契約を解除された場合においては、契約期間における解除日までの委託料を日割計算した額に解除日後の委託期間の残日数を乗じて得た額の2分の1に相当する額を違約金として、委託者に対しその指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の違約金は、委託者による損害賠償の請求を妨げないものとする。

4 委託者は、第1項の規定による契約の解除によって生じた受託者の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（秘密の保持）

第12条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（利用料の徴収）

第13条 受託者は、利用者から施設利用料として260円、原材料相当の実費額として、給食費400円、入浴料300円、送迎料として40円を徴収しなければならない。（消費税非課税）

（損害賠償）

第14条 受託者は、この契約に定める義務を履行しないために、委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 受託者は、前項の規定による損害賠償に備え、それにより受託者に生ずる損害をてん補するために必要な保険に加入しなければならない。

（協議）

第15条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、委託者、受託者協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するために、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

委託者 延岡市東本小路2番地1  
延岡市  
延岡市長 首藤正治

受託者 延岡市北浦町古江2.693番地  
社会福祉法人 千寿会  
理事長 渡部頼貞

## 生きがいデイサービス事業委託契約書

延岡市（以下「委託者」という。）と社会福祉法人真隆会（以下「受託者」という。）とは、生きがいデイサービス事業の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 委託者は、延岡市生きがいデイサービス事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定める業務（利用決定に関する業務を除く。以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

（委託業務の実施）

第3条 受託者は、在宅高齢者生活支援サービス登録を受けた者に対して、恒富東デイサービスセンターにおいて委託業務を実施しなければならない。

（委託料）

第4条 委託業務の委託料（消費税非課税）は、1回の利用につき2,700円とする。

2 前項の規定にかかわらず、委託業務の処理に実際に要した費用が同項の規定により計算した額を下回った場合は、当該実際に要した費用をもって委託料とする。

（委託料の支払）

第5条 受託者は委託者に対し、毎月10日までに前月分の委託業務に係る請求書および事業実績報告書（以下「請求書等」という。）を提出しなければならない。

2 委託者は、請求書等を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは、請求書等を受理した日から30日以内に委託料をその指定する口座に振り込むものとする。

（委託業務の処理方法）

第6条 受託者は、委託業務を要綱及び委託者の指示に従って処理しなければならない。

（契約保証金）

第7条 契約保証金は、延岡市契約規則第27条第1項第6号により免除する。

（再委託の禁止）

第8条 受託者は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときはこの限りでない。

（権利の譲渡の禁止）

第9条 受託者は、この契約から生ずる権利を第三者に譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときはこの限りではない。

（実地調査）

第10条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（契約の解除）

第11条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受託者がその責めに帰する理由により、この契約に違反したとき。

(2) 受託者が委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 受託者（法人である場合には、その役員等）が延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団関係者であると認められるとき。

2 受託者は、前項第4号の規定により契約を解除された場合においては、契約期間における解除日までの委託料を日割計算した額に解除日後の委託期間の残日数を乗じて得た額の2分の1に相当する額を違約金として、委託者に対しその指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の違約金は、委託者による損害賠償の請求を妨げないものとする。

4 委託者は、第1項の規定による契約の解除によって生じた受託者の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（秘密の保持）

第12条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（利用料の徴収）

第13条 受託者は、利用者から施設利用料として260円、原材料相当の実費額として、給食費400円、入浴料300円、送迎料として40円を徴収しなければならない。（消費税非課税）

（損害賠償）

第14条 受託者は、この契約に定める義務を履行しないために、委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 受託者は、前項の規定による損害賠償に備え、それにより受託者に生ずる損害をてん補するために必要な保険に加入しなければならない。

（協議）

第15条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、委託者、受託者協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するために、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

委託者 延岡市東本小路2番地1  
延岡市  
延岡市長 首藤正治

受託者 延岡市長浜町1丁目1765番地1  
社会福祉法人 真隆会  
理事長 田中英隆

## 生きがいデイサービス事業委託契約書

延岡市（以下「委託者」という。）と一般財団法人延岡市高齢者福祉協会（以下「受託者」という。）とは、生きがいデイサービス事業の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 委託者は、延岡市生きがいデイサービス事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定める業務（利用決定に関する業務を除く。以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

（委託業務の実施）

第3条 受託者は、在宅高齢者生活支援サービス登録を受けた者に対して、岡富デイサービスセンターにおいて委託業務を実施しなければならない。

（委託料）

第4条 委託業務の委託料（消費税非課税）は、1回の利用につき2,700円とする。

2 前項の規定にかかわらず、委託業務の処理に実際に要した費用が同項の規定により計算した額を下回った場合は、当該実際に要した費用をもって委託料とする。

（委託料の支払）

第5条 受託者は委託者に対し、毎月10日までに前月分の委託業務に係る請求書および事業実績報告書（以下「請求書等」という。）を提出しなければならない。

2 委託者は、請求書等を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは、請求書等を受理した日から30日以内に委託料をその指定する口座に振り込むものとする。

（委託業務の処理方法）

第6条 受託者は、委託業務を要綱及び委託者の指示に従って処理しなければならない。

（契約保証金）

第7条 契約保証金は、延岡市契約規則第27条第1項第6号により免除する。

（再委託の禁止）

第8条 受託者は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときはこの限りでない。

（権利の譲渡の禁止）

第9条 受託者は、この契約から生ずる権利を第三者に譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときはこの限りではない。

（実地調査）

第10条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（契約の解除）

第11条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受託者がその責めに帰する理由により、この契約に違反したとき。

(2) 受託者が委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。



(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 受託者（法人である場合には、その役員等）が延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団関係者であると認められるとき。

2 受託者は、前項第4号の規定により契約を解除された場合においては、契約期間における解除日までの委託料を日割計算した額に解除日後の委託期間の残日数を乗じて得た額の2分の1に相当する額を違約金として、委託者に対しその指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の違約金は、委託者による損害賠償の請求を妨げないものとする。

4 委託者は、第1項の規定による契約の解除によって生じた受託者の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（秘密の保持）

第12条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（利用料の徴収）

第13条 受託者は、利用者から施設利用料として260円、原材料相当の実費額として、給食費400円、入浴料300円、送迎料として40円を徴収しなければならない。（消費税非課税）

（損害賠償）

第14条 受託者は、この契約に定める義務を履行しないために、委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 受託者は、前項の規定による損害賠償に備え、それにより受託者に生ずる損害をてん補するために必要な保険に加入しなければならない。

（協議）

第15条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、委託者、受託者協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するために、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

委託者 延岡市東本小路2番地1  
延岡市  
延岡市長 首藤正治

受託者 延岡市山下町1丁目7番地9  
一般財団法人 延岡市高齢者福祉協会  
理事長 児玉悦生

## 生きがいデイサービス事業委託契約書

延岡市（以下「委託者」という。）と株式会社サンハート（以下「受託者」という。）とは、生きがいデイサービス事業の委託について、次のとおり契約を締結する。

### （目的）

第1条 委託者は、延岡市生きがいデイサービス事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定める業務（利用決定に関する業務を除く。以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。

### （委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

### （委託業務の実施）

第3条 受託者は、在宅高齢者生活支援サービス登録を受けた者に対して、サンハート延岡において委託業務を実施しなければならない。

### （委託料）

第4条 委託業務の委託料（消費税非課税）は、1回の利用につき2,700円とする。

2 前項の規定にかかわらず、委託業務の処理に実際に要した費用が同項の規定により計算した額を下回った場合は、当該実際に要した費用をもって委託料とする。

### （委託料の支払）

第5条 受託者は委託者に対し、毎月10日までに前月分の委託業務に係る請求書および事業実績報告書（以下「請求書等」という。）を提出しなければならない。

2 委託者は、請求書等を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは、請求書等を受理した日から30日以内に委託料をその指定する口座に振り込むものとする。

### （委託業務の処理方法）

第6条 受託者は、委託業務を要綱及び委託者の指示に従って処理しなければならない。

### （契約保証金）

第7条 契約保証金は、延岡市契約規則第27条第1項第6号により免除する。

### （再委託の禁止）

第8条 受託者は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときはこの限りでない。

### （権利の譲渡の禁止）

第9条 受託者は、この契約から生ずる権利を第三者に譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときはこの限りではない。

### （実地調査）

第10条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

### （契約の解除）

第11条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受託者がその責めに帰する理由により、この契約に違反したとき。

(2) 受託者が委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 受託者（法人である場合には、その役員等）が延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団関係者であると認められるとき。

2 受託者は、前項第4号の規定により契約を解除された場合においては、契約期間における解除日までの委託料を日割計算した額に解除日後の委託期間の残日数を乗じて得た額の2分の1に相当する額を違約金として、委託者に対しその指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の違約金は、委託者による損害賠償の請求を妨げないものとする。

4 委託者は、第1項の規定による契約の解除によって生じた受託者の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（秘密の保持）

第12条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（利用料の徴収）

第13条 受託者は、利用者から施設利用料として260円、原材料相当の実費額として、給食費400円、入浴料300円、送迎料として40円を徴収しなければならない。（消費税非課税）

（損害賠償）

第14条 受託者は、この契約に定める義務を履行しないために、委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 受託者は、前項の規定による損害賠償に備え、それにより受託者に生ずる損害をてん補するために必要な保険に加入しなければならない。

（協議）

第15条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、委託者、受託者協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するために、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

委託者 延岡市東本小路2番地1  
延岡市  
延岡市長 首藤正治

受託者 延岡市浜町5090番地  
株式会社 サンハート  
代表取締役 染矢美敏

## 生きがいデイサービス事業委託契約書

延岡市（以下「委託者」という。）と有限会社かぼちゃの家（以下「受託者」という。）とは、生きがいデイサービス事業の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 委託者は、延岡市生きがいデイサービス事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定める業務（利用決定に関する業務を除く。以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

（委託業務の実施）

第3条 受託者は、在宅高齢者生活支援サービス登録を受けた者に対して、デイサービスセンターかぼちゃの家において委託業務を実施しなければならない。

（委託料）

第4条 委託業務の委託料（消費税非課税）は、1回の利用につき2,700円とする。

2 前項の規定にかかわらず、委託業務の処理に実際に要した費用が同項の規定により計算した額を下回った場合は、当該実際に要した費用をもって委託料とする。

（委託料の支払）

第5条 受託者は委託者に対し、毎月10日までに前月分の委託業務に係る請求書および事業実績報告書（以下「請求書等」という。）を提出しなければならない。

2 委託者は、請求書等を受理したときは、内容を審査し、適当と認めたときは、請求書等を受理した日から30日以内に委託料をその指定する口座に振り込むものとする。

（委託業務の処理方法）

第6条 受託者は、委託業務を要綱及び委託者の指示に従って処理しなければならない。

（契約保証金）

第7条 契約保証金は、延岡市契約規則第27条第1項第6号により免除する。

（再委託の禁止）

第8条 受託者は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときはこの限りでない。

（権利の譲渡の禁止）

第9条 受託者は、この契約から生ずる権利を第三者に譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときはこの限りではない。

（実地調査）

第10条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（契約の解除）

第11条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受託者がその責めに帰する理由により、この契約に違反したとき。

(2) 受託者が委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 受託者（法人である場合には、その役員等）が延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団関係者であると認められるとき。

2 受託者は、前項第4号の規定により契約を解除された場合においては、契約期間における解除日までの委託料を日割計算した額に解除日後の委託期間の残日数を乗じて得た額の2分の1に相当する額を違約金として、委託者に対しその指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の違約金は、委託者による損害賠償の請求を妨げないものとする。

4 委託者は、第1項の規定による契約の解除によって生じた受託者の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（秘密の保持）

第12条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（利用料の徴収）

第13条 受託者は、利用者から施設利用料として260円、原材料相当の実費額として、給食費400円、入浴料300円、送迎料として40円を徴収しなければならない。（消費税非課税）

（損害賠償）

第14条 受託者は、この契約に定める義務を履行しないために、委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 受託者は、前項の規定による損害賠償に備え、それにより受託者に生ずる損害をてん補するために必要な保険に加入しなければならない。

（協議）

第15条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、委託者、受託者協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するために、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

委託者 延岡市東本小路2番地1  
延岡市  
延岡市長 首藤正治

受託者 延岡市無鹿町2丁目3281  
有限会社 かぼちゃの家  
代表者 浜田幸代

## 生きがいデイサービス事業委託契約書

延岡市（以下「委託者」という。）と有限会社ひだまりの家（以下「受託者」という。）とは、生きがいデイサービス事業の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 委託者は、延岡市生きがいデイサービス事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定める業務（利用決定に関する業務を除く。以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

（委託業務の実施）

第3条 受託者は、在宅高齢者生活支援サービス登録を受けた者に対して、有限会社ひだまりの家において委託業務を実施しなければならない。

（委託料）

第4条 委託業務の委託料（消費税非課税）は、1回の利用につき2,700円とする。

2 前項の規定にかかわらず、委託業務の処理に実際に要した費用が同項の規定により計算した額を下回った場合は、当該実際に要した費用をもって委託料とする。

（委託料の支払）

第5条 受託者は委託者に対し、毎月10日までに前月分の委託業務に係る請求書および事業実績報告書（以下「請求書等」という。）を提出しなければならない。

2 委託者は、請求書等を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは、請求書等を受理した日から30日以内に委託料をその指定する口座に振り込むものとする。

（委託業務の処理方法）

第6条 受託者は、委託業務を要綱及び委託者の指示に従って処理しなければならない。

（契約保証金）

第7条 契約保証金は、延岡市契約規則第27条第1項第6号により免除する。

（再委託の禁止）

第8条 受託者は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときはこの限りでない。

（権利の譲渡の禁止）

第9条 受託者は、この契約から生ずる権利を第三者に譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときはこの限りではない。

（実地調査）

第10条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（契約の解除）

第11条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受託者がその責めに帰する理由により、この契約に違反したとき。

(2) 受託者が委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 受託者（法人である場合には、その役員等）が延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団関係者であると認められるとき。

2 受託者は、前項第4号の規定により契約を解除された場合においては、契約期間における解除日までの委託料を日割計算した額に解除日後の委託期間の残日数を乗じて得た額の2分の1に相当する額を違約金として、委託者に対しその指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の違約金は、委託者による損害賠償の請求を妨げないものとする。

4 委託者は、第1項の規定による契約の解除によって生じた受託者の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（秘密の保持）

第12条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（利用料の徴収）

第13条 受託者は、利用者から施設利用料として260円、原材料相当の実費額として、給食費400円、入浴料300円、送迎料として40円を徴収しなければならない。（消費税非課税）

（損害賠償）

第14条 受託者は、この契約に定める義務を履行しないために、委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 受託者は、前項の規定による損害賠償に備え、それにより受託者に生ずる損害をてん補するために必要な保険に加入しなければならない。

（協議）

第15条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、委託者、受託者協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するために、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

委託者 延岡市東本小路2番地1  
延岡市  
延岡市長 首藤正治

受託者 延岡市川原崎町84番地1  
有限会社 ひだまりの家  
代表取締役 戸高通孝

## 生きがいデイサービス事業委託契約書

延岡市（以下「委託者」という。）と特定非営利活動法人あさがおの会（以下「受託者」という。）とは、生きがいデイサービス事業の委託について、次のとおり契約を締結する。

### （目的）

第1条 委託者は、延岡市生きがいデイサービス事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定める業務（利用決定に関する業務を除く。以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。

### （委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

### （委託業務の実施）

第3条 受託者は、在宅高齢者生活支援サービス登録を受けた者に対して、あさがおの家、及びつわぶきの家において委託業務を実施しなければならない。

### （委託料）

第4条 委託業務の委託料（消費税非課税）は、1回の利用につき2,700円とする。

2 前項の規定にかかわらず、委託業務の処理に実際に要した費用が同項の規定により計算した額を下回った場合は、当該実際に要した費用をもって委託料とする。

### （委託料の支払）

第5条 受託者は委託者に対し、毎月10日までに前月分の委託業務に係る請求書および事業実績報告書（以下「請求書等」という。）を提出しなければならない。

2 委託者は、請求書等を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは、請求書等を受理した日から30日以内に委託料をその指定する口座に振り込むものとする。

### （委託業務の処理方法）

第6条 受託者は、委託業務を要綱及び委託者の指示に従って処理しなければならない。

### （契約保証金）

第7条 契約保証金は、延岡市契約規則第27条第1項第6号により免除する。

### （再委託の禁止）

第8条 受託者は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときはこの限りでない。

### （権利の譲渡の禁止）

第9条 受託者は、この契約から生ずる権利を第三者に譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときはこの限りではない。

### （実地調査）

第10条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

### （契約の解除）

第11条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受託者がその責めに帰する理由により、この契約に違反したとき。

(2) 受託者が委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。



(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 受託者（法人である場合には、その役員等）が延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団関係者であると認められるとき。

2 受託者は、前項第4号の規定により契約を解除された場合においては、契約期間における解除日までの委託料を日割計算した額に解除日後の委託期間の残日数を乗じて得た額の2分の1に相当する額を違約金として、委託者に対しその指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の違約金は、委託者による損害賠償の請求を妨げないものとする。

4 委託者は、第1項の規定による契約の解除によって生じた受託者の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（秘密の保持）

第12条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（利用料の徴収）

第13条 受託者は、利用者から施設利用料として260円、原材料相当の実費額として、給食費400円、入浴料300円、送迎料として40円を徴収しなければならない。（消費税非課税）

（損害賠償）

第14条 受託者は、この契約に定める義務を履行しないために、委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 受託者は、前項の規定による損害賠償に備え、それにより受託者に生ずる損害をてん補するために必要な保険に加入しなければならない。

（協議）

第15条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、委託者、受託者協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するために、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

委託者 延岡市東本小路2番地1  
延岡市  
延岡市長 首藤正治

受託者 延岡市古城町2丁目10番地4  
特定非営利活動法人 あさがおの会  
理事長 柳田 義則

## 生きがいデイサービス事業委託契約書

延岡市（以下「委託者」という。）と社会福祉法人延岡市社会福祉協議会（以下「受託者」という。）とは、生きがいデイサービス事業の委託について、次のとおり契約を締結する。

### （目的）

第1条 委託者は、延岡市生きがいデイサービス事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定める業務（利用決定に関する業務を除く。以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。

### （委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

### （委託業務の実施）

第3条 受託者は、在宅高齢者生活支援サービス登録を受けた者に対して、北方デイサービスセンター及び曾木デイサービスセンターの2か所において委託業務を実施しなければならない。

### （委託料）

第4条 委託業務の委託料（消費税非課税）は、1回の利用につき2,700円とする。

2 前項の規定にかかわらず、委託業務の処理に実際に要した費用が同項の規定により計算した額を下回った場合は、当該実際に要した費用をもって委託料とする。

### （委託料の支払）

第5条 受託者は委託者に対し、毎月10日までに前月分の委託業務に係る請求書および事業実績報告書（以下「請求書等」という。）を提出しなければならない。

2 委託者は、請求書等を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは、請求書等を受理した日から30日以内に委託料をその指定する口座に振り込むものとする。

### （委託業務の処理方法）

第6条 受託者は、委託業務を要綱及び委託者の指示に従って処理しなければならない。

### （契約保証金）

第7条 契約保証金は、延岡市契約規則第27条第1項第6号により免除する。

### （再委託の禁止）

第8条 受託者は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときはこの限りでない。

### （権利の譲渡の禁止）

第9条 受託者は、この契約から生ずる権利を第三者に譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときはこの限りではない。

### （実地調査）

第10条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の用途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

### （契約の解除）

第11条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受託者がその責めに帰する理由により、この契約に違反したとき。

(2) 受託者が委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 受託者（法人である場合には、その役員等）が延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団関係者であると認められるとき。

2 受託者は、前項第4号の規定により契約を解除された場合においては、契約期間における解除日までの委託料を日割計算した額に解除日後の委託期間の残日数を乗じて得た額の2分の1に相当する額を違約金として、委託者に対しその指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の違約金は、委託者による損害賠償の請求を妨げないものとする。

4 委託者は、第1項の規定による契約の解除によって生じた受託者の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（秘密の保持）

第12条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（利用料の徴収）

第13条 受託者は、利用者から施設利用料として260円、原材料相当の実費額として、給食費400円、入浴料300円、送迎料として40円を徴収しなければならない。（消費税非課税）

（損害賠償）

第14条 受託者は、この契約に定める義務を履行しないために、委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 受託者は、前項の規定による損害賠償に備え、それにより受託者に生ずる損害をてん補するために必要な保険に加入しなければならない。

（協議）

第15条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、委託者、受託者協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するために、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

委託者 延岡市東本小路2番地1  
延岡市  
延岡市長 首藤正治

受託者 延岡市三ツ瀬町1丁目12番地4  
社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会  
会長 柳田泰宏

## 生きがいデイサービス事業委託契約書

延岡市（以下「委託者」という。）と有限会社アドニス介護支援サービス（以下「受託者」という。）とは、生きがいデイサービス事業の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 委託者は、延岡市生きがいデイサービス事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定める業務（利用決定に関する業務を除く。以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

（委託業務の実施）

第3条 受託者は、在宅高齢者生活支援サービス登録を受けた者に対して、デイサービスセンターこのみの郷において委託業務を実施しなければならない。

（委託料）

第4条 委託業務の委託料（消費税非課税）は、1回の利用につき2,700円とする。

2 前項の規定にかかわらず、委託業務の処理に実際に要した費用が同項の規定により計算した額を下回った場合は、当該実際に要した費用をもって委託料とする。

（委託料の支払）

第5条 受託者は委託者に対し、毎月10日までに前月分の委託業務に係る請求書および事業実績報告書（以下「請求書等」という。）を提出しなければならない。

2 委託者は、請求書等を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは、請求書等を受理した日から30日以内に委託料をその指定する口座に振り込むものとする。

（委託業務の処理方法）

第6条 受託者は、委託業務を要綱及び委託者の指示に従って処理しなければならない。

（契約保証金）

第7条 契約保証金は、延岡市契約規則第27条第1項第6号により免除する。

（再委託の禁止）

第8条 受託者は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときはこの限りでない。

（権利の譲渡の禁止）

第9条 受託者は、この契約から生ずる権利を第三者に譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときはこの限りではない。

（実地調査）

第10条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の用途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（契約の解除）

第11条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受託者がその責めに帰する理由により、この契約に違反したとき。

(2) 受託者が委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 受託者（法人である場合には、その役員等）が延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団関係者であると認められるとき。

2 受託者は、前項第4号の規定により契約を解除された場合においては、契約期間における解除日までの委託料を日割計算した額に解除日後の委託期間の残日数を乗じて得た額の2分の1に相当する額を違約金として、委託者に対しその指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の違約金は、委託者による損害賠償の請求を妨げないものとする。

4 委託者は、第1項の規定による契約の解除によって生じた受託者の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（秘密の保持）

第12条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（利用料の徴収）

第13条 受託者は、利用者から施設利用料として260円、原材料相当の実費額として、給食費400円、入浴料300円、送迎料として40円を徴収しなければならない。（消費税非課税）

（損害賠償）

第14条 受託者は、この契約に定める義務を履行しないために、委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 受託者は、前項の規定による損害賠償に備え、それにより受託者に生ずる損害をてん補するために必要な保険に加入しなければならない。

（協議）

第15条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、委託者、受託者協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するために、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

委託者 延岡市東本小路2番地1  
延岡市  
延岡市長 首藤正治

受託者 延岡市大貫町3丁目720-1  
有限会社 アドニス介護支援サービス  
代表取締役 田中聖子

## 生きがいデイサービス事業委託契約書

延岡市（以下「委託者」という。）と社会福祉法人豊寿会（以下「受託者」という。）とは、生きがいデイサービス事業の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 委託者は、延岡市生きがいデイサービス事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定める業務（利用決定に関する業務を除く。以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

（委託業務の実施）

第3条 受託者は、在宅高齢者生活支援サービス登録を受けた者に対して、きたがわ荘デイサービスセンターにおいて委託業務を実施しなければならない。

（委託料）

第4条 委託業務の委託料（消費税非課税）は、1回の利用につき2,700円とする。

2 前項の規定にかかわらず、委託業務の処理に実際に要した費用が同項の規定により計算した額を下回った場合は、当該実際に要した費用をもって委託料とする。

（委託料の支払）

第5条 受託者は委託者に対し、毎月10日までに前月分の委託業務に係る請求書および事業実績報告書（以下「請求書等」という。）を提出しなければならない。

2 委託者は、請求書等を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは、請求書等を受理した日から30日以内に委託料をその指定する口座に振り込むものとする。

（委託業務の処理方法）

第6条 受託者は、委託業務を要綱及び委託者の指示に従って処理しなければならない。

（契約保証金）

第7条 契約保証金は、延岡市契約規則第27条第1項第6号により免除する。

（再委託の禁止）

第8条 受託者は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときはこの限りでない。

（権利の譲渡の禁止）

第9条 受託者は、この契約から生ずる権利を第三者に譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときはこの限りではない。

（実地調査）

第10条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の用途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（契約の解除）

第11条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受託者がその責めに帰する理由により、この契約に違反したとき。

(2) 受託者が委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 受託者（法人である場合には、その役員等）が延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団関係者であると認められるとき。

2 受託者は、前項第4号の規定により契約を解除された場合においては、契約期間における解除日までの委託料を日割計算した額に解除日後の委託期間の残日数を乗じて得た額の2分の1に相当する額を違約金として、委託者に対しその指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の違約金は、委託者による損害賠償の請求を妨げないものとする。

4 委託者は、第1項の規定による契約の解除によって生じた受託者の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（秘密の保持）

第12条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（利用料の徴収）

第13条 受託者は、利用者から施設利用料として260円、原材料相当の実費額として、給食費400円、入浴料300円、送迎料として40円を徴収しなければならない。（消費税非課税）

（損害賠償）

第14条 受託者は、この契約に定める義務を履行しないために、委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 受託者は、前項の規定による損害賠償に備え、それにより受託者に生ずる損害をてん補するために必要な保険に加入しなければならない。

（協議）

第15条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、委託者、受託者協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するために、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

委託者 延岡市東本小路2番地1  
延岡市  
延岡市長 首藤正治

受託者 延岡市北川町長井5565番地8  
社会福祉法人 豊寿会  
理事長 杉野茂樹

## 生きがいデイサービス事業委託契約書

延岡市（以下「委託者」という。）と有限会社メープルウェルフェアサービス（以下「受託者」という。）とは、生きがいデイサービス事業の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 委託者は、延岡市生きがいデイサービス事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定める業務（利用決定に関する業務を除く。以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

（委託業務の実施）

第3条 受託者は、在宅高齢者生活支援サービス登録を受けた者に対して、デイサービスひまわりにおいて委託業務を実施しなければならない。

（委託料）

第4条 委託業務の委託料（消費税非課税）は、1回の利用につき2,700円とする。

2 前項の規定にかかわらず、委託業務の処理に実際に要した費用が同項の規定により計算した額を下回った場合は、当該実際に要した費用をもって委託料とする。

（委託料の支払）

第5条 受託者は委託者に対し、毎月10日までに前月分の委託業務に係る請求書および事業実績報告書（以下「請求書等」という。）を提出しなければならない。

2 委託者は、請求書等を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは、請求書等を受理した日から30日以内に委託料をその指定する口座に振り込むものとする。

（委託業務の処理方法）

第6条 受託者は、委託業務を要綱及び委託者の指示に従って処理しなければならない。

（契約保証金）

第7条 契約保証金は、延岡市契約規則第27条第1項第6号により免除する。

（再委託の禁止）

第8条 受託者は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときはこの限りでない。

（権利の譲渡の禁止）

第9条 受託者は、この契約から生ずる権利を第三者に譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときはこの限りではない。

（実地調査）

第10条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（契約の解除）

第11条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受託者がその責めに帰する理由により、この契約に違反したとき。

(2) 受託者が委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。



(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 受託者（法人である場合には、その役員等）が延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団関係者であると認められるとき。

2 受託者は、前項第4号の規定により契約を解除された場合においては、契約期間における解除日までの委託料を日割計算した額に解除日後の委託期間の残日数を乗じて得た額の2分の1に相当する額を違約金として、委託者に対しその指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の違約金は、委託者による損害賠償の請求を妨げないものとする。

4 委託者は、第1項の規定による契約の解除によって生じた受託者の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（秘密の保持）

第12条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（利用料の徴収）

第13条 受託者は、利用者から施設利用料として260円、原材料相当の実費額として、給食費400円、入浴料300円、送迎料として40円を徴収しなければならない。（消費税非課税）

（損害賠償）

第14条 受託者は、この契約に定める義務を履行しないために、委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 受託者は、前項の規定による損害賠償に備え、それにより受託者に生ずる損害をてん補するために必要な保険に加入しなければならない。

（協議）

第15条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、委託者、受託者協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するために、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

委託者 延岡市東本小路2番地1  
延岡市  
延岡市長 首藤 正治

受託者 延岡市北川町川内名8424  
有限会社 メープルウェルフェアサービス  
代表取締役社長 小野 真介

## 生きがいデイサービス事業委託契約書

延岡市（以下「委託者」という。）と染矢産業株式会社（以下「受託者」という。）とは、生きがいデイサービス事業の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 委託者は、延岡市生きがいデイサービス事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定める業務（利用決定に関する業務を除く。以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

（委託業務の実施）

第3条 受託者は、在宅高齢者生活支援サービス登録を受けた者に対して、北浦デイサービスセンターにおいて委託業務を実施しなければならない。

（委託料）

第4条 委託業務の委託料（消費税非課税）は、1回の利用につき2,700円とする。

2 前項の規定にかかわらず、委託業務の処理に実際に要した費用が同項の規定により計算した額を下回った場合は、当該実際に要した費用をもって委託料とする。

（委託料の支払）

第5条 受託者は委託者に対し、毎月10日までに前月分の委託業務に係る請求書および事業実績報告書（以下「請求書等」という。）を提出しなければならない。

2 委託者は、請求書等を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは、請求書等を受理した日から30日以内に委託料をその指定する口座に振り込むものとする。

（委託業務の処理方法）

第6条 受託者は、委託業務を要綱及び委託者の指示に従って処理しなければならない。

（契約保証金）

第7条 契約保証金は、延岡市契約規則第27条第1項第6号により免除する。

（再委託の禁止）

第8条 受託者は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときはこの限りでない。

（権利の譲渡の禁止）

第9条 受託者は、この契約から生ずる権利を第三者に譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときはこの限りではない。

（実地調査）

第10条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（契約の解除）

第11条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受託者がその責めに帰する理由により、この契約に違反したとき。

(2) 受託者が委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 受託者（法人である場合には、その役員等）が延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団関係者であると認められるとき。

2 受託者は、前項第4号の規定により契約を解除された場合においては、契約期間における解除日までの委託料を日割計算した額に解除日後の委託期間の残日数を乗じて得た額の2分の1に相当する額を違約金として、委託者に対しその指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の違約金は、委託者による損害賠償の請求を妨げないものとする。

4 委託者は、第1項の規定による契約の解除によって生じた受託者の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（秘密の保持）

第12条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（利用料の徴収）

第13条 受託者は、利用者から施設利用料として260円、原材料相当の実費額として、給食費400円、入浴料300円、送迎料として40円を徴収しなければならない。（消費税非課税）

（損害賠償）

第14条 受託者は、この契約に定める義務を履行しないために、委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 受託者は、前項の規定による損害賠償に備え、それにより受託者に生ずる損害をてん補するために必要な保険に加入しなければならない。

（協議）

第15条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、委託者、受託者協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するために、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

委託者 延岡市東本小路2番地1  
延岡市  
延岡市長 首藤正治

受託者 延岡市大貫町5丁目1997番地1  
染矢産業株式会社  
代表取締役 染矢美敏

## 生きがいデイサービス事業委託契約書

延岡市（以下「委託者」という。）と医療法人悠隆会（以下「受託者」という。）とは、生きがいデイサービス事業の委託について、次のとおり契約を締結する。

### （目的）

第1条 委託者は、延岡市生きがいデイサービス事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定める業務（利用決定に関する業務を除く。以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。

### （委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

### （委託業務の実施）

第3条 受託者は、在宅高齢者生活支援サービス登録を受けた者に対して、老人保健施設蜚邑苑において委託業務を実施しなければならない。

### （委託料）

第4条 委託業務の委託料（消費税非課税）は、1回の利用につき2,700円とする。

2 前項の規定にかかわらず、委託業務の処理に実際に要した費用が同項の規定により計算した額を下回った場合は、当該実際に要した費用をもって委託料とする。

### （委託料の支払）

第5条 受託者は委託者に対し、毎月10日までに前月分の委託業務に係る請求書および事業実績報告書（以下「請求書等」という。）を提出しなければならない。

2 委託者は、請求書等を受領したときは、内容を審査し、適当と認めるときは、請求書等を受領した日から30日以内に委託料をその指定する口座に振り込むものとする。

### （委託業務の処理方法）

第6条 受託者は、委託業務を要綱及び委託者の指示に従って処理しなければならない。

### （契約保証金）

第7条 契約保証金は、延岡市契約規則第27条第1項第6号により免除する。

### （再委託の禁止）

第8条 受託者は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときはこの限りでない。

### （権利の譲渡の禁止）

第9条 受託者は、この契約から生ずる権利を第三者に譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときはこの限りではない。

### （実地調査）

第10条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

### （契約の解除）

第11条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受託者がその責めに帰する理由により、この契約に違反したとき。

(2) 受託者が委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 受託者（法人である場合には、その役員等）が延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団関係者であると認められるとき。

2 受託者は、前項第4号の規定により契約を解除された場合においては、契約期間における解除日までの委託料を日割計算した額に解除日後の委託期間の残日数を乗じて得た額の2分の1に相当する額を違約金として、委託者に対しその指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の違約金は、委託者による損害賠償の請求を妨げないものとする。

4 委託者は、第1項の規定による契約の解除によって生じた受託者の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（秘密の保持）

第12条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（利用料の徴収）

第13条 受託者は、利用者から施設利用料として260円、原材料相当の実費額として、給食費400円、入浴料300円、送迎料として40円を徴収しなければならない。（消費税非課税）

（損害賠償）

第14条 受託者は、この契約に定める義務を履行しないために、委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 受託者は、前項の規定による損害賠償に備え、それにより受託者に生ずる損害をてん補するために必要な保険に加入しなければならない。

（協議）

第15条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、委託者、受託者協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するために、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

委託者 延岡市東本小路2番地1  
延岡市  
延岡市長 首藤正治

受託者 延岡市北川町川内名7055番地2  
医療法人 悠隆会  
理事長 田中英隆

## 生きがいデイサービス事業委託契約書

延岡市（以下「委託者」という。）と株式会社メディカル東九（以下「受託者」という。）とは、生きがいデイサービス事業の委託について、次のとおり契約を締結する。

### （目的）

第1条 委託者は、延岡市生きがいデイサービス事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定める業務（利用決定に関する業務を除く。以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。

### （委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

### （委託業務の実施）

第3条 受託者は、在宅高齢者生活支援サービス登録を受けた者に対して、グランドヒルデイサービス及び大貫ひまわりデイサービスにおいて委託業務を実施しなければならない。

### （委託料）

第4条 委託業務の委託料（消費税非課税）は、1回の利用につき2,700円とする。

2 前項の規定にかかわらず、委託業務の処理に実際に要した費用が同項の規定により計算した額を下回った場合は、当該実際に要した費用をもって委託料とする。

### （委託料の支払）

第5条 受託者は委託者に対し、毎月10日までに前月分の委託業務に係る請求書および事業実績報告書（以下「請求書等」という。）を提出しなければならない。

2 委託者は、請求書等を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは、請求書等を受理した日から30日以内に委託料をその指定する口座に振り込むものとする。

### （委託業務の処理方法）

第6条 受託者は、委託業務を要綱及び委託者の指示に従って処理しなければならない。

### （契約保証金）

第7条 契約保証金は、延岡市契約規則第27条第1項第6号により免除する。

### （再委託の禁止）

第8条 受託者は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときはこの限りでない。

### （権利の譲渡の禁止）

第9条 受託者は、この契約から生ずる権利を第三者に譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときはこの限りではない。

### （実地調査）

第10条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の用途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

### （契約の解除）

第11条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受託者がその責めに帰する理由により、この契約に違反したとき。

(2) 受託者が委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 受託者（法人である場合には、その役員等）が延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団関係者であると認められるとき。

2 受託者は、前項第4号の規定により契約を解除された場合においては、契約期間における解除日までの委託料を日割計算した額に解除日後の委託期間の残日数を乗じて得た額の2分の1に相当する額を違約金として、委託者に対しその指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の違約金は、委託者による損害賠償の請求を妨げないものとする。

4 委託者は、第1項の規定による契約の解除によって生じた受託者の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（秘密の保持）

第12条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（利用料の徴収）

第13条 受託者は、利用者から施設利用料として260円、原材料相当の実費額として、給食費400円、入浴料300円、送迎料として40円を徴収しなければならない。（消費税非課税）

（損害賠償）

第14条 受託者は、この契約に定める義務を履行しないために、委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 受託者は、前項の規定による損害賠償に備え、それにより受託者に生ずる損害をてん補するために必要な保険に加入しなければならない。

（協議）

第15条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、委託者、受託者協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するために、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

委託者 延岡市東本小路2番地1  
延岡市  
延岡市長 首藤正治

受託者 延岡市鶴ヶ丘2丁目2002番地2  
株式会社 メディカル東九  
代表取締役 染矢美敏

## 生きがいデイサービス事業委託契約書

延岡市（以下「委託者」という。）と特定非営利活動法人ささゆり（以下「受託者」という。）とは、生きがいデイサービス事業の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 委託者は、延岡市生きがいデイサービス事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定める業務（利用決定に関する業務を除く。以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

（委託業務の実施）

第3条 受託者は、在宅高齢者生活支援サービス登録を受けた者に対して、ささゆりデイサービスにおいて委託業務を実施しなければならない。

（委託料）

第4条 委託業務の委託料（消費税非課税）は、1回の利用につき2,700円とする。

2 前項の規定にかかわらず、委託業務の処理に実際に要した費用が同項の規定により計算した額を下回った場合は、当該実際に要した費用をもって委託料とする。

（委託料の支払）

第5条 受託者は委託者に対し、毎月10日までに前月分の委託業務に係る請求書および事業実績報告書（以下「請求書等」という。）を提出しなければならない。

2 委託者は、請求書等を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは、請求書等を受理した日から30日以内に委託料をその指定する口座に振り込むものとする。

（委託業務の処理方法）

第6条 受託者は、委託業務を要綱及び委託者の指示に従って処理しなければならない。

（契約保証金）

第7条 契約保証金は、延岡市契約規則第27条第1項第6号により免除する。

（再委託の禁止）

第8条 受託者は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときはこの限りでない。

（権利の譲渡の禁止）

第9条 受託者は、この契約から生ずる権利を第三者に譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときはこの限りではない。

（実地調査）

第10条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（契約の解除）

第11条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受託者がその責めに帰する理由により、この契約に違反したとき。

(2) 受託者が委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。



(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 受託者（法人である場合には、その役員等）が延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団関係者であると認められるとき。

2 受託者は、前項第4号の規定により契約を解除された場合においては、契約期間における解除日までの委託料を日割計算した額に解除日後の委託期間の残日数を乗じて得た額の2分の1に相当する額を違約金として、委託者に対しその指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の違約金は、委託者による損害賠償の請求を妨げないものとする。

4 委託者は、第1項の規定による契約の解除によって生じた受託者の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（秘密の保持）

第12条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（利用料の徴収）

第13条 受託者は、利用者から施設利用料として260円、原材料相当の実費額として、給食費400円、入浴料300円、送迎料として40円を徴収しなければならない。（消費税非課税）

（損害賠償）

第14条 受託者は、この契約に定める義務を履行しないために、委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 受託者は、前項の規定による損害賠償に備え、それにより受託者に生ずる損害をてん補するために必要な保険に加入しなければならない。

（協議）

第15条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、委託者、受託者協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するために、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

委託者 延岡市東本小路2番地1  
延岡市  
延岡市長 首藤正治

受託者 延岡市緑ヶ丘4丁目19番6号  
特定非営利活動法人 ささゆり  
代表理事 太田清海

## 生きがいデイサービス事業委託契約書

延岡市（以下「委託者」という。）と有限会社エンゼル学園（以下「受託者」という。）とは、生きがいデイサービス事業の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 委託者は、延岡市生きがいデイサービス事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定める業務（利用決定に関する業務を除く。以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

（委託業務の実施）

第3条 受託者は、在宅高齢者生活支援サービス登録を受けた者に対して、デイサービス向陽において委託業務を実施しなければならない。

（委託料）

第4条 委託業務の委託料（消費税非課税）は、1回の利用につき2,700円とする。

2 前項の規定にかかわらず、委託業務の処理に実際に要した費用が同項の規定により計算した額を下回った場合は、当該実際に要した費用をもって委託料とする。

（委託料の支払）

第5条 受託者は委託者に対し、毎月10日までに前月分の委託業務に係る請求書および事業実績報告書（以下「請求書等」という。）を提出しなければならない。

2 委託者は、請求書等を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは、請求書等を受理した日から30日以内に委託料をその指定する口座に振り込むものとする。

（委託業務の処理方法）

第6条 受託者は、委託業務を要綱及び委託者の指示に従って処理しなければならない。

（契約保証金）

第7条 契約保証金は、延岡市契約規則第27条第1項第6号により免除する。

（再委託の禁止）

第8条 受託者は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときはこの限りでない。

（権利の譲渡の禁止）

第9条 受託者は、この契約から生ずる権利を第三者に譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときはこの限りではない。

（実地調査）

第10条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の用途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（契約の解除）

第11条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受託者がその責めに帰する理由により、この契約に違反したとき。

(2) 受託者が委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 受託者（法人である場合には、その役員等）が延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団関係者であると認められるとき。

2 受託者は、前項第4号の規定により契約を解除された場合においては、契約期間における解除日までの委託料を日割計算した額に解除日後の委託期間の残日数を乗じて得た額の2分の1に相当する額を違約金として、委託者に対しその指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の違約金は、委託者による損害賠償の請求を妨げないものとする。

4 委託者は、第1項の規定による契約の解除によって生じた受託者の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（秘密の保持）

第12条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（利用料の徴収）

第13条 受託者は、利用者から施設利用料として260円、原材料相当の実費額として、給食費400円、入浴料300円、送迎料として40円を徴収しなければならない。（消費税非課税）

（損害賠償）

第14条 受託者は、この契約に定める義務を履行しないために、委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 受託者は、前項の規定による損害賠償に備え、それにより受託者に生ずる損害をてん補するために必要な保険に加入しなければならない。

（協議）

第15条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、委託者、受託者協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するために、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

委託者 延岡市東本小路2番地1  
延岡市  
延岡市長 首藤正治

受託者 延岡市野地町2丁目3925-117  
有限会社 エンゼル学園  
代表取締役 河野幸雄

## 生きがいデイサービス事業委託契約書

延岡市（以下「委託者」という。）と有限会社すずらん（以下「受託者」という。）とは、生きがいデイサービス事業の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 委託者は、延岡市生きがいデイサービス事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定める業務（利用決定に関する業務を除く。以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

（委託業務の実施）

第3条 受託者は、在宅高齢者生活支援サービス登録を受けた者に対して、デイサービスセンターすずらんにおいて委託業務を実施しなければならない。

（委託料）

第4条 委託業務の委託料（消費税非課税）は、1回の利用につき2,700円とする。

2 前項の規定にかかわらず、委託業務の処理に実際に要した費用が同項の規定により計算した額を下回った場合は、当該実際に要した費用をもって委託料とする。

（委託料の支払）

第5条 受託者は委託者に対し、毎月10日までに前月分の委託業務に係る請求書および事業実績報告書（以下「請求書等」という。）を提出しなければならない。

2 委託者は、請求書等を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは、請求書等を受理した日から30日以内に委託料をその指定する口座に振り込むものとする。

（委託業務の処理方法）

第6条 受託者は、委託業務を要綱及び委託者の指示に従って処理しなければならない。

（契約保証金）

第7条 契約保証金は、延岡市契約規則第27条第1項第6号により免除する。

（再委託の禁止）

第8条 受託者は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときはこの限りでない。

（権利の譲渡の禁止）

第9条 受託者は、この契約から生ずる権利を第三者に譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときはこの限りではない。

（実地調査）

第10条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（契約の解除）

第11条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受託者がその責めに帰する理由により、この契約に違反したとき。

(2) 受託者が委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 受託者（法人である場合には、その役員等）が延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団関係者であると認められるとき。

2 受託者は、前項第4号の規定により契約を解除された場合においては、契約期間における解除日までの委託料を日割計算した額に解除日後の委託期間の残日数を乗じて得た額の2分の1に相当する額を違約金として、委託者に対しその指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の違約金は、委託者による損害賠償の請求を妨げないものとする。

4 委託者は、第1項の規定による契約の解除によって生じた受託者の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（秘密の保持）

第12条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（利用料の徴収）

第13条 受託者は、利用者から施設利用料として260円、原材料相当の実費額として、給食費400円、入浴料300円、送迎料として40円を徴収しなければならない。（消費税非課税）

（損害賠償）

第14条 受託者は、この契約に定める義務を履行しないために、委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 受託者は、前項の規定による損害賠償に備え、それにより受託者に生ずる損害をてん補するために必要な保険に加入しなければならない。

（協議）

第15条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、委託者、受託者協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するために、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

委託者 延岡市東本小路2番地1  
延岡市  
延岡市長 首藤正治

受託者 延岡市大貫町5丁目1545番地  
有限会社 すずらん  
代表取締役 染矢圭一朗

## 生きがいデイサービス事業委託契約書

延岡市（以下「委託者」という。）と医療法人社団政和会（以下「受託者」という。）とは、生きがいデイサービス事業の委託について、次のとおり契約を締結する。

### （目的）

第1条 委託者は、延岡市生きがいデイサービス事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定める業務（利用決定に関する業務を除く。以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。

### （委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

### （委託業務の実施）

第3条 受託者は、在宅高齢者生活支援サービス登録を受けた者に対して、高橋医院において委託業務を実施しなければならない。

### （委託料）

第4条 委託業務の委託料（消費税非課税）は、1回の利用につき2,700円とする。

2 前項の規定にかかわらず、委託業務の処理に実際に要した費用が同項の規定により計算した額を下回った場合は、当該実際に要した費用をもって委託料とする。

### （委託料の支払）

第5条 受託者は委託者に対し、毎月10日までに前月分の委託業務に係る請求書および事業実績報告書（以下「請求書等」という。）を提出しなければならない。

2 委託者は、請求書等を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは、請求書等を受理した日から30日以内に委託料をその指定する口座に振り込むものとする。

### （委託業務の処理方法）

第6条 受託者は、委託業務を要綱及び委託者の指示に従って処理しなければならない。

### （契約保証金）

第7条 契約保証金は、延岡市契約規則第27条第1項第6号により免除する。

### （再委託の禁止）

第8条 受託者は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときはこの限りでない。

### （権利の譲渡の禁止）

第9条 受託者は、この契約から生ずる権利を第三者に譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときはこの限りではない。

### （実地調査）

第10条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

### （契約の解除）

第11条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受託者がその責めに帰する理由により、この契約に違反したとき。

(2) 受託者が委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 受託者（法人である場合には、その役員等）が延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団関係者であると認められるとき。

2 受託者は、前項第4号の規定により契約を解除された場合においては、契約期間における解除日までの委託料を日割計算した額に解除日後の委託期間の残日数を乗じて得た額の2分の1に相当する額を違約金として、委託者に対しその指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の違約金は、委託者による損害賠償の請求を妨げないものとする。

4 委託者は、第1項の規定による契約の解除によって生じた受託者の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（秘密の保持）

第12条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（利用料の徴収）

第13条 受託者は、利用者から施設利用料として260円、原材料相当の実費額として、給食費400円、入浴料300円、送迎料として40円を徴収しなければならない。（消費税非課税）

（損害賠償）

第14条 受託者は、この契約に定める義務を履行しないために、委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 受託者は、前項の規定による損害賠償に備え、それにより受託者に生ずる損害をてん補するために必要な保険に加入しなければならない。

（協議）

第15条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、委託者、受託者協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するために、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

委託者 延岡市東本小路2番地1  
延岡市  
延岡市長 首藤正治

受託者 延岡市北浦町古江2349番地4  
医療法人社団 政和会  
理事長 高橋博和

平成 25 年度 事業計画書 (兼事務事業評価書)

様式2

□ 投資的経費

前年当初P- 19 月補正予算P-

□ 施策的経費

① 事業名 生きがいデイサービス事業

部署名	健康福祉部	課所番号	高齢福祉課
科目名	生きがい対策事業	事業番号	03-01-04-004-15

実施予定事業一覽

No. 3025

(単位:千円)

② 長期総合計画における位置付け	③ 全体概要 (目的と概要を記載すること。)
基本目標 第3部 共に支え合う安全・安心の地域づくり	(目的及び概要)
施策名 介護予防・生活支援サービスの充実	介護予防の必要がある高齢者や虐待を受けている疑いのある高齢者等に、デイサービスセンターで健康観察を実施し、日常生活動作訓練などのサービスを提供する。
実施主体 延岡市	介護保険非該当者や元気あっぷデイサービスのフォロー等に利用してもらう。
④ 計画期間 平成 12 年度 ~ 毎年度	
⑤ 事業区分 単独	⑥ 新・経 継続
⑦ 会計名 一般	⑧ 位置等 延岡市全域
⑨ 関連計画・関連事業・根拠法令等	
介護保険法 延岡市生きがいデイサービス事業実施要綱	

⑩ 目標達成状況……行政が行った活動の結果、どれだけ成果があがったのかを数字で示すものです。							
活動指標	利用者数			成果指標	-		
区分	H23年度	H24年度	H25年度(計画)	区分	H23年度	H24年度	H25年度(計画)
目標	6,666	6,000	3,912	目標	-	-	-
実績	4,527			実績	-	-	-
目標達成率(%)	67.9%			目標達成率(%)	-	-	-

⑪ 必要性……市民の社会的なニーズや、民間による代替ができないかどうかについての項目です。

介護保険非該当者の受け入れ事業として、ニーズがあるため、必要性は高い。  
新規の受け入れは、元気あっぷシニアデイサービスの事後、もしくはうつ傾向や被虐待疑いのフォローのみである。

⑫ 緊急性、有効性、効率性

緊急性は、高くないが、高齢者の権利擁護事業としての有効性は高い。(被虐待疑いの高齢者で、介護認定非該当の人が受けられるサービスは本事業と高齢者短期宿泊のみ)  
また、元気あっぷシニアデイサービスの介護予防フォロー事業として、特に閉じこもり予防に効果があると考える。

⑬ 環境保全性……環境保全や環境負荷についての項目です。

環境に与える影響 その他(該当なし等)  
ISOでの遵行管理 環境保全の対象となる事業ではない。  
課題と対策

○ この事業を所管する課長の評価 (事務事業の1次評価)

評価	6:現状維持	理由	二次予防事業対象者や、精神的あるいは家庭的な問題を抱えている高齢者などにも必要な事業であり、現状維持が妥当。
----	--------	----	--------------------------------------------------------

○ この事業を所管する部長の評価 (事務事業の2次評価)

評価	6:現状維持	理由	二次予防事業対象者や、精神的あるいは家庭的な問題を抱えている高齢者などにも必要な事業であり、現状維持が妥当。
----	--------	----	--------------------------------------------------------

○ 事務事業の最終評価(※記入不要)

評価	6:現状維持	理由	
----	--------	----	--

⑭ 予算科目	予算見積書記載ページ	16					
民生費	生活費						
社会福祉費	当 初	10,563					
老人福祉費	決 定	10,563					
総事業費	開始～平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度以降	
	76,452	18,000	16,200	10,563	10,563	10,563	
国庫支出金							
一般財源	76,452	18,000	16,200	10,563	10,563	10,563	
区分	国庫補助制度(名称)	対 象 額	補 助 率	補 助 額	(計画内容・積算基礎)	(計画内容・積算基礎)	(計画内容・積算基礎)
その他	名称	金額	進捗率	%	進捗率	%	

⑮ 25年度の事業内容 (具体的な事業内容と積算根拠等を記入し、必要に応じて図面・見積書を添付) ※※※ 補助先：委託先は必ず記入すること ※※※

【事業内容】  
市内デイサービス事業所に「生きがいデイサービス」を委託する。

① 対象者 ・元気あっぷシニアデイサービス終了者  
・うつ傾向や被虐待疑いなどで、心身の観察やフォローが必要な者

② 委託料 2,700円/回

③ 利用料(個人負担) 1,000円  
(施設利用料 260円, 食事代400円, 入浴料300円, 送迎40円 計1,000円/回)

④ 委託先 22法人、26箇所

(福)康生会、(福)みのり会、(福)ふれあい福祉会、(福)三ツ葉会、(福)千寿会、(福)真隆会、(福)桜ヶ丘福祉会、(財)延岡市高齢者福祉協会、(有)カント、(有)かぼちゃの家、(有)ひだまりの家、(特非)あさがおの会、(福)延岡市社会福祉協議会、(有)アドニス介護支援サービス、(福)豊寿会、(有)メープルウェルフェアサービス、(株)染矢産業(株)、(医)悠隆会、(株)メディカル東九、(特非)ささゆり、(有)エンゼル学園、(有)すずらん

(注) 秋和会

【積算根拠】 新規利用者は限定しているが、本サービス利用の前提となっているげんきアップデイサービスの利用者が増加しており、運動して本サービスへの移行者も増えてくると思われる。  
現利用者は介護保険にゆりやかに移行しているが、今後の新規登録の増加と実績を勘案して見込んでいる。

2,700円 × 3,912回 = 10,562,400円

【事業費】 10,563 千円

(平成26・27年度新規事業は開始年度の事業内容を記載する) 進捗率 %

⑯ 過年度実績	延利用回数	決算額	延利用回数	決算額	⑰ 雇用見込み数	
平成20年度	8,014回	21,637,800円	平成23年度	4,527回	12,222,900円	直接雇用 人
平成21年度	7,228回	19,515,600円	平成24年度	1,837回(上半期)	見込み 3,816回	間接雇用 78人
平成22年度	5,576回	15,055,200円			10,304千円	計 78人
※24年度補正がある場合の当初予算額 (千円)					⑱ 法の拘束性 (事業の実施が法令に明確に定められているか) 3. 法令上、定められているが、実施するかどうかは自治体の判断に委ねられる。	



## 延岡市生きがいデイサービス事業実施要綱

### (目的)

第1条 生きがいデイサービス事業（以下「事業」という。）は、家に閉じこもりがちな高齢者に対し、老人デイサービスセンターにおいて健康状態の確認、生活指導、日常動作訓練及び生きがい活動等の各種サービスを提供することにより、要介護状態への進行を予防することを目的とする。

### (対象者)

第2条 この要綱に基づくサービス（以下「サービス」という。）を受けられる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有する概ね65歳以上の高齢者であって、介護保険における要介護認定により非該当と判定された者又は要介護認定を受ければ非該当と判定される見込みがある者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 特定高齢者デイサービス終了者で、引き続き生きがいデイサービスを利用することが介護予防に資すると認められる者
- (2) 高齢者虐待があり、定期的な身体観察が必要な者
- (3) その他市長が必要と認める者

### (実施施設)

第3条 事業は、老人福祉法第10条の4第1項第2号に規定する老人デイサービスセンターにおいて実施するものとする。

### (利用の申請等)

第4条 サービスを受けようとする対象者は、在宅高齢者生活支援サービス申請書（様式第1号）及び診断書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その適否を決定し、在宅高齢者生活支援サービス決定（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

### (利用回数)

第5条 サービスは、原則として1週間に1回の利用を限度とする。

### (費用の負担)

第6条 サービスを受けた者は、基本事業として260円、食事、入浴及び送迎を利用した場合はそれぞれ400円、300円及び40円を加算して負担しなければならない。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。



## 延岡市地域包括支援センター運営事業実施要綱

### (目的)

第1条 延岡市地域包括支援センター運営事業（以下「事業」という。）は、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。

### (対象者)

第2条 事業の対象者は、介護保険法（以下「法」という。）第9条に規定する被保険者（以下「被保険者」という。）及びその家族等とする。

### (設置者)

第3条 地域包括支援センター（以下「支援センター」という。）を設置できる者は、延岡市包括的支援事業運営実施要綱の規定により、延岡市より包括的支援事業の実施について委託を受けた者とする。

### (設置の届出)

第4条 支援センターを設置しようとする者は、あらかじめ次の各号に定める事項について、届出を行わなければならない。

- 一 地域包括支援センターの名称及び所在地
- 二 法第百十五条の四十第一項の委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）であって、法第百十五条の三十九第三項の届出を行うものの名称及び主たる事務所の所在地及び並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 地域包括支援センターの設置の予定年月日
- 四 受託者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書
- 五 地域包括支援センターの平面図
- 六 職員の職種及び員数
- 七 職員の氏名、生年月日、住所及び経歴
- 八 営業日及び営業時間
- 九 担当する区域
- 十 収支予算書及び事業計画書
- 十一 適切、公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について記載した文書

25

予算執行伺書

( 委託 )

年度	25	会計	09 介護保険特別会計	所属	200500 高齢福祉課					
担当者	予算担当	主務係長	庶務係長	課長補佐	課長	部次長	部長	副市長	決裁者	市長
				合議		契約管理課長		財政課長		
予算区分	0 現年度予算	起票日	25年3月25日	決裁日	25年3月9日	契約方法	随契	契約担当課	高齢福祉課	
予算配当額	142,500,000	予定金額	142,500,000	工事財源	国・県・地・単	款	03 地域支援事業費	項	02 包括的支援事業・任意事業費	
						目	01 総合相談事業費	細目	002 地域包括支援センター委託事業	
						細々目	01 地域包括支援センター委託事業	節	13 委託料	
						細節	51 地域包括支援センター委託料			
予算配当額		予定金額		工事財源	国・県・地・単	款		項		
						目		細目		
						細々目		節		
						細節				
予算配当額		予定金額		工事財源	国・県・地・単	款		項		
						目		細目		
						細々目		節		
						細節				
予定金額		¥142,500,000								
支出方法	完工払. 前金払. 出来高払 回. 毎月払. <u>その他</u> ( 四半期払 )									
件名及び内訳	執行期間	契約締結の日から ..... 日間または 平成26年3月31日 まで								
	摘要	No. .... 地域包括支援センター委託								
	履行(工事場所)	延岡市								
備考	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とする。									
	・延岡市契約規則第21条第3項により見積書を徴さない。									

## 十二 その他必要と認める事項

(事業内容)

第5条 地域包括支援センターは、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 延岡市包括的支援事業実施要綱に規定する事業
- (2) 法八条の二第十八項に規定する介護予防支援事業

(相談協力員)

第6条 被保険者等の保健福祉サービスの利用促進を図るため、支援センターに地域包括支援センター相談協力員(以下「相談協力員」という。)を置く。

- 2 支援センターは、定期的に相談協力員の研修等を実施するものとする。
- 3 相談協力員は、支援センターと連携して次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 被保険者及びその家族等に対する保健福祉サービス及び支援センターの紹介、啓発

(2) 被保険者及びその家族等からの相談事項の支援センターへの連絡等  
(延岡市地域包括支援センター運営協議会)

第7条 支援センターは延岡市地域包括支援センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)と連携し、支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保その他支援センターの円滑かつ適正な運営を図らなければならない。

(連絡会)

第8条 運営協議会の下に、延岡市地域包括支援センター連絡会(以下「連絡会」という。)を置く。

- 2 連絡会は、市及び支援センターの職員をもって組織する。
- 3 連絡会は、毎月開催する。
- 4 連絡会は、次の各号に掲げる事項を協議するものとする。
  - (1) 各支援センター間及び行政との情報交換及び連絡、調整
  - (2) 運営協議会で協議すべき事項の取りまとめ
  - (3) 被保険者等の処遇検討等

(相談等に要する費用)

第9条 支援センターにおける相談、指導、助言等に要する費用は無料とする。

(守秘義務)

第10条 事業に携わる者は、事業の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはな

らない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

## 延岡市包括的支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 延岡市包括的支援事業（以下「事業」という。）は、介護保険法第9条に規定する被保険者（以下「被保険者」という。）が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

### (対象者)

第2条 事業の対象者は、被保険者及びその家族等とする。

### (事業内容)

第3条 事業内容については、次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 被保険者が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、介護予防事業に関するケアマネジメント業務をおこなうこと。また、特定の高齢者に対し行われる介護予防事業の対象となる者の把握を行うこと。
- (2) 被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態又は家族等の状況、その他の必要な実情の把握を行うとともに、問題やニーズの評価をおこなうこと。
- (3) 保健福祉サービス等の円滑な適用に資するため、被保険者及びその家族等に関する基礎的事項、支援・サービス計画の内容及び実施状況、サービス利用意向及び今後の課題等を記載した台帳（以下「サービス基本台帳」という。）を整備すること。
- (4) 保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整及び連携体制の構築を行うこと。
- (5) 被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための支援を行うため、総合的な相談業務をおこなうこと。
- (6) 被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための業務その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行うこと
- (7) 地域の介護支援専門員を支援するため、日常的個別相談への対応及び事例検討会や研修、制度や施策等に関する情報提供を行うこと。
- (8) 支援困難事例等について、地域の関係者や関係機関連携の下で、具体



的な支援方針を検討し、指導・助言等をおこなうこと。

- (9) 地域の保健医療福祉サービスや社会資源の状況を把握した上で、地域における様々な関係者のネットワークを構築すること。
- (10) 各種の保健福祉サービス及び介護保険サービスの存在、利用方法等に関する情報の提供及びその積極的な利用についての啓発を行うこと。
- (11) 被保険者やその家族等の保健福祉サービスの利用申請手続の受付、代行等の便宜を図る等、保健福祉サービスの適用の調整を行うこと。
- (12) 高齢者ができる限り要介護状態にならずに健康で生き生きとした生活をおくれるよう支援する観点から、介護予防教室、転倒骨折予防教室等を開催すること。

(実施の委託)

第4条 延岡市は、老人介護支援センターの設置者、社会福祉法人、医療法人、その他市町村が適当と認めるものに対し、事業の実施を委託することができる。

2 前項の規定による委託は、事業のすべてにつき一括して行うこととする。

(地域包括支援センターの設置)

第5条 前条の規定により委託を受けた者は、事業を実施するため地域包括支援センターを設置することとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

## 随意契約理由書

見積に付する 事項	地域包括支援センター委託事業
履行場所	延岡市中央地域包括支援センター他10箇所
予定価格	142,500,000 円
地方自治法 施行令第 167 条 の2第 1 項中の 該当する号	地方自治法施行令第 167 条の2第 1 項第2号
随意契約に 付する理由	本事業は、高齢者の心身の健康及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としている。本市では、地域の身近な相談機関として、また国の進める地域包括ケアシステムの中核機関として、日常生活圏域(概ね中学校校区)に1箇所のセンターを設置している。事業内容は中立公平であることが求められており、本市が設定している日常生活圏域で目的に合致するサービス提供が可能な法人がこれらの法人のみであるため。

### ◇見積書を徴する相手方の数・根拠法令等

見積書を徴する 相手方の数	見積書を徴しない
根拠法令	延岡市契約規則第21条第3項
見積書を徴する相 手方の数が1者の ときは、その理由と 相手方の氏名・住 所等	
担当者氏名	健康福祉部 高齢福祉課 高齢者支援係 甲斐 保孝 内線番号532508

平成25年3月25日

随意契約理由書作成者

健康福祉部 高齢福祉課長 佐藤 和郎



## 包括的支援事業委託契約書 (案)

延岡市（以下「委託者」という。）と社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会（以下「受託者」という。）とは、包括的支援事業（以下「事業」という。）の実施に関する業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 委託者は、別記に規定する業務（以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。また、受託者は委託業務を実施するため、地域包括支援センターを設置するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

（委託業務の実施）

第3条 受託者は、委託業務を、延岡市恒富西地域包括支援センターを本所とし、延岡市北方地域包括支援センター及び延岡市北浦地域包括支援センター、延岡市北川地域包括支援センターを支所とした4カ所において実施しなければならない。

（委託料）

第4条 委託業務の委託料は、次のとおりとする。ただし、委託期間満了後、収支精算額が次により計算した額を下回った場合は、その精算額をもって委託料とする。（消費税非課税）

(1) 基本事業（委託業務のうち、次号及び第3号に掲げるものを除く）

37,500,000円

(2) 介護予防教室 1回当たり 30,000円

(3) 元気あっぷシニアケアマネジメント 1件1月当たり 4,000円

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、延岡市契約規則第27条第1項第6号により免除する。

（委託料の支払）

第6条 受託者は、委託者に対し、四半期における事業計画書（第4条第2号及び第3号に掲げる事業にあっては事業実績報告書）及び請求書（以下「事業計画書等」という。）を、同条第1号に掲げる事業については当該四半期の初月（4月、7月、10月、1月）の5日まで、同条第2号及び第3号に掲げる事業については当該四半期の次期の初月（7月、10月、1月、4月）の5日までに提出しなければならない。

2 委託者は、事業計画書等を受領したときは、内容を審査し、適当と認めるときは事業計画書等を受領した日の属する月の20日までに委託料をその指定する口座に振り込むものとする。

（事業実施状況報告書の提出）

第7条 受託者は、委託者に対し、毎月5日までに事業実施状況報告書により、前月分の委託業務の実施状況に関する報告をしなければならない。

（事業実績報告書及び精算書の提出）

第8条 受託者は、委託者に対し、委託期間満了後5日以内に、第4条第1号に掲げる事業に係る事業実績報告書を提出しなければならない。

（委託業務の処理方法）

第9条 受託者は、委託業務の処理に当たっては、関係法令及び要綱を遵守するほか、委託者の指示に従わなければならない。

（再委託の禁止）

第10条 受託者は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、委託者の承諾

を得たときは、この限りでない。

(権利の譲渡の禁止)

第11条 受託者は、この契約によって生じる一切の権利を、第三者に譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(実地調査等)

第12条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況等必要事項について受託者に報告を求め、又は実地に調査することができる。

(契約の解除)

第13条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受託者がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。

(2) 受託者が委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 受託者(法人である場合には、その役員等)が延岡市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第3号に規定する暴力団関係者であると認められるとき。

2 受託者は、前項第4号の規定により契約を解除された場合においては、第4条に定める委託金額(同条第2号及び第3号に掲げる事業については、解除した日までの実績に応じた額)の10分の1に相当する額を違約金として、委託者に対しその指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の違約金は、委託者による損害賠償の請求を妨げないものとする。

4 委託者は、第1項の規定による契約の解除によって生じた受託者の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第14条 受託者は、この契約に定める義務を履行しないために委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(費用の負担)

第16条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、受託者の負担とする。

(協議)

第17条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、委託者、受託者協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

委託者 延岡市東本小路2番地1  
延岡市  
延岡市長 首藤正治

受託者 延岡市三ツ瀬町1丁目12番地4  
社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会  
会長 柳田泰宏

## 別記

### 委託業務の内容

- ① 二次予防事業（元気あっぷシニア事業）の対象者把握業務
- ② 二次予防事業の対象者に決定された者に対するケアマネジメント業務
- ③ 被保険者に対する実態把握業務
- ④ サービス基本台帳の整備
- ⑤ 関係機関との連絡調整及び連携体制の構築
- ⑥ 総合相談業務
- ⑦ 権利擁護に関する援助
- ⑧ 地域の介護支援専門員の支援
- ⑨ 支援困難事例についての指導・助言
- ⑩ 地域の社会資源の把握とネットワーク化
- ⑪ 各種の保健福祉サービス及び介護サービスに関する情報の提供
- ⑫ 保健福祉サービスの利用申請手続きの代行とサービス調整
- ⑬ 介護予防教室（転倒骨折予防教室）の開催
- ⑭ 地域ケア会議の開催

## 包括的支援事業委託契約書 (案)

延岡市（以下「委託者」という。）と社会福祉法人 みのり会（以下「受託者」という。）とは、包括的支援事業（以下「事業」という。）の実施に関する業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

### （目的）

第1条 委託者は、別記に規定する業務（以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。また、受託者は委託業務を実施するため、地域包括支援センターを設置するものとする。

### （委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

### （委託業務の実施）

第3条 受託者は、委託業務を延岡市南方地域包括支援センターにおいて実施しなければならない。

### （委託料）

第4条 委託業務の委託料は、次のとおりとする。ただし、委託期間満了後、収支精算額が次により計算した額を下回った場合は、その精算額をもって委託料とする。（消費税非課税）

(1) 基本事業（委託業務のうち、次号及び第3号に掲げるものを除く）

センター1か所当たり 15,000,000円

(2) 介護予防教室 1回当たり 30,000円

(3) 元気あっぷシニアケアマネジメント 1件1月当たり 4,000円

### （契約保証金）

第5条 契約保証金は、延岡市契約規則第27条第1項第6号により免除する。

### （委託料の支払）

第6条 受託者は、委託者に対し、四半期における事業計画書（第4条第2号及び第3号に掲げる事業にあっては事業実績報告書）及び請求書（以下「事業計画書等」という。）を、同条第1号に掲げる事業については当該四半期の初月（4月、7月、10月、1月）の5日まで、同条第2号及び第3号に掲げる事業については当該四半期の次期の初月（7月、10月、1月、4月）の5日までに提出しなければならない。

2 委託者は、事業計画書等を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは事業計画書等を受理した日の属する月の20日までに委託料をその指定する口座に振り込むものとする。

### （事業実施状況報告書の提出）

第7条 受託者は、委託者に対し、毎月5日までに事業実施状況報告書により、前月分の委託業務の実施状況に関する報告をしなければならない。

### （事業実績報告書及び精算書の提出）

第8条 受託者は、委託者に対し、委託期間満了後5日以内に、第4条第1号に掲げる事業に係る事業実績報告書を提出しなければならない。

### （委託業務の処理方法）

第9条 受託者は、委託業務の処理に当たっては、関係法令及び要綱を遵守するほか、委託者の指示に従わなければならない。

### （再委託の禁止）

第10条 受託者は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(権利の譲渡の禁止)

第11条 受託者は、この契約によって生じる一切の権利を、第三者に譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(実地調査等)

第12条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況等必要事項について受託者に報告を求め、又は実地に調査することができる。

(契約の解除)

第13条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受託者がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。

(2) 受託者が委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 受託者(法人である場合には、その役員等)が延岡市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第3号に規定する暴力団関係者であると認められるとき。

2 受託者は、前項第4号の規定により契約を解除された場合においては、第4条に定める委託金額(同条第2号及び第3号に掲げる事業については、解除した日までの実績に応じた額)の10分の1に相当する額を違約金として、委託者に対しその指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の違約金は、委託者による損害賠償の請求を妨げないものとする。

4 委託者は、第1項の規定による契約の解除によって生じた受託者の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第14条 受託者は、この契約に定める義務を履行しないために委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(費用の負担)

第16条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、受託者の負担とする。

(協議)

第17条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、委託者、受託者協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

委託者 延岡市東本小路2番地1  
延岡市  
延岡市長 首藤正治

受託者 延岡市岡元町630番地1  
社会福祉法人 みのり会  
理事長 甲斐英孝

## 別記

### 委託業務の内容

- ① 二次予防事業（元気あっぷシニア事業）の対象者把握業務
- ② 二次予防事業の対象者に決定された者に対するケアマネジメント業務
- ③ 被保険者に対する実態把握業務
- ④ サービス基本台帳の整備
- ⑤ 関係機関との連絡調整及び連携体制の構築
- ⑥ 総合相談業務
- ⑦ 権利擁護に関する援助
- ⑧ 地域の介護支援専門員の支援
- ⑨ 支援困難事例についての指導・助言
- ⑩ 地域の社会資源の把握とネットワーク化
- ⑪ 各種の保健福祉サービス及び介護サービスに関する情報の提供
- ⑫ 保健福祉サービスの利用申請手続きの代行とサービス調整
- ⑬ 介護予防教室（転倒骨折予防教室）の開催
- ⑭ 地域ケア会議の開催



## 包括的支援事業委託契約書 (案)

延岡市（以下「委託者」という。）と社会福祉法人 康生会（以下「受託者」という。）とは、包括的支援事業（以下「事業」という。）の実施に関する業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 委託者は、別記に規定する業務（以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。また、受託者は委託業務を実施するため、地域包括支援センターを設置するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

（委託業務の実施）

第3条 受託者は、委託業務を延岡市中央地域包括支援センター及び延岡市土々呂地域包括支援センターの2カ所において実施しなければならない。

（委託料）

第4条 委託業務の委託料は、次のとおりとする。ただし、委託期間満了後、収支精算額が次により計算した額を下回った場合は、その精算額をもって委託料とする。（消費税非課税）

(1) 基本事業（委託業務のうち、次号及び第3号に掲げるものを除く）

センター1か所当たり 15,000,000円

(2) 介護予防教室 1回当たり 30,000円

(3) 元気あっぷシニアケアマネジメント 1件1月当たり 4,000円

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、延岡市契約規則第27条第1項第6号により免除する。

（委託料の支払）

第6条 受託者は、委託者に対し、四半期における事業計画書（第4条第2号及び第3号に掲げる事業にあつては事業実績報告書）及び請求書（以下「事業計画書等」という。）を、同条第1号に掲げる事業については当該四半期の初月（4月、7月、10月、1月）の5日まで、同条第2号及び第3号に掲げる事業については当該四半期の次期の初月（7月、10月、1月、4月）の5日までに提出しなければならない。

2 委託者は、事業計画書等を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは事業計画書等を受理した日の属する月の20日までに委託料をその指定する口座に振り込むものとする。

（事業実施状況報告書の提出）

第7条 受託者は、委託者に対し、毎月5日までに事業実施状況報告書により、前月分の委託業務の実施状況に関する報告をしなければならない。

（事業実績報告書及び精算書の提出）

第8条 受託者は、委託者に対し、委託期間満了後5日以内に、第4条第1号に掲げる事業に係る事業実績報告書を提出しなければならない。

（委託業務の処理方法）

第9条 受託者は、委託業務の処理に当たっては、関係法令及び要綱を遵守するほか、委託者の指示に従わなければならない。

（再委託の禁止）

第10条 受託者は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(権利の譲渡の禁止)

第11条 受託者は、この契約によって生じる一切の権利を、第三者に譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(実地調査等)

第12条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況等必要事項について受託者に報告を求め、又は実地に調査することができる。

(契約の解除)

第13条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受託者がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) 受託者が委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (4) 受託者(法人である場合には、その役員等)が延岡市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第3号に規定する暴力団関係者であると認められるとき。

2 受託者は、前項第4号の規定により契約を解除された場合においては、第4条に定める委託金額(同条第2号及び第3号に掲げる事業については、解除した日までの実績に応じた額)の10分の1に相当する額を違約金として、委託者に対しその指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の違約金は、委託者による損害賠償の請求を妨げないものとする。

4 委託者は、第1項の規定による契約の解除によって生じた受託者の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第14条 受託者は、この契約に定める義務を履行しないために委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(飛揚の負担)

第16条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、受託者の負担とする。

(協議)

第17条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、委託者、受託者協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

委託者 延岡市東本小路2番地1  
延岡市  
延岡市長 首藤正治

受託者 延岡市昭和町3丁目9番地3  
社会福祉法人 康生会  
理事長 赤須巖

## 別記

### 委託業務の内容

- ① 二次予防事業（元気あっぷシニア事業）の対象者把握業務
- ② 二次予防事業の対象者に決定された者に対するケアマネジメント業務
- ③ 被保険者に対する実態把握業務
- ④ サービス基本台帳の整備
- ⑤ 関係機関との連絡調整及び連携体制の構築
- ⑥ 総合相談業務
- ⑦ 権利擁護に関する援助
- ⑧ 地域の介護支援専門員の支援
- ⑨ 支援困難事例についての指導・助言
- ⑩ 地域の社会資源の把握とネットワーク化
- ⑪ 各種の保健福祉サービス及び介護サービスに関する情報の提供
- ⑫ 保健福祉サービスの利用申請手続きの代行とサービス調整
- ⑬ 介護予防教室（転倒骨折予防教室）の開催
- ⑭ 地域ケア会議の開催

## 包括的支援事業委託契約書 (案)

延岡市（以下「委託者」という。）と一般財団法人 延岡市高齢者福祉協会（以下「受託者」という。）とは、包括的支援事業（以下「事業」という。）の実施に関する業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

### （目的）

第1条 委託者は、別記に規定する業務（以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。また、受託者は委託業務を実施するため、地域包括支援センターを設置するものとする。

### （委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

### （委託業務の実施）

第3条 受託者は、委託業務を延岡市岡富地域包括支援センターにおいて実施しなければならない。

### （委託料）

第4条 委託業務の委託料は、次のとおりとする。ただし、委託期間満了後、収支精算額が次により計算した額を下回った場合は、その精算額をもって委託料とする。（消費税非課税）

(1) 基本事業（委託業務のうち、次号及び第3号に掲げるものを除く）

センター1か所当たり 15,000,000円

(2) 介護予防教室 1回当たり 30,000円

(3) 元気あっぷシニアケアマネジメント 1件1月当たり 4,000円

### （契約保証金）

第5条 契約保証金は、延岡市契約規則第27条第1項第6号により免除する。

### （委託料の支払）

第6条 受託者は、委託者に対し、四半期における事業計画書（第4条第2号及び第3号に掲げる事業にあっては事業実績報告書）及び請求書（以下「事業計画書等」という。）を、同条第1号に掲げる事業については当該四半期の初月（4月、7月、10月、1月）の5日まで、同条第2号及び第3号に掲げる事業については当該四半期の次期の初月（7月、10月、1月、4月）の5日までに提出しなければならない。

2 委託者は、事業計画書等を受領したときは、内容を審査し、適当と認めるときは事業計画書等を受領した日の属する月の20日までに委託料をその指定する口座に振り込むものとする。

### （事業実施状況報告書の提出）

第7条 受託者は、委託者に対し、毎月5日までに事業実施状況報告書により、前月分の委託業務の実施状況に関する報告をしなければならない。

### （事業実績報告書及び精算書の提出）

第8条 受託者は、委託者に対し、委託期間満了後5日以内に、第4条第1号に掲げる事業に係る事業実績報告書を提出しなければならない。

### （委託業務の処理方法）

第9条 受託者は、委託業務の処理に当たっては、関係法令及び要綱を遵守するほか、委託者の指示に従わなければならない。

### （再委託の禁止）

第10条 受託者は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(権利の譲渡の禁止)

第11条 受託者は、この契約によって生じる一切の権利を、第三者に譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(実地調査等)

第12条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況等必要事項について受託者に報告を求め、又は実地に調査することができる。

(契約の解除)

第13条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受託者がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。

(2) 受託者が委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 受託者(法人である場合には、その役員等)が延岡市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第3号に規定する暴力団関係者であると認められるとき。

2 受託者は、前項第4号の規定により契約を解除された場合においては、第4条に定める委託金額(同条第2号及び第3号に掲げる事業については、解除した日までの実績に応じた額)の10分の1に相当する額を違約金として、委託者に対しその指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の違約金は、委託者による損害賠償の請求を妨げないものとする。

4 委託者は、第1項の規定による契約の解除によって生じた受託者の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第14条 受託者は、この契約に定める義務を履行しないために委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(費用の負担)

第16条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、受託者の負担とする。

(協議)

第17条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、委託者、受託者協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

委託者 延岡市東本小路2番地1  
延岡市  
延岡市長 首藤正治

受託者 延岡市山下町1丁目7番地9  
一般財団法人 延岡市高齢者福祉協会  
理事長 児玉悦生

## 別記

### 委託業務の内容

- ① 二次予防事業（元気あっぷシニア事業）の対象者把握業務
- ② 二次予防事業の対象者に決定された者に対するケアマネジメント業務
- ③ 被保険者に対する実態把握業務
- ④ サービス基本台帳の整備
- ⑤ 関係機関との連絡調整及び連携体制の構築
- ⑥ 総合相談業務
- ⑦ 権利擁護に関する援助
- ⑧ 地域の介護支援専門員の支援
- ⑨ 支援困難事例についての指導・助言
- ⑩ 地域の社会資源の把握とネットワーク化
- ⑪ 各種の保健福祉サービス及び介護サービスに関する情報の提供
- ⑫ 保健福祉サービスの利用申請手続きの代行とサービス調整
- ⑬ 介護予防教室（転倒骨折予防教室）の開催
- ⑭ 地域ケア会議の開催

## 包括的支援事業委託契約書 (案)

延岡市（以下「委託者」という。）と社会福祉法人 真隆会（以下「受託者」という。）とは、包括的支援事業（以下「事業」という。）の実施に関する業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 委託者は、別記に規定する業務（以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。また、受託者は委託業務を実施するため、地域包括支援センターを設置するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

（委託業務の実施）

第3条 受託者は、委託業務を延岡市恒富東地域包括支援センターにおいて実施しなければならない。

（委託料）

第4条 委託業務の委託料は、次のとおりとする。ただし、委託期間満了後、収支精算額が次により計算した額を下回った場合は、その精算額をもって委託料とする。（消費税非課税）

(1) 基本事業（委託業務のうち、次号及び第3号に掲げるものを除く）

センター1か所当たり 15,000,000円

(2) 介護予防教室 1回当たり 30,000円

(3) 元気あっぷシニアケアマネジメント 1件1月当たり 4,000円

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、延岡市契約規則第27条第1項第6号により免除する。

（委託料の支払）

第6条 受託者は、委託者に対し、四半期における事業計画書（第4条第2号及び第3号に掲げる事業にあつては事業実績報告書）及び請求書（以下「事業計画書等」という。）を、同条第1号に掲げる事業については当該四半期の初月（4月、7月、10月、1月）の5日まで、同条第2号及び第3号に掲げる事業については当該四半期の次期の初月（7月、10月、1月、4月）の5日までに提出しなければならない。

2 委託者は、事業計画書等を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは事業計画書等を受理した日の属する月の20日までに委託料をその指定する口座に振り込むものとする。

（事業実施状況報告書の提出）

第7条 受託者は、委託者に対し、毎月5日までに事業実施状況報告書により、前月分の委託業務の実施状況に関する報告をしなければならない。

（事業実績報告書及び精算書の提出）

第8条 受託者は、委託者に対し、委託期間満了後5日以内に、第4条第1号に掲げる事業に係る事業実績報告書を提出しなければならない。

（委託業務の処理方法）

第9条 受託者は、委託業務の処理に当たっては、関係法令及び要綱を遵守するほか、委託者の指示に従わなければならない。

（再委託の禁止）

第10条 受託者は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(権利の譲渡の禁止)

第11条 受託者は、この契約によって生じる一切の権利を、第三者に譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(実地調査等)

第12条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況等必要事項について受託者に報告を求め、又は実地に調査することができる。

(契約の解除)

第13条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受託者がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) 受託者が委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (4) 受託者(法人である場合には、その役員等)が延岡市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第3号に規定する暴力団関係者であると認められるとき。

2 受託者は、前項第4号の規定により契約を解除された場合においては、第4条に定める委託金額(同条第2号及び第3号に掲げる事業については、解除した日までの実績に応じた額)の10分の1に相当する額を違約金として、委託者に対しその指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の違約金は、委託者による損害賠償の請求を妨げないものとする。

4 委託者は、第1項の規定による契約の解除によって生じた受託者の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第14条 受託者は、この契約に定める義務を履行しないために委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(費用の負担)

第16条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、受託者の負担とする。

(協議)

第17条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、委託者、受託者協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

委託者 延岡市東本小路2番地1  
延岡市  
延岡市長 首藤正治

受託者 延岡市長浜町1丁目1765番地1  
社会福祉法人 真隆会  
理事長 田中英隆



## 別記

### 委託業務の内容

- ① 二次予防事業（元気あっぷシニア事業）の対象者把握業務
- ② 二次予防事業の対象者に決定された者に対するケアマネジメント業務
- ③ 被保険者に対する実態把握業務
- ④ サービス基本台帳の整備
- ⑤ 関係機関との連絡調整及び連携体制の構築
- ⑥ 総合相談業務
- ⑦ 権利擁護に関する援助
- ⑧ 地域の介護支援専門員の支援
- ⑨ 支援困難事例についての指導・助言
- ⑩ 地域の社会資源の把握とネットワーク化
- ⑪ 各種の保健福祉サービス及び介護サービスに関する情報の提供
- ⑫ 保健福祉サービスの利用申請手続きの代行とサービス調整
- ⑬ 介護予防教室（転倒骨折予防教室）の開催
- ⑭ 地域ケア会議の開催

## 包括的支援事業委託契約書 (採)

延岡市（以下「委託者」という。）と社会福祉法人 ふれあい福祉会（以下「受託者」という。）とは、包括的支援事業（以下「事業」という。）の実施に関する業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 委託者は、別記に規定する業務（以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。また、受託者は委託業務を実施するため、地域包括支援センターを設置するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

（委託業務の実施）

第3条 受託者は、委託業務を延岡市恒富南地域包括支援センターにおいて実施しなければならない。

（委託料）

第4条 委託業務の委託料は、次のとおりとする。ただし、委託期間満了後、収支精算額が次により計算した額を下回った場合は、その精算額をもって委託料とする。（消費税非課税）

(1) 基本事業（委託業務のうち、次号及び第3号に掲げるものを除く）

センター1か所当たり 15,000,000円

(2) 介護予防教室 1回当たり 30,000円

(3) 元気あっぷシニアケアマネジメント 1件1月当たり 4,000円

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、延岡市契約規則第27条第1項第6号により免除する。

（委託料の支払）

第6条 受託者は、委託者に対し、四半期における事業計画書（第4条第2号及び第3号に掲げる事業にあっては事業実績報告書）及び請求書（以下「事業計画書等」という。）を、同条第1号に掲げる事業については当該四半期の初月（4月、7月、10月、1月）の5日まで、同条第2号及び第3号に掲げる事業については当該四半期の次期の初月（7月、10月、1月、4月）の5日までに提出しなければならない。

2 委託者は、事業計画書等を受領したときは、内容を審査し、適当と認めるときは事業計画書等を受領した日の属する月の20日までに委託料をその指定する口座に振り込むものとする。

（事業実施状況報告書の提出）

第7条 受託者は、委託者に対し、毎月5日までに事業実施状況報告書により、前月分の委託業務の実施状況に関する報告をしなければならない。

（事業実績報告書及び精算書の提出）

第8条 受託者は、委託者に対し、委託期間満了後5日以内に、第4条第1号に掲げる事業に係る事業実績報告書を提出しなければならない。

（委託業務の処理方法）

第9条 受託者は、委託業務の処理に当たっては、関係法令及び要綱を遵守するほか、委託者の指示に従わなければならない。

（再委託の禁止）

第10条 受託者は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(権利の譲渡の禁止)

第11条 受託者は、この契約によって生じる一切の権利を、第三者に譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(実地調査等)

第12条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況等必要事項について受託者に報告を求め、又は実地に調査することができる。

(契約の解除)

第13条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受託者がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。

(2) 受託者が委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 受託者(法人である場合には、その役員等)が延岡市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第3号に規定する暴力団関係者であると認められるとき。

2 受託者は、前項第4号の規定により契約を解除された場合においては、第4条に定める委託金額(同条第2号及び第3号に掲げる事業については、解除した日までの実績に応じた額)の10分の1に相当する額を違約金として、委託者に対しその指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の違約金は、委託者による損害賠償の請求を妨げないものとする。

4 委託者は、第1項の規定による契約の解除によって生じた受託者の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第14条 受託者は、この契約に定める義務を履行しないために委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(費用の負担)

第16条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、受託者の負担とする。

(協議)

第17条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、委託者、受託者協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

委託者 延岡市東本小路2番地1  
延岡市  
延岡市長 首藤正治

受託者 延岡市沖田町2240番地1  
社会福祉法人 ふれあい福祉会  
理事長 柳田高志

## 別記

### 委託業務の内容

- ① 二次予防事業（元気あっぷシニア事業）の対象者把握業務
- ② 二次予防事業の対象者に決定された者に対するケアマネジメント業務
- ③ 被保険者に対する実態把握業務
- ④ サービス基本台帳の整備
- ⑤ 関係機関との連絡調整及び連携体制の構築
- ⑥ 総合相談業務
- ⑦ 権利擁護に関する援助
- ⑧ 地域の介護支援専門員の支援
- ⑨ 支援困難事例についての指導・助言
- ⑩ 地域の社会資源の把握とネットワーク化
- ⑪ 各種の保健福祉サービス及び介護サービスに関する情報の提供
- ⑫ 保健福祉サービスの利用申請手続きの代行とサービス調整
- ⑬ 介護予防教室（転倒骨折予防教室）の開催
- ⑭ 地域ケア会議の開催

## 包括的支援事業委託契約書 (案)

延岡市（以下「委託者」という。）と社会福祉法人 三ツ葉会（以下「受託者」という。）とは、包括的支援事業（以下「事業」という。）の実施に関する業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

### （目的）

第1条 委託者は、別記に規定する業務（以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。また、受託者は委託業務を実施するため、地域包括支援センターを設置するものとする。

### （委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

### （委託業務の実施）

第3条 受託者は、委託業務を延岡市東海地域包括支援センターにおいて実施しなければならない。

### （委託料）

第4条 委託業務の委託料は、次のとおりとする。ただし、委託期間満了後、収支精算額が次により計算した額を下回った場合は、その精算額をもって委託料とする。（消費税非課税）

(1) 基本事業（委託業務のうち、次号及び第3号に掲げるものを除く）

センター1か所当たり 15,000,000円

(2) 介護予防教室 1回当たり 30,000円

(3) 元気あっぷシニアケアマネジメント 1件1月当たり 4,000円

### （契約保証金）

第5条 契約保証金は、延岡市契約規則第27条第1項第6号により免除する。

### （委託料の支払）

第6条 受託者は、委託者に対し、四半期における事業計画書（第4条第2号及び第3号に掲げる事業にあつては事業実績報告書）及び請求書（以下「事業計画書等」という。）を、同条第1号に掲げる事業については当該四半期の初月（4月、7月、10月、1月）の5日まで、同条第2号及び第3号に掲げる事業については当該四半期の次期の初月（7月、10月、1月、4月）の5日までに提出しなければならない。

2 委託者は、事業計画書等を受領したときは、内容を審査し、適当と認めるときは事業計画書等を受領した日の属する月の20日までに委託料をその指定する口座に振り込むものとする。

### （事業実施状況報告書の提出）

第7条 受託者は、委託者に対し、毎月5日までに事業実施状況報告書により、前月分の委託業務の実施状況に関する報告をしなければならない。

### （事業実績報告書及び精算書の提出）

第8条 受託者は、委託者に対し、委託期間満了後5日以内に、第4条第1号に掲げる事業に係る事業実績報告書を提出しなければならない。

### （委託業務の処理方法）

第9条 受託者は、委託業務の処理に当たっては、関係法令及び要綱を遵守するほか、委託者の指示に従わなければならない。

### （再委託の禁止）

第10条 受託者は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(権利の譲渡の禁止)

第11条 受託者は、この契約によって生じる一切の権利を、第三者に譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(実地調査等)

第12条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況等必要事項について受託者に報告を求め、又は実地に調査することができる。

(契約の解除)

第13条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受託者がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。

(2) 受託者が委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 受託者(法人である場合には、その役員等)が延岡市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第3号に規定する暴力団関係者であると認められるとき。

2 受託者は、前項第4号の規定により契約を解除された場合においては、第4条に定める委託金額(同条第2号及び第3号に掲げる事業については、解除した日までの実績に応じた額)の10分の1に相当する額を違約金として、委託者に対しその指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の違約金は、委託者による損害賠償の請求を妨げないものとする。

4 委託者は、第1項の規定による契約の解除によって生じた受託者の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第14条 受託者は、この契約に定める義務を履行しないために委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(費用の負担)

第16条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、受託者の負担とする。

(協議)

第17条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、委託者、受託者協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

委託者 延岡市東本小路2番地1  
延岡市  
延岡市長 首藤正治

受託者 延岡市無鹿町1丁目2031番地4  
社会福祉法人 三ツ葉会  
理事長 大崎茂

## 別記

### 委託業務の内容

- ① 二次予防事業（元気あっぷシニア事業）の対象者把握業務
- ② 二次予防事業の対象者に決定された者に対するケアマネジメント業務
- ③ 被保険者に対する実態把握業務
- ④ サービス基本台帳の整備
- ⑤ 関係機関との連絡調整及び連携体制の構築
- ⑥ 総合相談業務
- ⑦ 権利擁護に関する援助
- ⑧ 地域の介護支援専門員の支援
- ⑨ 支援困難事例についての指導・助言
- ⑩ 地域の社会資源の把握とネットワーク化
- ⑪ 各種の保健福祉サービス及び介護サービスに関する情報の提供
- ⑫ 保健福祉サービスの利用申請手続きの代行とサービス調整
- ⑬ 介護予防教室（転倒骨折予防教室）の開催
- ⑭ 地域ケア会議の開催

新年度



25 支出負担行為書

(委託) 伺無

伝票番号 0000264 - 000

年度	25	会計	09 介護保険特別会計			所属	200500 高齢福祉課			
予算担当	主務係長	予算担当係長	課長	部次長	部長	契約管理課長	財政課長	会計管理者	部長	
	福富	児玉	王藤	友清		高野	*	*	佐藤	
受託課	設計担当	事務担当	主務係長	予算担当係長	課長					
										深田
予算区分	0	現年度予算				起票日	25年 4月 1日			
款	03	地域支援事業費				※決裁日	25年 4月 1日			
項目	02	包括的支援事業・任意事業費				契約方法	3 随契			
目	01	総合相談事業費								
細目	002	地域包括支援センター委託事業				予算配当額	142,500,000円			
細々目	01	地域包括支援センター委託事業				負担行為済額	142,500,000円			
節	13	委託料				配当残額	0円			
細節	51	地域包括支援センター委託料								
金額						¥142,500,000				
※支出方法 完工払 ・ 前金払 ・ 出来高払 回 ・ 毎月払 ・ その他 (回半期)										
件名等	摘要 地域包括支援センター委託									
	委託場所 延岡市									
相手方住所・氏名	住所 (別紙明細) 氏名									
備考	----- ----- ----- ----- -----									



## 債権者内訳書

伝票番号

0000264 - 000

No.	住 所 氏 名	金 額 (円)	
001	延岡市昭和町3丁目9番地3  (福) 康生会	15,000,000	
002	延岡市昭和町3丁目9番地3  (福) 康生会	15,000,000	
003	延岡市岡元町630番地1  (福) みのり会	15,000,000	
004	延岡市無鹿町1丁目2031番地4  (福) ミツ葉会  トウミイテボウヤフ	15,000,000	
005	延岡市沖田町2240番地1  (福) ふれあい福祉会	15,000,000	

## 債権者内訳書

伝票番号

0000264 - 000

No.	住所 氏名	金額 (円)	
006	延岡市長浜町1丁目1765番地1 (福) 真隆会	15,000,000	
007	延岡市山下町1丁目7番地9 一般財団法人 延岡市高齢者福祉協会	15,000,000	
008	延岡市三ツ瀬町1丁目12番地4 (福) 延岡市社会福祉協議会	折 1500 <sup>千</sup> 金額 750 <sup>千</sup> × 3 ) 37,500,000	

# 分割支払内訳書

月/回	支出金額	支払日	月/回	支出金額	支払日
4月/1回	35,625,000 /	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     支払済                      25.4.19                      高齢福祉課                 </div>			
7月/2回	35,625,000 /	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     支払済                      25.7.19                      高齢福祉課                 </div>			
10月/3回	35,625,000 /				
1月/4回	35,625,000				
			計	142,500,000	

		課室名		高齢福祉課			
起案日		25年 4月 / 日		決裁日		25年 4月 / 日	
課内		検討者				決裁者	
担当者	起案者				高齢者支援係長	課長補佐兼介護認定係長	課長
	Ⓜ Tel532501				Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ
予算担当		意見					
Ⓜ		合議者					
						契約管理課長	財政課長
						Ⓜ	Ⓜ
		意見				Ⓜ	Ⓜ
広報のべおかへの掲載	要・Ⓜ		ホームページへの掲載		要・Ⓜ		

件名：平成25年度「転倒骨折予防教室事業」及び「元気あっぷシニアケア  
 マネジメント事業」に係る委託契約締結について

標記の件につきまして、別紙の通り契約を締結します。

記

1. 契約の相手方 住所：延岡市昭和町3丁目9番地3

氏名：(福) 康生会

理事長 赤須 巖 外6法人

<裏面に続く>

2. 契約期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日

3. 委託料 転倒骨折予防教室 1回当たり30,000円  
元気あっぷシニアケアマネジメント 1件1月当たり4,000円

4. 予算 転倒骨折予防教室事業  
地域支援事業費 介護予防事業費 一次予防事業費 地域介護  
予防活動支援事業 転倒骨折予防教室事業 委託料  
予算額 2,640,000円

元気あっぷシニアケアマネジメント事業  
地域支援事業費 包括的支援事業・任意事業費 総合相談事業費  
介護予防ケアマネジメント事業 元気あっぷシニアケアマネジメ  
ント事業 委託料  
予算額 2,676,000円

## 随意契約理由書

見積に付する 事項	転倒骨折予防教室事業
履行場所	市内公民館等
予定価格	2,640,000円
地方自治法 施行令第167条 の2第1項中の 該当する号	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
随意契約に 付する理由	当事業は、高齢者が要介護状態になることなく、健康で生き生きとした在宅生活を送れるように支援する目的で実施するものである。地域の高齢者を対象に、介護予防のための講話や簡単な体操を行う教室を開催するといった内容の教室を行っている。本事業は介護予防の広報的役割を担っている他、地域包括支援センターの行う実態把握業務と二次予防事業対象者把握事業と密接に関係しているため、効果的な事業を実施するには地域包括支援センターが地域の要望や必要性を把握して教室を開催することが必要であるため。

### ◇見積書を徴する相手方の数・根拠法令等

見積書を徴する 相手方の数	見積書を徴しない
根拠法令	延岡市契約規則第21条第3項
見積書を徴する相手方の数が1者のときは、その理由と相手方の氏名・住所等	
担当者氏名	健康福祉部 高齢福祉課 高齢者支援係 甲斐 恵美子 内線番号532507

平成25年4月1日

随意契約理由書作成者

健康福祉部 高齢福祉課長 友清 明俊



## 随意契約理由書

見積に付する 事項	元気あっぱシニアケアマネジメント事業
履行場所	延岡市中央地域包括支援センター他10箇所
予定価格	2,676,000円
地方自治法 施行令第167条 の2第1項中の 該当する号	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
随意契約に 付する理由	<p>当事業は、要介護状態等となるおそれの高い高齢者に対し、運動器等の機能向上プログラムを実施し、自立した生活の確立と自己実現の支援を行うためのプランを作成するものである。プラン作成は介護保険法上地域包括支援センターが行うべきものとされており、本市はこれらの法人に地域包括支援センター事業を委託しているため。</p>

### ◇見積書を徴する相手方の数・根拠法令等

見積書を徴する 相手方の数	見積書を徴しない
根拠法令	延岡市契約規則第21条第3項
見積書を徴する相手方の数が1者のときは、その理由と相手方の氏名・住所等	
担当者氏名	健康福祉部 高齢福祉課 高齢者支援係 甲斐 恵美子 内線番号 532507

平成25年4月1日  
随意契約理由書作成者

健康福祉部 高齢福祉課長 友清 明  印

## 包括的支援事業委託契約書

延岡市（以下「委託者」という。）と社会福祉法人 康生会（以下「受託者」という。）とは、包括的支援事業（以下「事業」という。）の実施に関する業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 委託者は、別記に規定する業務（以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。また、受託者は委託業務を実施するため、地域包括支援センターを設置するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

（委託業務の実施）

第3条 受託者は、委託業務を延岡市中央地域包括支援センター及び延岡市土々呂地域包括支援センターの2カ所において実施しなければならない。

（委託料）

第4条 委託業務の委託料は、次のとおりとする。ただし、委託期間満了後、収支精算額が次により計算した額を下回った場合は、その精算額をもって委託料とする。（消費税非課税）

(1) 基本事業（委託業務のうち、次号及び第3号に掲げるものを除く）

センター1か所当たり 15,000,000円

(2) 介護予防教室 1回当たり 30,000円

(3) 元気あっぷシニアケアマネジメント 1件1月当たり 4,000円

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、延岡市契約規則第27条第1項第6号により免除する。

（委託料の支払）

第6条 受託者は、委託者に対し、四半期における事業計画書（第4条第2号及び第3号に掲げる事業にあっては事業実績報告書）及び請求書（以下「事業計画書等」という。）を、同条第1号に掲げる事業については当該四半期の初月（4月、7月、10月、1月）の5日まで、同条第2号及び第3号に掲げる事業については当該四半期の次期の初月（7月、10月、1月、4月）の5日までに提出しなければならない。

2 委託者は、事業計画書等を受領したときは、内容を審査し、適当と認めるときは事業計画書等を受領した日の属する月の20日までに委託料をその指定する口座に振り込むものとする。

（事業実施状況報告書の提出）

第7条 受託者は、委託者に対し、毎月5日までに事業実施状況報告書により、前月分の委託業務の実施状況に関する報告をしなければならない。

（事業実績報告書及び精算書の提出）

第8条 受託者は、委託者に対し、委託期間満了後5日以内に、第4条第1号に掲げる事業に係る事業実績報告書を提出しなければならない。

（委託業務の処理方法）

第9条 受託者は、委託業務の処理に当たっては、関係法令及び要綱を遵守するほか、委託者の指示に従わなければならない。

（再委託の禁止）

第10条 受託者は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときは、この限りでない。



(権利の譲渡の禁止)

第11条 受託者は、この契約によって生じる一切の権利を、第三者に譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(実地調査等)

第12条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況等必要事項について受託者に報告を求め、又は実地に調査することができる。

(契約の解除)

第13条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受託者がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) 受託者が委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (4) 受託者(法人である場合には、その役員等)が延岡市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第3号に規定する暴力団関係者であると認められるとき。

2 受託者は、前項第4号の規定により契約を解除された場合においては、第4条に定める委託金額(同条第2号及び第3号に掲げる事業については、解除した日までの実績に応じた額)の10分の1に相当する額を違約金として、委託者に対しその指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の違約金は、委託者による損害賠償の請求を妨げないものとする。

4 委託者は、第1項の規定による契約の解除によって生じた受託者の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第14条 受託者は、この契約に定める義務を履行しないために委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(飛揚の負担)

第16条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、受託者の負担とする。

(協議)

第17条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、委託者、受託者協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

委託者 延岡市東本小路2番地1  
延岡市  
延岡市長 首藤正治

受託者 延岡市昭和町3丁目9番地3  
社会福祉法人 康生会  
理事長 赤須巖

## 別記

### 委託業務の内容

- ① 二次予防事業（元気あっぷシニア事業）の対象者把握業務
- ② 二次予防事業の対象者に決定された者に対するケアマネジメント業務
- ③ 被保険者に対する実態把握業務
- ④ サービス基本台帳の整備
- ⑤ 関係機関との連絡調整及び連携体制の構築
- ⑥ 総合相談業務
- ⑦ 権利擁護に関する援助
- ⑧ 地域の介護支援専門員の支援
- ⑨ 支援困難事例についての指導・助言
- ⑩ 地域の社会資源の把握とネットワーク化
- ⑪ 各種の保健福祉サービス及び介護サービスに関する情報の提供
- ⑫ 保健福祉サービスの利用申請手続きの代行とサービス調整
- ⑬ 介護予防教室（転倒骨折予防教室）の開催
- ⑭ 地域ケア会議の開催

## 包括的支援事業委託契約書

延岡市（以下「委託者」という。）と社会福祉法人 三ツ葉会（以下「受託者」という。）とは、包括的支援事業（以下「事業」という。）の実施に関する業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 委託者は、別記に規定する業務（以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。また、受託者は委託業務を実施するため、地域包括支援センターを設置するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

（委託業務の実施）

第3条 受託者は、委託業務を延岡市東海地域包括支援センターにおいて実施しなければならない。

（委託料）

第4条 委託業務の委託料は、次のとおりとする。ただし、委託期間満了後、収支精算額が次により計算した額を下回った場合は、その精算額をもって委託料とする。（消費税非課税）

(1) 基本事業（委託業務のうち、次号及び第3号に掲げるものを除く）

センター1か所当たり 15,000,000円

(2) 介護予防教室 1回当たり 30,000円

(3) 元気あっぷシニアケアマネジメント 1件1月当たり 4,000円

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、延岡市契約規則第27条第1項第6号により免除する。

（委託料の支払）

第6条 受託者は、委託者に対し、四半期における事業計画書（第4条第2号及び第3号に掲げる事業にあっては事業実績報告書）及び請求書（以下「事業計画書等」という。）を、同条第1号に掲げる事業については当該四半期の初月（4月、7月、10月、1月）の5日まで、同条第2号及び第3号に掲げる事業については当該四半期の次期の初月（7月、10月、1月、4月）の5日までに提出しなければならない。

2 委託者は、事業計画書等を受取したときは、内容を審査し、適当と認めたときは事業計画書等を受取した日の属する月の20日までに委託料をその指定する口座に振り込むものとする。

（事業実施状況報告書の提出）

第7条 受託者は、委託者に対し、毎月5日までに事業実施状況報告書により、前月分の委託業務の実施状況に関する報告をしなければならない。

（事業実績報告書及び精算書の提出）

第8条 受託者は、委託者に対し、委託期間満了後5日以内に、第4条第1号に掲げる事業に係る事業実績報告書を提出しなければならない。

（委託業務の処理方法）

第9条 受託者は、委託業務の処理に当たっては、関係法令及び要綱を遵守するほか、委託者の指示に従わなければならない。

（再委託の禁止）

第10条 受託者は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(権利の譲渡の禁止)

第11条 受託者は、この契約によって生じる一切の権利を、第三者に譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(実地調査等)

第12条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況等必要事項について受託者に報告を求め、又は実地に調査することができる。

(契約の解除)

第13条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受託者がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) 受託者が委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (4) 受託者(法人である場合には、その役員等)が延岡市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第3号に規定する暴力団関係者であると認められるとき。

2 受託者は、前項第4号の規定により契約を解除された場合においては、第4条に定める委託金額(同条第2号及び第3号に掲げる事業については、解除した日までの実績に応じた額)の10分の1に相当する額を違約金として、委託者に対しその指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の違約金は、委託者による損害賠償の請求を妨げないものとする。

4 委託者は、第1項の規定による契約の解除によって生じた受託者の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第14条 受託者は、この契約に定める義務を履行しないために委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(費用の負担)

第16条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、受託者の負担とする。

(協議)

第17条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、委託者、受託者協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

委託者 延岡市東本小路2番地1  
延岡市  
延岡市長 首藤正治

受託者 延岡市無鹿町1丁目2031番地4  
社会福祉法人 三ツ葉会  
理事長 大崎茂

## 別記

### 委託業務の内容

- ① 二次予防事業（元気あっぷシニア事業）の対象者把握業務
- ② 二次予防事業の対象者に決定された者に対するケアマネジメント業務
- ③ 被保険者に対する実態把握業務
- ④ サービス基本台帳の整備
- ⑤ 関係機関との連絡調整及び連携体制の構築
- ⑥ 総合相談業務
- ⑦ 権利擁護に関する援助
- ⑧ 地域の介護支援専門員の支援
- ⑨ 支援困難事例についての指導・助言
- ⑩ 地域の社会資源の把握とネットワーク化
- ⑪ 各種の保健福祉サービス及び介護サービスに関する情報の提供
- ⑫ 保健福祉サービスの利用申請手続きの代行とサービス調整
- ⑬ 介護予防教室（転倒骨折予防教室）の開催
- ⑭ 地域ケア会議の開催

## 包括的支援事業委託契約書

延岡市（以下「委託者」という。）と社会福祉法人 みのり会（以下「受託者」という。）とは、包括的支援事業（以下「事業」という。）の実施に関する業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 委託者は、別記に規定する業務（以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。また、受託者は委託業務を実施するため、地域包括支援センターを設置するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

（委託業務の実施）

第3条 受託者は、委託業務を延岡市南方地域包括支援センターにおいて実施しなければならない。

（委託料）

第4条 委託業務の委託料は、次のとおりとする。ただし、委託期間満了後、収支精算額が次により計算した額を下回った場合は、その精算額をもって委託料とする。（消費税非課税）

(1) 基本事業（委託業務のうち、次号及び第3号に掲げるものを除く）

センター1か所当たり 15,000,000円

(2) 介護予防教室 1回当たり 30,000円

(3) 元気あっぷシニアケアマネジメント 1件1月当たり 4,000円

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、延岡市契約規則第27条第1項第6号により免除する。

（委託料の支払）

第6条 受託者は、委託者に対し、四半期における事業計画書（第4条第2号及び第3号に掲げる事業にあっては事業実績報告書）及び請求書（以下「事業計画書等」という。）を、同条第1号に掲げる事業については当該四半期の初月（4月、7月、10月、1月）の5日まで、同条第2号及び第3号に掲げる事業については当該四半期の次期の初月（7月、10月、1月、4月）の5日までに提出しなければならない。

2 委託者は、事業計画書等を受領したときは、内容を審査し、適当と認めるときは事業計画書等を受領した日の属する月の20日までに委託料をその指定する口座に振り込むものとする。

（事業実施状況報告書の提出）

第7条 受託者は、委託者に対し、毎月5日までに事業実施状況報告書により、前月分の委託業務の実施状況に関する報告をしなければならない。

（事業実績報告書及び精算書の提出）

第8条 受託者は、委託者に対し、委託期間満了後5日以内に、第4条第1号に掲げる事業に係る事業実績報告書を提出しなければならない。

（委託業務の処理方法）

第9条 受託者は、委託業務の処理に当たっては、関係法令及び要綱を遵守するほか、委託者の指示に従わなければならない。

（再委託の禁止）

第10条 受託者は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(権利の譲渡の禁止)

第11条 受託者は、この契約によって生じる一切の権利を、第三者に譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(実地調査等)

第12条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況等必要事項について受託者に報告を求め、又は実地に調査することができる。

(契約の解除)

第13条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受託者がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) 受託者が委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (4) 受託者（法人である場合には、その役員等）が延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団関係者であると認められるとき。

2 受託者は、前項第4号の規定により契約を解除された場合においては、第4条に定める委託金額（同条第2号及び第3号に掲げる事業については、解除した日までの実績に応じた額）の10分の1に相当する額を違約金として、委託者に対しその指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の違約金は、委託者による損害賠償の請求を妨げないものとする。

4 委託者は、第1項の規定による契約の解除によって生じた受託者の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第14条 受託者は、この契約に定める義務を履行しないために委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(費用の負担)

第16条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、受託者の負担とする。

(協議)

第17条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、委託者、受託者協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

委託者 延岡市東本小路2番地1  
延岡市  
延岡市長 首藤正治

受託者 延岡市岡元町630番地1  
社会福祉法人 みのり会  
理事長 甲斐英孝

## 別記

### 委託業務の内容

- ① 二次予防事業（元気あっぷシニア事業）の対象者把握業務
- ② 二次予防事業の対象者に決定された者に対するケアマネジメント業務
- ③ 被保険者に対する実態把握業務
- ④ サービス基本台帳の整備
- ⑤ 関係機関との連絡調整及び連携体制の構築
- ⑥ 総合相談業務
- ⑦ 権利擁護に関する援助
- ⑧ 地域の介護支援専門員の支援
- ⑨ 支援困難事例についての指導・助言
- ⑩ 地域の社会資源の把握とネットワーク化
- ⑪ 各種の保健福祉サービス及び介護サービスに関する情報の提供
- ⑫ 保健福祉サービスの利用申請手続きの代行とサービス調整
- ⑬ 介護予防教室（転倒骨折予防教室）の開催
- ⑭ 地域ケア会議の開催



## 包括的支援事業委託契約書

延岡市（以下「委託者」という。）と社会福祉法人 ふれあい福祉会（以下「受託者」という。）とは、包括的支援事業（以下「事業」という。）の実施に関する業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 委託者は、別記に規定する業務（以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。また、受託者は委託業務を実施するため、地域包括支援センターを設置するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

（委託業務の実施）

第3条 受託者は、委託業務を延岡市恒富南地域包括支援センターにおいて実施しなければならない。

（委託料）

第4条 委託業務の委託料は、次のとおりとする。ただし、委託期間満了後、収支精算額が次により計算した額を下回った場合は、その精算額をもって委託料とする。（消費税非課税）

(1) 基本事業（委託業務のうち、次号及び第3号に掲げるものを除く）

センター1か所当たり 15,000,000円

(2) 介護予防教室 1回当たり 30,000円

(3) 元気あっぷシニアケアマネジメント 1件1月当たり 4,000円

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、延岡市契約規則第27条第1項第6号により免除する。

（委託料の支払）

第6条 受託者は、委託者に対し、四半期における事業計画書（第4条第2号及び第3号に掲げる事業にあっては事業実績報告書）及び請求書（以下「事業計画書等」という。）を、同条第1号に掲げる事業については当該四半期の初月（4月、7月、10月、1月）の5日まで、同条第2号及び第3号に掲げる事業については当該四半期の次期の初月（7月、10月、1月、4月）の5日までに提出しなければならない。

2 委託者は、事業計画書等を受領したときは、内容を審査し、適当と認めるときは事業計画書等を受領した日の属する月の20日までに委託料をその指定する口座に振り込むものとする。

（事業実施状況報告書の提出）

第7条 受託者は、委託者に対し、毎月5日までに事業実施状況報告書により、前月分の委託業務の実施状況に関する報告をしなければならない。

（事業実績報告書及び精算書の提出）

第8条 受託者は、委託者に対し、委託期間満了後5日以内に、第4条第1号に掲げる事業に係る事業実績報告書を提出しなければならない。

（委託業務の処理方法）

第9条 受託者は、委託業務の処理に当たっては、関係法令及び要綱を遵守するほか、委託者の指示に従わなければならない。

（再委託の禁止）

第10条 受託者は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(権利の譲渡の禁止)

第11条 受託者は、この契約によって生じる一切の権利を、第三者に譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(実地調査等)

第12条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況等必要事項について受託者に報告を求め、又は実地に調査することができる。

(契約の解除)

第13条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受託者がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) 受託者が委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (4) 受託者(法人である場合には、その役員等)が延岡市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第3号に規定する暴力団関係者であると認められるとき。

2 受託者は、前項第4号の規定により契約を解除された場合においては、第4条に定める委託金額(同条第2号及び第3号に掲げる事業については、解除した日までの実績に応じた額)の10分の1に相当する額を違約金として、委託者に対しその指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の違約金は、委託者による損害賠償の請求を妨げないものとする。

4 委託者は、第1項の規定による契約の解除によって生じた受託者の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第14条 受託者は、この契約に定める義務を履行しないために委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(費用の負担)

第16条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、受託者の負担とする。

(協議)

第17条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、委託者、受託者協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

委託者 延岡市東本小路2番地1  
延岡市  
延岡市長 首藤正治

受託者 延岡市沖田町2240番地1  
社会福祉法人 ふれあい福祉会  
理事長 柳田高志

## 別記

### 委託業務の内容

- ① 二次予防事業（元気あっぷシニア事業）の対象者把握業務
- ② 二次予防事業の対象者に決定された者に対するケアマネジメント業務
- ③ 被保険者に対する実態把握業務
- ④ サービス基本台帳の整備
- ⑤ 関係機関との連絡調整及び連携体制の構築
- ⑥ 総合相談業務
- ⑦ 権利擁護に関する援助
- ⑧ 地域の介護支援専門員の支援
- ⑨ 支援困難事例についての指導・助言
- ⑩ 地域の社会資源の把握とネットワーク化
- ⑪ 各種の保健福祉サービス及び介護サービスに関する情報の提供
- ⑫ 保健福祉サービスの利用申請手続きの代行とサービス調整
- ⑬ 介護予防教室（転倒骨折予防教室）の開催
- ⑭ 地域ケア会議の開催

## 包括的支援事業委託契約書

延岡市（以下「委託者」という。）と一般財団法人 延岡市高齢者福祉協会（以下「受託者」という。）とは、包括的支援事業（以下「事業」という。）の実施に関する業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

### （目的）

第1条 委託者は、別記に規定する業務（以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。また、受託者は委託業務を実施するため、地域包括支援センターを設置するものとする。

### （委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

### （委託業務の実施）

第3条 受託者は、委託業務を延岡市岡富地域包括支援センターにおいて実施しなければならない。

### （委託料）

第4条 委託業務の委託料は、次のとおりとする。ただし、委託期間満了後、収支精算額が次により計算した額を下回った場合は、その精算額をもって委託料とする。（消費税非課税）

(1) 基本事業（委託業務のうち、次号及び第3号に掲げるものを除く）

センター1か所当たり 15,000,000円

(2) 介護予防教室 1回当たり 30,000円

(3) 元気あっぷシニアケアマネジメント 1件1月当たり 4,000円

### （契約保証金）

第5条 契約保証金は、延岡市契約規則第27条第1項第6号により免除する。

### （委託料の支払）

第6条 受託者は、委託者に対し、四半期における事業計画書（第4条第2号及び第3号に掲げる事業にあっては事業実績報告書）及び請求書（以下「事業計画書等」という。）を、同条第1号に掲げる事業については当該四半期の初月（4月、7月、10月、1月）の5日まで、同条第2号及び第3号に掲げる事業については当該四半期の次期の初月（7月、10月、1月、4月）の5日までに提出しなければならない。

2 委託者は、事業計画書等を受領したときは、内容を審査し、適当と認めたときは事業計画書等を受領した日の属する月の20日までに委託料をその指定する口座に振り込むものとする。

### （事業実施状況報告書の提出）

第7条 受託者は、委託者に対し、毎月5日までに事業実施状況報告書により、前月分の委託業務の実施状況に関する報告をしなければならない。

### （事業実績報告書及び精算書の提出）

第8条 受託者は、委託者に対し、委託期間満了後5日以内に、第4条第1号に掲げる事業に係る事業実績報告書を提出しなければならない。

### （委託業務の処理方法）

第9条 受託者は、委託業務の処理に当たっては、関係法令及び要綱を遵守するほか、委託者の指示に従わなければならない。

### （再委託の禁止）

第10条 受託者は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(権利の譲渡の禁止)

第11条 受託者は、この契約によって生じる一切の権利を、第三者に譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(実地調査等)

第12条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況等必要事項について受託者に報告を求め、又は実地に調査することができる。

(契約の解除)

第13条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受託者がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) 受託者が委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (4) 受託者(法人である場合には、その役員等)が延岡市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第3号に規定する暴力団関係者であると認められるとき。

2 受託者は、前項第4号の規定により契約を解除された場合においては、第4条に定める委託金額(同条第2号及び第3号に掲げる事業については、解除した日までの実績に応じた額)の10分の1に相当する額を違約金として、委託者に対しその指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の違約金は、委託者による損害賠償の請求を妨げないものとする。

4 委託者は、第1項の規定による契約の解除によって生じた受託者の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第14条 受託者は、この契約に定める義務を履行しないために委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(費用の負担)

第16条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、受託者の負担とする。

(協議)

第17条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、委託者、受託者協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

委託者 延岡市東本小路2番地1  
延岡市  
延岡市長 首藤正治

受託者 延岡市山下町1丁目7番地9  
一般財団法人 延岡市高齢者福祉協会  
理事長 児玉悦生

(権利の譲渡の禁止)

第11条 受託者は、この契約によって生じる一切の権利を、第三者に譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(実地調査等)

第12条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況等必要事項について受託者に報告を求め、又は実地に調査することができる。

(契約の解除)

第13条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受託者がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) 受託者が委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (4) 受託者（法人である場合には、その役員等）が延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団関係者であると認められるとき。

2 受託者は、前項第4号の規定により契約を解除された場合においては、第4条に定める委託金額（同条第2号及び第3号に掲げる事業については、解除した日までの実績に応じた額）の10分の1に相当する額を違約金として、委託者に対しその指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の違約金は、委託者による損害賠償の請求を妨げないものとする。

4 委託者は、第1項の規定による契約の解除によって生じた受託者の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第14条 受託者は、この契約に定める義務を履行しないために委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(費用の負担)

第16条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、受託者の負担とする。

(協議)

第17条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、委託者、受託者協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

委託者 延岡市東本小路2番地1  
延岡市  
延岡市長 首藤正治

受託者 延岡市山下町1丁目7番地9  
一般財団法人 延岡市高齢者福祉協会  
理事長 児玉悦生

## 包括的支援事業委託契約書

延岡市（以下「委託者」という。）と社会福祉法人 真隆会（以下「受託者」という。）とは、包括的支援事業（以下「事業」という。）の実施に関する業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

### 別記

#### 委託業務の内容

- ① 二次予防事業（元気あっぷシニア事業）の対象者把握業務
- ② 二次予防事業の対象者に決定された者に対するケアマネジメント業務
- ③ 被保険者に対する実態把握業務
- ④ サービス基本台帳の整備
- ⑤ 関係機関との連絡調整及び連携体制の構築
- ⑥ 総合相談業務
- ⑦ 権利擁護に関する援助
- ⑧ 地域の介護支援専門員の支援
- ⑨ 支援困難事例についての指導・助言
- ⑩ 地域の社会資源の把握とネットワーク化
- ⑪ 各種の保健福祉サービス及び介護サービスに関する情報の提供
- ⑫ 保健福祉サービスの利用申請手続きの代行とサービス調整
- ⑬ 介護予防教室（転倒骨折予防教室）の開催
- ⑭ 地域ケア会議の開催





## 包括的支援事業委託契約書

延岡市（以下「委託者」という。）と社会福祉法人 真隆会（以下「受託者」という。）とは、包括的支援事業（以下「事業」という。）の実施に関する業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 委託者は、別記に規定する業務（以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。また、受託者は委託業務を実施するため、地域包括支援センターを設置するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

（委託業務の実施）

第3条 受託者は、委託業務を延岡市恒富東地域包括支援センターにおいて実施しなければならない。

（委託料）

第4条 委託業務の委託料は、次のとおりとする。ただし、委託期間満了後、収支精算額が次により計算した額を下回った場合は、その精算額をもって委託料とする。（消費税非課税）

(1) 基本事業（委託業務のうち、次号及び第3号に掲げるものを除く）

センター1か所当たり 15,000,000円

(2) 介護予防教室 1回当たり 30,000円

(3) 元気あっぷシニアケアマネジメント 1件1月当たり 4,000円

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、延岡市契約規則第27条第1項第6号により免除する。

（委託料の支払）

第6条 受託者は、委託者に対し、四半期における事業計画書（第4条第2号及び第3号に掲げる事業にあっては事業実績報告書）及び請求書（以下「事業計画書等」という。）を、同条第1号に掲げる事業については当該四半期の初月（4月、7月、10月、1月）の5日まで、同条第2号及び第3号に掲げる事業については当該四半期の次期の初月（7月、10月、1月、4月）の5日までに提出しなければならない。

2 委託者は、事業計画書等を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは事業計画書等を受理した日の属する月の20日までに委託料をその指定する口座に振り込むものとする。

（事業実施状況報告書の提出）

第7条 受託者は、委託者に対し、毎月5日までに事業実施状況報告書により、前月分の委託業務の実施状況に関する報告をしなければならない。

（事業実績報告書及び精算書の提出）

第8条 受託者は、委託者に対し、委託期間満了後5日以内に、第4条第1号に掲げる事業に係る事業実績報告書を提出しなければならない。

（委託業務の処理方法）

第9条 受託者は、委託業務の処理に当たっては、関係法令及び要綱を遵守するほか、委託者の指示に従わなければならない。

（再委託の禁止）

第10条 受託者は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(権利の譲渡の禁止)

第11条 受託者は、この契約によって生じる一切の権利を、第三者に譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(実地調査等)

第12条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況等必要事項について受託者に報告を求め、又は実地に調査することができる。

(契約の解除)

第13条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受託者がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。

(2) 受託者が委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 受託者(法人である場合には、その役員等)が延岡市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第3号に規定する暴力団関係者であると認められるとき。

2 受託者は、前項第4号の規定により契約を解除された場合においては、第4条に定める委託金額(同条第2号及び第3号に掲げる事業については、解除した日までの実績に応じた額)の10分の1に相当する額を違約金として、委託者に対しその指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の違約金は、委託者による損害賠償の請求を妨げないものとする。

4 委託者は、第1項の規定による契約の解除によって生じた受託者の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第14条 受託者は、この契約に定める義務を履行しないために委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(費用の負担)

第16条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、受託者の負担とする。

(協議)

第17条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、委託者、受託者協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

委託者 延岡市東本小路2番地1  
延岡市  
延岡市長 首藤正治

受託者 延岡市長浜町1丁目1765番地1  
社会福祉法人 真隆会  
理事長 田中英隆

## 別記

### 委託業務の内容

- ① 二次予防事業（元気あっぷシニア事業）の対象者把握業務
- ② 二次予防事業の対象者に決定された者に対するケアマネジメント業務
- ③ 被保険者に対する実態把握業務
- ④ サービス基本台帳の整備
- ⑤ 関係機関との連絡調整及び連携体制の構築
- ⑥ 総合相談業務
- ⑦ 権利擁護に関する援助
- ⑧ 地域の介護支援専門員の支援
- ⑨ 支援困難事例についての指導・助言
- ⑩ 地域の社会資源の把握とネットワーク化
- ⑪ 各種の保健福祉サービス及び介護サービスに関する情報の提供
- ⑫ 保健福祉サービスの利用申請手続きの代行とサービス調整
- ⑬ 介護予防教室（転倒骨折予防教室）の開催
- ⑭ 地域ケア会議の開催

## 包括的支援事業委託契約書

延岡市（以下「委託者」という。）と社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会（以下「受託者」という。）とは、包括的支援事業（以下「事業」という。）の実施に関する業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 委託者は、別記に規定する業務（以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。また、受託者は委託業務を実施するため、地域包括支援センターを設置するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

（委託業務の実施）

第3条 受託者は、委託業務を、延岡市恒富西地域包括支援センターを本所とし、延岡市北方地域包括支援センター及び延岡市北浦地域包括支援センター、延岡市北川地域包括支援センターを支所とした4カ所において実施しなければならない。

（委託料）

第4条 委託業務の委託料は、次のとおりとする。ただし、委託期間満了後、収支精算額が次により計算した額を下回った場合は、その精算額をもって委託料とする。（消費税非課税）

(1) 基本事業（委託業務のうち、次号及び第3号に掲げるものを除く）

37,500,000円

(2) 介護予防教室 1回当たり 30,000円

(3) 元気あっぷシニアケアマネジメント 1件1月当たり 4,000円

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、延岡市契約規則第27条第1項第6号により免除する。

（委託料の支払）

第6条 受託者は、委託者に対し、四半期における事業計画書（第4条第2号及び第3号に掲げる事業にあっては事業実績報告書）及び請求書（以下「事業計画書等」という。）を、同条第1号に掲げる事業については当該四半期の初月（4月、7月、10月、1月）の5日まで、同条第2号及び第3号に掲げる事業については当該四半期の次期の初月（7月、10月、1月、4月）の5日までに提出しなければならない。

2 委託者は、事業計画書等を受領したときは、内容を審査し、適当と認めるときは事業計画書等を受領した日の属する月の20日までに委託料をその指定する口座に振り込むものとする。

（事業実施状況報告書の提出）

第7条 受託者は、委託者に対し、毎月5日までに事業実施状況報告書により、前月分の委託業務の実施状況に関する報告をしなければならない。

（事業実績報告書及び精算書の提出）

第8条 受託者は、委託者に対し、委託期間満了後5日以内に、第4条第1号に掲げる事業に係る事業実績報告書を提出しなければならない。

（委託業務の処理方法）

第9条 受託者は、委託業務の処理に当たっては、関係法令及び要綱を遵守するほか、委託者の指示に従わなければならない。

（再委託の禁止）

第10条 受託者は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、委託者の承諾

を得たときは、この限りでない。

(権利の譲渡の禁止)

第11条 受託者は、この契約によって生じる一切の権利を、第三者に譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(実地調査等)

第12条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況等必要事項について受託者に報告を求め、又は実地に調査することができる。

(契約の解除)

第13条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受託者がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。

(2) 受託者が委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 受託者(法人である場合には、その役員等)が延岡市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第3号に規定する暴力団関係者であると認められるとき。

2 受託者は、前項第4号の規定により契約を解除された場合においては、第4条に定める委託金額(同条第2号及び第3号に掲げる事業については、解除した日までの実績に応じた額)の10分の1に相当する額を違約金として、委託者に対しその指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の違約金は、委託者による損害賠償の請求を妨げないものとする。

4 委託者は、第1項の規定による契約の解除によって生じた受託者の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第14条 受託者は、この契約に定める義務を履行しないために委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(費用の負担)

第16条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、受託者の負担とする。

(協議)

第17条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、委託者、受託者協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年4月1日

委託者 延岡市東本小路2番地1  
延岡市  
延岡市長 首藤正治

受託者 延岡市三ツ瀬町1丁目12番地4  
社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会  
会長 柳田泰宏

## 別記

### 委託業務の内容

- ① 二次予防事業（元気あっぷシニア事業）の対象者把握業務
- ② 二次予防事業の対象者に決定された者に対するケアマネジメント業務
- ③ 被保険者に対する実態把握業務
- ④ サービス基本台帳の整備
- ⑤ 関係機関との連絡調整及び連携体制の構築
- ⑥ 総合相談業務
- ⑦ 権利擁護に関する援助
- ⑧ 地域の介護支援専門員の支援
- ⑨ 支援困難事例についての指導・助言
- ⑩ 地域の社会資源の把握とネットワーク化
- ⑪ 各種の保健福祉サービス及び介護サービスに関する情報の提供
- ⑫ 保健福祉サービスの利用申請手続きの代行とサービス調整
- ⑬ 介護予防教室（転倒骨折予防教室）の開催
- ⑭ 地域ケア会議の開催



平成 25 年度 事業計画書 (兼事務事業評価書)

様式2

□ 投資的経費

☑ 施策的経費

前年当初P-15 12月補正予算P-4

健康福祉部 高齢福祉課

実施予定事業一覧

①事業名 元気あっぷシニアケアマネジメント事業

②項目名 介護予防ケアマネジメント事業 03-02-01-004-01

枠外

No. 45

(単位:千円)

②長期総合計画における位置付け		③全体概要(目的と概要を記載すること。)	
基本目標	第3部 共に支え合う安全・安心の地域づくり	(目的及び概要) 元気あっぷシニアデイサービス(二次予防事業)対象者の自立とQOLの向上を目指し、対象者の持つニーズに対して適切な社会資源やサービスを結びつける援助である。 包括支援センターは、個々の対象者の心身の状況に応じて、その置かれている環境その他に応じて介護予防その他の適切な事業や支援が包括的かつ効率的に実施されるよう支援する。	
施策名	介護予防・生活支援サービスの充実		
実施主体	延岡市		
計画期間	平成 20 年度 ~ 年度		
事業区分	①新・継続 継続		
会計名	①位置等 延岡市全域		
④関連計画・関連事業・根拠法令等			
介護保険法 地域支援事業実施要綱			

⑤ 目標達成状況……行政が行った活動の結果、どれだけ成果があがったのかを数字で示すものです。

活動指標	実施件数			成果指標	実施後の改善度(実施機関の評価改善率)		
区分	H23年度	H24年度	H25年度(計画)	区分	H23年度	H24年度	H25年度(計画)
目標	390人(延)	390人(延)	669人(延)	目標	100%	100%	100%
実績	269人(延)	355人(四半期)		実績	67%		
目標達成率(%)	69%			目標達成率(%)	67%		

⑥ 必要性……市民の社会的なニーズや、民間による代替ができないかどうかについての項目です。

個々の対象者の心身の状態、生活状況を把握して、対象者と共に介護予防目標を考えた地域資源を活かした介護サービスにつなげていくこと、また、元気あっぷシニアデイサービス終了後のフォロー等は、包括支援センターが最も適している。

⑦ 緊急性、有効性、効率性

本事業の大きな目標は、介護保険認定者数や介護保険給付費の減少であり、また、多くの高齢者が自立した状態を少しでも長く保ち、個人のQOLを高くすることである。  
 大目標を達成するだけの事業効果はまだでないが、元気あっぷデイサービスを利用することで個人の生活機能が向上しており、介護予防に対する意識も高まる結果は得られているため、有効性は高いと言える。  
 効率性は、H23年度から、ケアプランを省略する等、ケアマネジメントに関わる事務手続きを簡略化したため、良いと言える。

⑧ 環境保全性……環境保全や環境負荷についての項目です。

環境に与える影響 その他(該当なし等)

ISOでの遵行管理 環境保全の対象となる事業ではない。

課題と対策

○ この事業を所管する課長の評価(事務事業の1次評価)

評価	5:拡充	理由	介護保険における二次予防事業の重要性は増しており、あわせてケアマネジメントについても拡充を図っていく。
----	------	----	-----------------------------------------------------

○ この事業を所管する部長の評価(事務事業の2次評価)

評価	5:拡充	理由	介護保険における二次予防事業の重要性は増しており、あわせてケアマネジメントについても拡充を図っていく。
----	------	----	-----------------------------------------------------

○ 事務事業の最終評価(※記入不要)

評価	5:拡充	理由	介護保険における二次予防事業の重要性は増しており、あわせてケアマネジメントについても拡充を図っていく。
----	------	----	-----------------------------------------------------

⑨ 予算科目	予算見積書記載ページ		69						
款	地域支援事業費	25年度事業費	工事請負費	用地費	補償費	委託料	補助金	備品購入費	事務費
項	包括的支援事業-任意事業費								
目	総合相談事業費	当初							
		決定	2,676						
						2,676			
			2,676			2,676			
⑩ 事業費等	事業費等	開始~平成23年度	平成24年度	入P	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度以降	
		14,855	2,175	1,976	2,676	2,676	2,676	2,676	
財源内訳	国・県支出金	8,819	1,305	1,170	1,586	1,586	1,586	1,586	
	地方債								
	その他	3,095	435	416	3	561	561	561	561
	地域支援事業費入金	2,941	435	390	27	529	529	529	529
区分	国県補助制度(名称)	対象額	補助率	補助額	(計画内容・積算基礎)	(計画内容・積算基礎)	(計画内容・積算基礎)		
国	包括・任意事業	2,676	39.50 / 100	1,057					
県	包括・任意事業	2,676	19.75 / 100	529					
	起債								
	その他								
	その他	名称	第1号被保険者保険料21%	金額	561	進捗率	%	進捗率	%

⑪ 25年度の事業内容(組(具体的な事業内容と積算根拠等を記入。必要に応じて図面・見積書を添付) ※※※※、補助先・委託先は必ず記入すること ※※※※)

【事業内容】

地域包括支援センターに、元気あっぷシニア事業の対象者が通所型デイサービス事業に参加する際の事前アセスメントや事業所との情報共有等のケアマネジメントを委託する。1サイクルが12回(3ヶ月)なので、4回/月×3ヶ月(1人あたり)の委託料とする。  
 開始から4年経過し、希望者が徐々に増えていること、リピーターが増えていること等から、ケアマネジメントの量は増加して行くものと見込まれる。

⑫ 事業費

4,000円/月人 × 3ヶ月 × 223人 = 2,676,000円  
 ※ デイサービスのプログラムの1サイクルは、12回(約3ヶ月)とする。

※介護報酬単価参照(介護予防支援費) 要支援1・2対象者へのモニタリング(居宅介護支援事業所・包括支援センター)

委託先: 地域包括支援センター 11カ所

(平成26・27年度新規事業は開始年度の事業内容を記載する)

⑬ 過年度実績										進捗率	%
<ケアマネジメント数>											
	H20年度(3月のみ)	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度(第2四半期)						
初回加算	5人	53人	59人	—	—						
ケアマネジメント延人数	15人	168人	187人	269人	259人						
	33千円	852千円	956千円	1,076千円							
※24年度補正がある場合の当初予算額 (千円)											

⑭ 雇用見込み数		直接雇用	人
		間接雇用	33人
		計	33人
⑮ 法の拘束性(※事業の実施が法令に明確に定められているか) :			
2. 法令上、実施が義務づけられているが、実施方法については自治体の裁量に委ねられる。			